

# 官報

号外 昭和三十九年六月十六日

## 第四十六回 衆議院會議録 第三十六号(その一)

昭和三十九年六月十六日(火曜日)

議事日程 第三十五号

昭和三十九年六月十六日  
午後二時開議

第一 東海北陸自動車道建設法案  
(瀬戸山三男君外十八名提出)

第二 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案(内閣提出)

第四 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案(内閣提出)

第五 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めるの件

第七 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

### ○本日の会議に付した案件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本電信電話公社経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

母子福祉法案(内閣提出、参議院回付)

昭和電工川崎工場爆発事故に関する緊急質問(小泉純也君提出)

頻発する労働災害に関する緊急質問(中嶋英夫君提出)

昭和電工川崎工場爆発事件等に関する緊急質問(内閣提出)

日程第一 東海北陸自動車道建設法案(瀬戸山三男君外十八名提出)

日程第二 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案(内閣提出)

日程第三 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案(内閣提出)

日程第四 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案(内閣提出)

日程第三 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案(内閣提出)

日程第四 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案(内閣提出)

日程第五 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第六 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めるの件

日程第七 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

赤澤自治大臣の新潟方面の地震の被害状況についての発言

午後二時八分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本電信電話公社経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣から、電波監理審議会委員に金子鋭君、杉村章三郎君を、日本電信電話公社経営委員会委員に大和田徳二君、谷口孟君を任命したので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

母子福祉法案(内閣提出、参議院回付)

○議長(船田中君) おはかりいたします。

参議院から、内閣提出、母子福祉法案が回付されております。この際、議事日程に追加して右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

母子福祉法案の参議院回付案を議題といたします。

母子福祉法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十九年六月十二日  
参議院議長 重宗 雄三  
衆議院議長 船田中殿

(母子相談員)  
第七條 都道府県に母子相談員を置く。  
2 母子相談員は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行なう等母子家庭の福祉の増進に努めるものとする。  
3 母子相談員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する母子相談員の職務を行なうに必要な熱意と識見を持つてゐる者のうちから、都道府県知事が任命する。

昭和三十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その一) 昭和電工川崎工場爆発事故に関する小泉純也君の緊急質問

4 母子相殺は、非常動とする。ただし、第二項に規定する職務につき政令で定める相当の知識経験を有する者については、非常動とすることができぬ。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条第四項ただし書の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

第四条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条第四項ただし書の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

第三条又は第三条の二の規定により貸し付けられた資金は、第十条

又は第十一条の規定により貸し付けられた資金とみなす。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

昭和電工川崎工場爆発事故に関する緊急質問(小泉純也君提出)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、小泉純也君提出、昭和電工川崎工場爆発事故に関する緊急質問、中嶋英夫君提出、頻発する労働災害に関する緊急質問、及び門

司亮君提出、昭和電工川崎工場爆発事件等に関する緊急質問を順次許可せられんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

まず、小泉純也君提出、昭和電工川崎工場爆発事故に関する緊急質問を許可いたします。小泉純也君。

「小泉純也君登壇」

○小泉純也君 私は、去る六月十一日、昭和電工川崎工場において発生したガス爆発事故に対しまして、自由民主党を代表して、総理大臣並びに関係大臣に若干御質問をいたしたいと存じます。(拍手)

質問に入ります前に、まず私は、なぐられた方々につつしんで哀悼の意を表し、遺族の方々に衷心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。また、不幸にして負傷せられた方々に対しましては、一日もすみやかに御回復あそばさされますようお祈り申し上げます。私は、六月十一日夕刻、いち早くこの悲報に接したのでございますが、正直に申しまして、これは何かの誤報ではないかという感じがございましたのでございます。石油化学工業と申しますれば、現在発展を続けるわが国産業の中においても先端を行く産業であ

り、その技術水準は、欧米先進諸国に比してまさるとも劣らないものがあるのであります。したがって、その安全性という点にも万全の配慮がなされておると信じて疑わなかつたからであります。いや、このような惨事が起こるはずはないという私の心の中には、あつてはならないのだという私の願いも強く込められていたと思うのでございます。しかしながら、それは残念にも事実でございました。私は現地にこの惨事を慰問し、爆発現場の実状を見るに及んで、言ひようのない悲しみと、現代科学の威力に一種の戦慄を禁じ得なかつたのでありますと同時に、二十世紀の近代文明の中にあつて、明らか

に人災と思われれる事故が発生したことに対し、政府の責任を追及するとも、政治に携わる私たちの責務の重大なるを痛感いたしました次第であります。こうした事態にあつてとるべき道はただ一つ、事故の原因をきびしく追及して、そのよつて来たるゆえんを明らかにいたし、適切な事後の措置を講ずるとともに、この種の事故が二度と再び起こらないように技術的な対策を確立することでありませう。そして再びこうした惨事を繰り返さないことこそ、なき人々に対する何よりの供養であり、政治に携わる者の国民に対する責務でなければならぬと信ずるのであります。

私は、高度経済成長と人命尊重という見地から、まずもつて池田総理大臣にお伺いをいたします。石油化学は近代産業の花形であり、各都市に続々と石油コンビナートができてきつてございます。いまや石油産業発展の最も大事な時期であります。この時点において、今回の惨事は住民並びに従業員に生命への不安を与え、その影響するところはまことに大きいと申さなければならぬのであります。高度経済成長もより必要であり、その成果は何人も認めて疑わざるところでございますが、保身ないし人命の尊重というものは、何ものにも優先する第一義のものであらねばならないのであります。このよつた意味で、最近の事故の頻発は遺憾のきわみであり、政治に対する国民の不信を私は憂えるものであります。総理はこの点についていかがが考へておられるのか、御所見を承つておきたいのであります。

次に、福田通産大臣にお尋ねをいたしたいと思います。第一に、本件爆発の原因は一体何であるかということでありませう。私は、初めにも申しましたように、石油化学工業といへば、技術的にも相当高度な産業であり、防災という観点からも十分意を尽くしているとは信じていたのでございますが、このような惨事を惹起するに至つた原因について、政府のほうですでにいろいろと調査をされ

ておることと存じます。それを明確にお伺いをいたしたいと思います。次に、今回の爆発事故に際しまして、本日まで政府がとられました緊急措置についてであります。こうした大きな災害の事後措置としては、周旋を入れぬ機敏で適切な措置がとられなければならぬのでございますが、特に直接の衝に当たつておられた政府の責任者としての福田通産大臣にこの点をお聞きしたいのであります。

第三に、最近の石炭鉱業、交通機関、建設現場、さらに今回のような化学工業等において重大災害が頻発しておるといふことは、まことに憂慮にたえないところであります。近年、技術革新の急速な進展に伴い、機械設備の高度化、新技術の導入、新化学物質の採用等が進み、災害の大規模化、新たな災害発生の危険性が日に増大しておるものと考えられます。今回の事故対策も含めて、これらに対する通産大臣並びに労働大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

第四に、取り締まり法規の問題についてでございます。今度の昭和電工の場合では、第一プラントと第二プラントとが並んで建つておつて、その横に第三プラントが建設中でございます。鉄骨の二階建てがすでに組み立てられておつたのであります。惨事を起したときは、第一プラントの運転は休止中で、第二プラントのみが運転中

ておることと存じます。それを明確にお伺いをいたしたいと思います。

次に、今回の爆発事故に際しまして、本日まで政府がとられました緊急措置についてであります。こうした大きな災害の事後措置としては、周旋を入れぬ機敏で適切な措置がとられなければならぬのでございますが、特に直接の衝に当たつておられた政府の責任者としての福田通産大臣にこの点をお聞きしたいのであります。

第三に、最近の石炭鉱業、交通機関、建設現場、さらに今回のような化学工業等において重大災害が頻発しておるといふことは、まことに憂慮にたえないところであります。近年、技術革新の急速な進展に伴い、機械設備の高度化、新技術の導入、新化学物質の採用等が進み、災害の大規模化、新たな災害発生の危険性が日に増大しておるものと考えられます。今回の事故対策も含めて、これらに対する通産大臣並びに労働大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

第四に、取り締まり法規の問題についてでございます。今度の昭和電工の場合では、第一プラントと第二プラントとが並んで建つておつて、その横に第三プラントが建設中でございます。鉄骨の二階建てがすでに組み立てられておつたのであります。惨事を起したときは、第一プラントの運転は休止中で、第二プラントのみが運転中

ておることと存じます。それを明確にお伺いをいたしたいと思います。次に、今回の爆発事故に際しまして、本日まで政府がとられました緊急措置についてであります。こうした大きな災害の事後措置としては、周旋を入れぬ機敏で適切な措置がとられなければならぬのでございますが、特に直接の衝に当たつておられた政府の責任者としての福田通産大臣にこの点をお聞きしたいのであります。

第三に、最近の石炭鉱業、交通機関、建設現場、さらに今回のような化学工業等において重大災害が頻発しておるといふことは、まことに憂慮にたえないところであります。近年、技術革新の急速な進展に伴い、機械設備の高度化、新技術の導入、新化学物質の採用等が進み、災害の大規模化、新たな災害発生の危険性が日に増大しておるものと考えられます。今回の事故対策も含めて、これらに対する通産大臣並びに労働大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

第四に、取り締まり法規の問題についてでございます。今度の昭和電工の場合では、第一プラントと第二プラントとが並んで建つておつて、その横に第三プラントが建設中でございます。鉄骨の二階建てがすでに組み立てられておつたのであります。惨事を起したときは、第一プラントの運転は休止中で、第二プラントのみが運転中

であったのでございます。これからのガス漏れが増設工事中の第三プラントの溶接火花に引火爆発したのではないかとしろうとにも見られる節があるのではありません。毎年毎年、可燃性の新しい物質が次から次へと出ておりまして、その取り締まり対象というものは高圧ガスでもないし、従来いわれておる引火性のあるものでもない、そういうのはつきりしないものが工場の一部にある、それが現に今度のような惨事を起こしたのでございます。高圧ガス取締法とこれらの規制との関係をどうするかということは、今後の大きな問題であろうと存じます。こういう法制の整備という点について、あわせて通産大臣にお聞きしておきたいのであります。

本件は、昭和三十三年に石油化学工業がわが国で操業を開始するに至って以来初めての大きな事故でございます。それだけに幾多波及するところがまことに大きいのでございます。

第五として、最後に労働大臣にお伺いいたします。

昭和電工の爆発事故現場において見られるような増設工事において、事業者がみずから工事に当たるのではなくして、建設業者あるいはプラントメーカーの手に工事がゆだねられ、さらに下請にそれが出されるといのが普通でございます。今回の場合は、プラントメーカーである千代田化工の工事で

あって、その下に内海建設という業者があり、さらにその下に辻という小さな請負業者があったと聞き及んでおるのでございます。また、最近の化学工業においては、装備、電気、配管、オートメのための計器取り付け等、それぞれ専門の工事を必要とするものが多いことは私も理解するのでございます。下請から下請へと、たくさんの方々がこれに参加するということでは、安全管理の責任の不明確という点におちいらざるを得ないのではありません。この労務管理の不徹底ということが予測せざるを得ない一つの原因でもあると考えるのでございますが、この点について、労働省としては今後どのような対策を講じようとしておられるのであるかをお伺いいたします。私の質問を終わる次第でございます。(拍手)

〔内務大臣福田一君答へ〕

○内務大臣(福田一君) 去る十一日の午後三時七分に、川崎市所在の昭和電工川崎工場におきまして、プロピレン・オキサライドのプラント増設工事中に爆発事故を起こしまして、多数の死者を出しましたことについては、まことにわれわれとしても残念と考へ、遺憾の意を表したいと存する次第でございます。特にこれによつてなされたお方、また負傷をされたお方たちに対しては、心から哀悼の意を表し、すみやかにその負傷の全快される

ことを心からお祈りいたしたいと存じます。

そこで、まずこの問題の原因及び対策の問題その他について御質問がございましたが、特に高度成長と人命の尊重という点については、私どもも、産業の高度成長をはかるという意味におきましては、重化学工業が一番産業の先端を行くものでありますだけに、これは最も意を用いなければならぬところでございまして、いかに高度成長がなれるというよりも、そこに人命がそこなわれればというよりなことでございまして、われわれとしての責任を全うすることはできません。したがつて、今後高度成長をいたします石油化学その他の産業につきましても、この保安の対策並びに人命の尊重ということに、今後十分の留意をいたしてまいりたいと存するところでございます。

そこで今度の事故でございますが、ただいま御質問にもございましたように、第三プラントをつくろうといたしておりました、私も現場に行つて見てまいりましたが、その場合にガス漏れがあつて、そうしてその漏れたガスに引火するやうなことがあつてはいけなしいというので、トタンの遮蔽をいたしまして、第三プラントを建築いたしておつたところであります。

いは第二プラントのほうで、何かプラント内における事故によつてプロピレン・オキサライドが爆発したのではないかと、あるいはまた、ガス漏れをいたしましたプロピレン・オキサライドが出ました理由、たとえば、ただいまから、下のほうに沈んでおつたものか。その沈んでおつたものか。それがこのガスに引火をいたしまして、その引火によつてガスが燃えまゝ。燃えたことによつて、タンク内におけるとおりのオキサライドが爆発を起した。こういうことも考えられるのでございまして、ただいまその原因を至急調査いたし、十分な対策を今後考へなければいけないと存じておるのであります。

私がこの十一日の午後三時七分の事故を知りましたのは、四時ちよつと過ぎでございますが、直ちに關係でございますところの軽工業局の係官数名を現場に派遣いたしましたと同時に、昭和電工に対しましては、すみやかに罹災者の救助に万全を期するということと、特に原因の究明に万全を期してまいりたいということを伝えました。

さらにまた、都道府県に対しまして、石油化学工場を持つておりますよりのところ、あるいはまた、こういうガスの關係の仕事をしておりますところに対しまして、この種の爆発が起きたことを知らせると同時に、十分に注意をするようにという指令を、特に同日直ちに出示しておいたわけであります。

ただ、私は、同夜十一時ごろ、もう一べん昭和電工の会社に電話をいたしました、社長その他の重役の方々に、先ほど私が申し上げたやうな、この罹災者の問題、あるいは原因の追及について十分な措置をとってもらいたいというところを申しあげたわけであります。

そこで、この取り締まりでございますが、ガスのうちには、高圧ガス取締法と都市ガス取締法がございまして、このプロピレン・オキサライドというのは低圧ガスでございますから、直接の取り締まり対象にはならないのでございまして、今後石油化学等が大いに発展しますが、今般石油化学等が大きいに発展し、重化学工業が進んでいきます場合に、この種のものを法律の取り締まりの範囲の外に置いておいていかどうかということは大いなる問題でございます。もとよりこの低圧ガスにつきましては、消防法で一定の規定はありますけれども、しかし、先ほど御指摘がありました高度成長と人命の尊重という見地から考へてみますと、これを産業の面からもう一べん考へて取り締まりを嚴重にする必要があるのではないかと、今般原因の探求をいたしまして、その結果を明らかにすると同

時に、私たちとしては、法的な措置その他あらゆる意味における万全の措置をとって、対策に遺憾のないように努力をいたしたいと考えておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣大橋武夫君登壇〕

○國務大臣(大橋武夫君) 今次昭和電工川崎工場の災害の発生は、きわめて遺憾なことでありまして、監督指導の責めにある当局といたしましては、深く反省をいたしまするとともに、犠牲者各位に対しては心から哀悼の意を表し、また、遺族並びに負傷者の方々に對しましては御同情を申し上げます、かつ、今後の援護措置について遺憾なきを期しておる次第でございます。

事件発生と同時に、労働省といたしましては、神奈川県基準局長、川崎基準監督署長ほか係官を現地に派遣いたしました、関係機関と協力して事件の発生状況、原因等を調査し、また、犠牲者の確認、負傷者の手当て等、労災保険給付を急がせた次第でございます。

最近、石炭鉱業、交通機関、建設現場、さらに化学工業等におきまして災害が頻発いたしておりますことは、まことに遺憾でございます。労働省といたしましては、これら災害の発生状況にかんがみまして、その対策を検討いたしていただくと思いますが、先般中央労働基準審議会から、抜本的、

総合的な災害防止対策について答申が提出されました。この答申は、災害防止の基本的態度としては、経済成長、技術革新に伴って頻発している労働災害に對し、これを単に災害発生現場の問題としてのみとらえるにとどまらず、それを取り巻く各種の要因、環境の問題にまでさかのぼって対処すべきであるという趣旨が盛り込まれたものであります。今後はこの具体化を積極的に進めまして、災害防止の万全を期したいと考えております。

次に、技術革新の急速な進展に伴う労働災害の防止対策につきましては、一般的には、ただいま申し上げました中央労働基準審議会の答申を実現していきたいと考えておりますが、特に今回のような化学工業等につきましては、さらに、第一には、人命尊重觀念の徹底、第二には、新技術に即応する労働基準監督機構の整備、第三には、産業安全研究所、労働衛生研究所を中心とする専門的立場からの研究調査、第四に、現在国会で御審議中の労働災害防止法案が成立いたしました際には、特に災害多発業種と考えまして、化学産業部門等にも、同法に基づく労働災害防止協会の設立をはかる等の施策を講じてまいりたいと存じます。

なお、昭和電工川崎工場のこのたびの爆発事故の原因等については目下調査中でございますが、当面、六月十五日、石油化学工場に對し、全国一斉

に監督を実施いたしましたして、六月十七日には、関係担当を中央に集めて、監督実施の結果について検討を加えることといたしておるのであります。

第三に、御指摘のように、一つの工事現場に下請関係の多数の事業場が一緒になって作業を行なっております場合には、安全管理について、その責任の所在が不明確、また責任そのものが不統一となるおそれがございます。かような場合における安全管理の責任の明確化及び統一、安全管理の必要性につきましましては、去る四月提出されました中央労働基準審議会の答申においても特に強調されているところでございますが、この点につきましては、ただいま御審議を願っております労働災害防止に関する法律案に、法律上明確な規定を掲げておりますので、同法案の成立をはかりつつ、万全の措置をとってまいりたいと存じます。(拍手)

頻発する労働災害に関する緊急質問  
問(中嶋英夫君提出)  
○議長(船田中君) 次に、中嶋英夫君提出、頻発する労働災害に関する緊急質問を許可いたします。中嶋英夫君  
〔中嶋英夫君登壇〕

○中嶋英夫君 去る六月十一日午後、昭和電工川崎工場において発生いたしました大爆発事故は、十六名に及ぶと、十

名の重傷者はお病床上に呻吟し、軽傷者を含めて負傷者の数は百十一名にも達する大惨事でありました。

この原因については、目下調査が進められておるようであります。この結果のいかんは別として、これがプロピレン・オキサライドの爆発であり、近代科学の発達過程における悲惨事として多くの警告を世に与えた事実はまことに重大であります。(拍手)

私は、今次事故によってなくなられた方々の御冥福と負傷者の方々の全快のすみやかでありますようにとお祈り申し上げますとともに、御家族の皆さんに、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。かかる悲劇を再び繰り返すことのないことを期して、日本社会党を代表して、池田総理並びに関係閣僚に對し、質問をいたします。(拍手)

近來、よく、人づくりとか国づくりとか耳ざわりのよいムードを持ったことは聞きますが、人づくりの前に、まず人を大切にすること、人命こそ何ものにもかえがたいものとして尊重されなければなりません。

池田内閣発足以来の経済政策は、一にも二にも経済の成長をうたい上げてまいりましたが、これが空虚なる所得倍増ムードと相まって、産業界にはあ

わだたしいまでの技術革新ブームを現出するに至つたのであります。私は、国民の生活にあらせをもたらす技術革新には大いに賛成であります。そ

れはあくまでも災害の予防、公害の防止を含む諸般の対策を前提として進めらるべきであります。すなわち、災害、公害の防止対策が不十分であることは、人命軽視となり、労働災害の続発を生むことになるのであります。保安装置、公害除去装置の費用が、企業性、採算性の立場から、非生産的投資として軽んじられるならば、近代的オートメーション工場は市民生活を脅かし、労働者を危険にさらすところの暴力的存在といわなければならぬのであります。(拍手)

今回の事件発生の際の報道によれば、昭和電工副社長は、今回の事故で損害はたいしたことはない、今六月份、来十二月份的株主配当には影響しないと、思ふと談話を発表しております。過度の企業意識は、反社会、反国家、反道徳の風潮を生むことになり、まことに憂慮にたえません。

んでした。池田総理及び通産大臣は、この点のように反省をなさずしておられるのか、どのように責任をとられるかをまずお伺いしたいのであります。(拍手)また、総理は、今後どのような姿勢で事故の再発を防止されるお考えであるかを承りたいのであります。

さて、急激な技術革新に伴い、それに対応する監督、取り締まりもまた革新されなければなりません。この点、通産省、労働省、消防庁当局は十分な施策をなされておられたかどうかを次にお伺いいたします。通産大臣は、新しい立法措置などについてお考えを保持しておられるのでありますけれども、その点をも明らかにしていただきたいと思ひます。

しかし、いかに立法措置が前進いたしましたとしても、その運用が旧態依然たるものであるならば、効果がありません。監督官の能力あるいは待遇、または人員不足等、多くの問題があります。取り締まりを受けるものの技術的水準が高くて、取り締まりをするものがそれに及ばないということになると、勢い立ち入り検査はますますになり、あるいはなれ検査が行なわれる危険があります。監督官の人員不足は、一年一回の立ち入り検査でも、それを精密に行なうときは、管内一巡に数年を要するという嘆きを私どもは聞いておるのであります。労働基準監督署、各

府県の工業指導担当課あるいは消防署が、化学産業の発達に追いついていないところに、政府として十分反省をしなければならぬ点があると思ひます。

この際、特に指摘したいのは、人命尊重と直結する諸機関や担当者が、社会的にどれだけ評価されておるかという問題であります。知識水準、技術水準を高くするように要求されておる人が、行政部内の日の当たらないところで軽視されている傾向を私は等閑視においても、安全担当者がわき役の処遇を受けて、安全管理に熱心なる職員が、ああ、あれは安全屋だと笑ひものにされている事実をも黙視できないのであります。本腰の入った保安訓練、保安施設の完備とともに、有能な科学者、技術者が進んで監督体制に参加し、人命尊重の大切な職務についておるといふ誇りを持ってその任に当たり得る条件を生み出すための施策が必要であります。この点、関係各大臣の答弁を求めます。

次に、あらためて通産大臣並びに自治大臣にお伺いいたします。現地川崎市市長は、今回の大事故を重視し、今後の対策として、化学工場はすべてオートメ化され、年中無休で稼働されているが、保安要員が少くないのか、増設工事の場合には危険な装置を一時休止すべきではないか、オートメ工場は部分的改修や器具の取りかえなどがなかなかできないのではないかなどを調査の上、それぞれの工場が年間何回かの工場全休による点検再整備の日を設けるよう、市内の化学工場全部に申し入れたようでありますが、この新しい提案に対して所信を承りたいと思ひます。

天災と異なり、最近頻発する産業災害はすべて予測できないものではあります。現に、事件発生後の調査結果によれば、必ず予防の方法があったことが指摘されており、危険だから注意しろ、注意をしろと労働者の注意力にのみ依存をし、事故が発生するや、作業員の不注意ではないか、これでは労働者はたまつたものではありませんが、このたびの事故の原因についてはいまだつまびらかではありません。少なくとも建設工事に際して、火気発生の際、隣接の危険な作業を中止するとか、コントロール室のメーターに変化があつた場合、工事現場に直結する警報機、非常ベルを準備するとか、いろいろな方法で防ぐことができたはずであります。

去る十二日、衆議院商工常任委員会において、わが党衆議院委員の質問に対し、労働省の幹部は、最近労働災害は率的に減少しておると答弁しておりますが、各企業の表面的安全競争の陰に隠された産業災害は激増の一途をたどっております。まさに池田内閣発足以来産業災害増増の状態であり、

(拍手)けがをしても、おまえの不注意だ、工場の恥になるからと言って、公傷としないで休暇をとらせたり、現場公休と称して工場内における休養制度をひそかにつくり、その犠牲の上に無災害記録が樹立されている実態を、総理及び労働大臣は知っておられるかどうか。人の生命は何ものにもかえがたい、とうとい侵すことのできないことをしっかりと確認した上での御答弁を期待して、私の質問を終わります。

〔国務大臣大橋武夫君登壇〕

○国務大臣(大橋武夫君) 技術革新に伴う新しい機械設備についての対策といたしましては、新技術の導入、機械設備の高度化、新化学物質の使用等が進むに際しては、安全監督行政はますます重要度を加えておるのでございまして、これに対しまして高度の専門的、技術的知識が要請されつつあることは御指摘のとおりと存じます。労働省といたしましては、産業安全研究所、労働衛生研究所を拡充強化いたしますとともに、学界等の協力を得て、専門的立場からの研究、検討を進め、新技術、新設備等に即応する安全対策の確立、法令の整備をはかり、特に監督官の充実、資質の向上等につとめておる次第でございます。しかしながら、現在の段階におきましては、新事態に即応する監督機関の人的、物的能力は必ずしも十分とは言

がたい点があるのをごさいます。当面は機動力の増強、事務の機械化、予算の効率的使用等の方法によって、監督能力の増大をはかっております。が、今後は何と申し申しても予算人員の確保等の面について善処いたしてまいりたいと存する次第でございます。なお、無災害記録達成運動の点でございますが、この運動について、本来の趣旨にもとらるようなものがございます。きわめて遺憾でございます。今後ともそのようなことのないよう十分に指導を進めてまいりたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇〕

○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。

この工事現場は、実は昭電のプロビレン・オキサイド・プラントというのにはリモートコントロールでもってやっております。したがって、昭電関係員傷者は二名でございます。ところが、第三プラントを増設しております。その関係者が多数おりましたために非常な被害を生んだのでございます。したがって、建設工事をするような場合においては、この操作をとめておいて、そうしてやつたならばこういふことが起きなかつたのではないかと、それが考えられるわけであり、また、そういう場合において、引火しないようなものと十分な注意を払うか、あるいはガス漏れを事前に探知いたす

ことができませんでしたならば、私はこの事故の発生を防止し得たと思ふのでございます。こういう意味におきまして、先ほども申し上げましたように、新しい立法が考えられ、またガス漏れをすくぐに探知できる自動的な研究を何か開発をいたさなければいけない。ただし、ガスと言いましても何百種類とございまして、それに相応した探知機でなければいけないわけでございすが、こういうことはぜひすぐに開発するようというのを、昭和電工に對しても実は嚴重に申し入れをしておきました。

また、新しい立法をつくつても人が少なくて十分な監督ができないではないかというお説はごもっともでございます。われわれとしては十分その点は考えなければなりません。

また、保安関係者の地位が低いために十分な保安の効果をあげ得られないではないかというお説もごもっともでございます。われわれとしてはこれに對して善処いたしてまいりたいと考えております。

なお、御指摘がございました金刺市長の、保安の關係から見れば一時運転を休止してやたらよかつたんだという話、または化学工場というものが非常に危険であるから、そういうものは一年の間に一応一定期間でも休んで、そうして十分な、何と言いますか保安の対策が講ぜられておるかどうかを調

査すべきである、こういうお話でございます。こういうような建築をする場合、一時運転をするという事は私もよくわかりますが、調査のほうは、運転しておつて調査したほうが悪いはいいのではないかと思ひますけれども、いずれにいたしましても、この調査を嚴重にいたしまして原因を明らかにいたしますと同時に、今後はこの種の近代産業において保安が十分に達成されますように、慎重なしかも十分な努力をしてまいりたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣赤澤正道君答覆〕

○國務大臣(赤澤正道君) 答へたいいたします。今回の昭和電工の悲惨な事故でございますが、現行の消防関係の法令は一応守られておりますし、また消防活動に特に手落ちはなかつたと判断いたします。消防法には、御案内のとおり、随時現場査察の権限があるわけでございまして、それに基づいて三カ月一回こも査察をしております。最近三月末に査察を行ないましたのが、そのときには異状は認められなかつたわけでございます。

こういう事故が起ころぬためにはどうすればいいのかということにつきましては、いろいろ検討を加えておる次第でございますが、やはり一つには、こういう危険物を保管する工場側でも自主的に徹底的に点検を励行するという指導も必要でございますし、また、消

防のほうももっとひんばんに綿密に査察をする必要がある。そのためには、やはり人員の配置の問題もありませんし、また特に技術者が足りないという判断をしておりますので、この問題もやはり前向きで解決しなければならぬと考えます。その他、最近科学技術の進歩に伴いましてオートメーションの工場がたくさんできてまいっております。どうもいままでの行政では手が届かぬところがあるのではないかという気持ちがありましたので、これは今後の問題として、関係各省ともよく協議をいたしまして、この何かというものをつかんで対策を立てなければならぬ、かように考へる次第であります。(拍手)

昭和電工川崎工場爆発事件等に関する緊急質問(門司亮君提出)

○議長(船田中君) 次に、門司亮君提出、昭和電工川崎工場爆発事件等に関する緊急質問を許可いたします。門司亮君。

〔門司亮君登壇〕

○門司亮君 私は、民社党を代表いたしまして、去る六月十一日午後三時七分といわれております昭和電工川崎工場における爆発事件について、政府の所信をただしたいと思つたのでございす。(拍手)

この事件の御質問を申し上げます前に、十六名のなぐられた方々に對

しましては、心から哀悼の意を表したと思つたのでございす。なお、三十一名の重傷者、その他八十九名にのぼる軽傷者の方々に對しましても、一日もすみやかに全快されんことを心からお祈り申し上げるものでございす。

政府に對しましては、本日のこの會議における政府の御答弁は、いま申し上げましたような気持ちで私質問をいたしましたので、どうか政府の答弁がなぐられた方の冥福を祈るに十分であり、負傷者の方々の慰安に値するものであるという心がまえにおいて、ぜひ御答弁をわずらわしいと思つたのでございす。

この事件は、いろいろ原因はございすが、いま取りざたされております原因は、二つである。一つは、外部からの引火によるもの、一つは、作業工程の中で何らかの衝撃によつて爆発したのではないかという科学技術の面からの問題でございす。しかし、いずれもこの問題は判明をいたしておりません。したがつて、私は、この機会には、この二つの問題を一応想定いたしまして、以下、総理大臣並びに労働大臣、通産大臣に御質問を申し上げるものでございす。

まず最初に申し上げたいと思ひますことは、労務管理の面でございます。御承知のように、発注者から昭電でございまして、発注者が昭電であつて、工事の請負は千代田化工に

なつております。この千代田化工さんが、あらゆる工事の面について、十幾つかの会社あるいは事業所にこれを下請に出してあります。したがつて、ここで作業をいたしておりました人たちは、これらの十幾つかの作業場あるいは工場から参りました人たちでございす。したがつて、同じ現場で働きますが、人と人との融和性は全くなかつたかと判断することができようかと思ひます。同時に、保安その他の問題に對しましても、命令系統が区々まちまちであつて、またこれ徹底していなかつたであらうことは、想像にたたくございす。したがつて、危険区域であつて、火気嚴禁と書かれておる場所でも作業するにもかかわらず、それらの労務管理というものが完全でなかつたといふことは私は言えると思ひます。したがつて、これらの面について、労務管理の面から労働省は將來どういふ見解を持つておるかということの所信を一応明らかにしてもらいたい。

その次には、この爆発事故によつて最も大きな被害を出したと考へられますのは、この現場のわずか四メートルの道路を離れて下請工場の現場事務所が並んでおつたという事実でございす。この現場事務所が現場の近くにありとすることは、作業工程の中から申しますならば、きわめて便利かもしれませんが、しかしながら、そうした意味に

おいて、ここにたくさん仮設の家屋があつて、そこに多くの人たちが働いておつた、この人たちが爆風と、さらに火災による傷害を受けて、想像以上の犠牲者を出したということは、いかなる事案でございませう。私どもは、こういう危険な箇所において、ややともすればこの種の惨事が起こりはしないかと考えられるような場所でありませうならば、できるだけ現場事務所は遠ざかつておつたならば、こういう惨事はなかつたと考える。しかし、事業をする者にとりましては、できるだけ安上がりのために、できるだけ工事の都合のいいようにいろいろ便利な方法がとられたと考えるが、これらの問題についても、当局側はそれでよろしいというお考えなのか、将来こういう問題に対しては十分の注意をするというお考えなのか、その点をはっきりしてもらいたい。

その次に、私は通産省にお伺いをいたしたいと思つておつたことは、先ほどお答弁がございましたように、高圧ガスに対しては取り締まりの法規がある。しかし、低圧ガスに対しては取り締まりの法規がない。ただ、消防法規の中に、危険物に対します査察、あるいは注意を行ふことのために消防の取り締まりを受けることができるようになっておる。ところが、この現場を見てみますると、第一工程と申し上げても差しつかえないかと思つておつたが、そこ

は明らかに高圧ガスである、第二工程の中は低圧ガスである、第三工程はまた高圧ガスになるといふ危険性を持つておる。こういう作業工程の中であつて、したがつて、その査察を行ないませう場合には、これは官僚の悪い癖であります、結局なわ張り争ひができて、そして高圧の部分、いわゆる頭と肩のほうは通産省が行なり、まん中は消防庁でよろしいというよりなことで、一貫したこれに対する取り締まりあるいは査察をするということが今日まで不可能であつたのではないかと。こういうことでは、こういう事件の起こるといふことも考えられませうので、将来、これに対するいゝわゆる取りあへずの処置として、当然、共同というか、合同による査察を行なうという御意思があるかどうかということをお伺いしておきたい。

さらには、私はもう一つこの問題について労働省にお伺いをいたしておきたいと思つておつたことは、労働省が昨年三月二十日の省令で四月一日施行になつておられる施行規則の中で、ボイラーその他これらの問題に対しますいゝわゆる取り締まりの改正をなされておられるが、その中に、不幸にして今回起こりました事件の内容がはずれておるといふ事案がございませう。私は、せっかく法規を改めて災害の防止に万全を期せられようとするならば、この

点等についてもひとつ労働省も考えてもらいたい。そう考へてまいりますと、結論をいたしましては、現在のこれらの化学産業に対します、あるいは石油化学産業に対します取り締まり規則というよりなもの、いまのように区々ばらばらであつて、高圧は通産省であり、あるいは低圧、危険物は消防庁であり、さらに容器に対しては労働省であるというよりな、こういう多岐多様にわたるよりなことでなく、一貫してこれの取り締まりが十分にできるやうに、総合的に全面的法律の改正を行なう御意思があるかどうかということをお伺いしておきたいと思つておつたのでございませう。

最後に、私は、これらの事件をすつと総合してまいりますと、何と申し上げても、池田内閣のとつてまいりました高度経済成長政策というものが、あまりにも企業間の競争の激化を来たした結果、さらに利潤を追求する資本主義の必然の結果として起こりましたものが、安全あるいは人命の尊重というよりなことがつい忘れられがちになつて、今日のこの大惨事を引き起こしたものであるということ、以上申し上げましたことを総合してまいりましては、つきり言えるかと思つたのでございませう。したがつて、池田内閣は、このあやまてる高度成長政策を改める御意思があるか、そうして

あらゆる産業に対して、将来ますます発展しようと思はれておられます化学産業、なかんづく石油化学産業に対します一貫した政府の所信をこの際内閣総理大臣にお伺いをいたしまして、本日の私の質問を終わりたいと思つたのでございませう。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇〕  
○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。  
工事作業場をプラント建設のすぐそばにつくつたのは遺憾である、こういうことについてどう考へるかということとありますが、お説のように、この種の危険の場所におきましては、工事作業場等をその近所につくつておくことは、万一の場合に非常な災害を起すことになりませうので、将来十分注意をいたしたいと思つておられます。  
なお、一貫した取り締まりが必要である。すなわち、高圧ガス、都市ガスあるいは低圧ガスというよりなものについて、通産省あるいは消防庁、あるいはまた労働省というよりなところにおいて、いろいろの違つた面から取り締まりをやつておつたのでは、一貫した取り締まりができないために、災害を誘発するおそれがある。したがつて、今後、法律がでない間にも、査察においては一貫した取り締まりを行ない、さらに、法律をつくる場合においてもそのよりな措置を講ずべきであるというお説につきましては、御趣旨

のよりに努力をいたしてまいりたいと思つたのでございませう。  
なお、重化学工業を今後ますます進めていかなければならない高度成長の姿におきまして、保安の必要性を強調していただいたのでございませうが、われわれもいたしまして、御趣旨に沿つて今後は万全を期してまいりたいと思つておられます。(拍手)  
〔国務大臣大橋武夫君登壇〕  
○国務大臣(大橋武夫君) 第一に、工事現場に下請関係の多数の事業場が一緒に作業を行なう場合には、安全管理についてその責任が不明確あるいは不統一となるが、この点に対する対策はいかんとお伺い願つてございませうが、かような場合におきまして安全管理責任の明確化及び統一安全管理の必要性につきましては、政府もこれを痛感いたし、労働災害の防止に關する法律案で、法律上明確な規定を掲げておきたいので、この法案成立以後におきましては、この法律によつて万全の措置をとりたいと思つたのでございませう。

第二に、事務所、寄宿舎等、付属建設物の場所をございませうが、危険な設備との関係から考へて場所を選ばなければならないという御趣旨には同意でございませう。労働省といたしましては、工場施設等の設置にあたりましては、かような見地から、できるだけ監督指導につとめておるのであります。今回の災害を契機といたしまして、さらにこ

のよりに努力をいたしてまいりたいと思つたのでございませう。  
なお、重化学工業を今後ますます進めていかなければならない高度成長の姿におきまして、保安の必要性を強調していただいたのでございませうが、われわれもいたしまして、御趣旨に沿つて今後は万全を期してまいりたいと思つておられます。(拍手)  
〔国務大臣大橋武夫君登壇〕  
○国務大臣(大橋武夫君) 第一に、工事現場に下請関係の多数の事業場が一緒に作業を行なう場合には、安全管理についてその責任が不明確あるいは不統一となるが、この点に対する対策はいかんとお伺い願つてございませうが、かような場合におきまして安全管理責任の明確化及び統一安全管理の必要性につきましては、政府もこれを痛感いたし、労働災害の防止に關する法律案で、法律上明確な規定を掲げておきたいので、この法案成立以後におきましては、この法律によつて万全の措置をとりたいと思つたのでございませう。

第二に、事務所、寄宿舎等、付属建設物の場所をございませうが、危険な設備との関係から考へて場所を選ばなければならないという御趣旨には同意でございませう。労働省といたしましては、工場施設等の設置にあたりましては、かような見地から、できるだけ監督指導につとめておるのであります。今回の災害を契機といたしまして、さらにこ

の点に關する監督指導に徹底を期したいと存じます。

第三に、取り締まり規則に不備があるという点でございますが、労働災害の防止については、原則として労働基準法に規定されており、労働省が所管をいたしておりますもの、特定の事業につきましては、他省の所管する法令と密接な関係がある場合がありますので、かような場合については、將來関係各省とも十分連絡をいたし、遺憾なきを期してまいりたいと存するでございます。

ともかくも、このたびの災害によりまして、私どもは、従来気のつかなくなつた新しい危険が新しい技術のもとに発生しつつあるという事態に対して、深く反省をいたしておる次第でございます。(拍手)

- 日程第一 東海北陸自動車道建設法案(瀬戸山三男君外十八名提出)
- 日程第二 首都圏の既成都市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案(内閣提出)
- 日程第四 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、東海北陸自動車道建設法案、日程第二、首都圏の既成都市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案、日程第四、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案、右四案を一括して議題といたします。

東海北陸自動車道建設法案  
首都圏の既成都市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案  
近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案  
近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案  
〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設委員会理事服部安司君。  
〔報告書は本号(その二)に掲載〕  
〔服部安司君登壇〕  
○服部安司君 たいま議題となりまして四法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、東海北陸自動車道建設法案について申し上げます。  
本案は、起点を一宮市、終点を砺波市付近とし、主たる経過地を関市付近及び岐阜県大野郡在川村付近とする路線を基準として幹線自動車道を建設することにより、東海地方と北陸地方との交通の迅速化をはかり、相互間の産業経済等の交流を一そう密にし、あわせて沿線地域の開発を強力に推進しようとするものであります。六月十一日日本委員会に付託、同十二日、提案理由の説明を聴取、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、首都圏、近畿圏関係の三法案について申し上げます。  
首都圏の既成都市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案は、第一に、工業等制限区域を東京都区域のみならず、横浜、川崎、川口の各市にも指定することができるようにすること、第二に、制限施設の許可権者を都府県知事または政令指定都市の市長とすること、第三に、首都圏整備審議会の委員に政令指定都市の市長及び議長を加えること等でありました次第でございます。

次に、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案は、第一に、制限の対象となる施設を工場、大学等とすること、第二に、制限区域を既成都市区域のうち政令で定めるものとすること、第三に、制限施設の許可権者を府県知事または政令指定都市の市長とすること等でありました。

次に、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案は、第一に、近郊整備区域または都市開発区域の建設計画の作成主体を関係府県知事とし、内閣総理大臣の承認を得て設定されるものとすること、第二に、近郊整備区域及び都市開発区域に工業団地造成事業を施行すること、第三に、近郊整備区域等の建設計画達成のため、国及び地方公共団体は、必要な資金のあっせんにつとめること等の規定を設けたことであります。

以上、首都圏、近畿圏関係の三法案は、五月一日及び五月四日にそれぞれ本委員会に付託され、五月六日に一括して提案理由の説明を聴取、同月二十七日より質疑に入り、慎重審議を重ねましたが、その詳細は會議録によつてごらん願ひたいと存じます。  
かくて、六月十二日、質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしました結果、全会一致をもちまして政府原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

を既成都市区域のうち政令で定めるものとすること、第三に、制限施設の許可権者を府県知事または政令指定都市の市長とすること等でありました。

次に、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案は、第一に、近郊整備区域または都市開発区域の建設計画の作成主体を関係府県知事とし、内閣総理大臣の承認を得て設定されるものとすること、第二に、近郊整備区域及び都市開発区域に工業団地造成事業を施行すること、第三に、近郊整備区域等の建設計画達成のため、国及び地方公共団体は、必要な資金のあっせんにつとめること等の規定を設けたことであります。

以上、首都圏、近畿圏関係の三法案は、五月一日及び五月四日にそれぞれ本委員会に付託され、五月六日に一括して提案理由の説明を聴取、同月二十七日より質疑に入り、慎重審議を重ねましたが、その詳細は會議録によつてごらん願ひたいと存じます。  
かくて、六月十二日、質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしました結果、全会一致をもちまして政府原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

次に、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案は、第一に、制限の対象となる施設を工場、大学等とすること、第二に、制限区域を既成都市区域のうち政令で定めるものとすること、第三に、制限施設の許可権者を府県知事または政令指定都市の市長とすること等でありました。

なお、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案に對しまして、三党共同提案による附帯決議が付されましたが、その内容は會議録に譲ることいたしました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 四案を一括して採決いたします。

○議長(船田中君) 四案をいずれも可決であります。四案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(船田中君) 起立多数。よつて、四案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)  
○議長(船田中君) 日程第五、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

電波法の一部を改正する法律案  
〔本号(その二)に掲載〕  
○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。通信委員長加藤常太郎君。  
〔報告書は本号(その二)に掲載〕

○加藤常太郎君 たいま議題となりました内閣提出、参議院送付、電波法

の一部を改正する法律案に關し、通信委員會における審査の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、千九百六十年の海上における人命の安全のための國際條約の発効に備えて、電波法中の船舶局の無線設備、運用に關する条件等を新條約の規定に適合させるとともに、マイクロ波重要無線通信路における高層建築物等の建築による伝搬障害を防止するため、所要の措置を定めようとするものであります。マイクロ波重要無線通信路の障害防止の關係については、周波数八百九十メガサイクル以上のマイクロ波重要無線通信路について郵政大臣が指定する伝搬障害防止区域内における高さ三十一メートル以上の高層建築物等の建築を届け出制とし、郵政大臣より電波伝搬上の障害となる旨の通知を受けた場合、建築主と關係無線局の免許人とは協議によつて障害防止措置を講じ、協議不調のときには、建築主は通知を受けた日から、公衆通信に対する障害の場合は三年間、その他の場合は二年間、障害原因となる部分の工事をしてはならないことなどとしたしております。

通信委員會においては、三月二十七日の予備付託以来、數次の會議を通じて慎重審査を重ねましたが、六月十二日、討論を省略して採決を行なつた結果、全会一致をもつて本案はこれを可決すべきものと決しました。

昭和三十一年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その一) 電波法の一部を改正する法律案、千九百六十一年の麻薬に關する単一条約の締結について承認を求め

なお、本案に対しては、船舶無線電信局の要員確保に關し、政府は遺憾のないよう適切な措置を講ずべき旨の附帯決議を付することを決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。本案の委員長報告は可決であり、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 千九百六十一年の麻薬に關する単一条約の締結について承認を求めめるの件

○議長(船田中君) 日程第六、千九百六十一年の麻薬に關する単一条約の締結について承認を求めめるの件を議題といたします。

千九百六十一年の麻薬に關する単一条約の締結について承認を求めめるの件  
〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長白井莊一君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕  
〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 ただいま議題となりまして千九百六十一年の麻薬に關する単一条約の締結について承認を求めめるの件につきまして、外務委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

麻薬の國際統制に關しましては、現在九つの條約が存在し、相互に重複して複雑な体系を構成しておりますので、國際連合は經濟社会理事會の麻薬委員會にこれら諸條約の單一化について検討させておりましたが、単一条約の草案が得られましたので、一九六一年一月國際連合事務總長の招請により、國際連合本部において國際連合會議が開催され、同年三月本條約が採択されたのであります。本條約は同年八月一日まで署名のため開放され、わが國は同年七月二十六日署名いたしました。

本條約は、麻薬の医療上の使用が現状において不可欠である一方、麻薬の中毒が個人及び社会に重大な害悪を及ぼすことを認め、麻薬の乱用を防止する目的で、その作用を医療上及び學術上の目的のみに制限するため、所要の國際協力及び國際統制を行なうものであります。麻薬の國際統制機關として、國際連合經濟社会理事會の麻薬委員會のほか、新たに國際麻薬統制委員會を設立し、大麻、ヘロイン等特に

危険な薬品の取り締まりを強化し、さらに麻薬原料植物の栽培に対しても統制措置をとり、麻薬中毒者の治療、保護及び更生のため特別の措置をとることを規定しております。

本件は、四月十七日外務委員會に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。が、詳細は會議録により御了承願います。

かくて、六月十二日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。  
右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第七 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第七、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案に關する単一条約の締結について承認を求め

建設省設置法の一部を改正する法律案に關する単一条約の締結について承認を求め

建設省設置法の一部を改正する法律案  
〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實藏君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕  
〔徳安實藏君登壇〕

○徳安實藏君 ただいま議題となりまして建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員會における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、一月二十九日本委員會に付託、二月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、六月十二日、質疑を終了いたしましたところ、内閣委員より、砂防工事及び地すべり防止工事等の助成、監督の業務を従来どおり本省に存置することとし、施行期日のうち四月一日を「公布の日」に改める旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、討論に入り、日本社会党を代表して山内委員より反対の意見が述べられ、次いで、採決の結果、本案は多数をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。詳細は會議録によつて御了承いただきたいと思ひます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和二十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その一) 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案 赤澤自治大臣の 新潟方面の地震の被害状況についての発言 一一六〇

〔参照〕

建設省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

建設省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十二条第六号の改正規定中「次号」の下に「第八号及び第十一号」を加え、同条第九号及び第十号の改正規定中「助成及び監督」を削る。  
附則中「昭和二十九年四月一日」を「公布の日」に改める。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であり、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第八 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第八、大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案を議題といたします。

大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案  
〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長森田重次郎君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔森田重次郎君登壇〕

○森田重次郎君 たい、議題となりました大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、大規模な公有水面の埋め立てによつて生じた土地に、新たに村を設置する場合の手續並びにその村の組織及び運営について、経過的な地方自治法等の特例を定めようとするものであります。その内容は、第一に、新村設置の処分は、内閣が関係普通地方公共団体の意見を聞いて行なうことができるものとする。第二に、新村の設置選挙は、自治大臣の指定する日以後に行なうものとする。第三に、新村の設置選挙が行なわれるまでの間、村長の職務を行なう者を知事が都道府県の吏員の中から議会の同意を得て定め、議会の議決事項の執行は知事の承認または議会の同意を要するものとし、行政委員会等の事務は原則として都道府県の行政委員会等が管理、執行するものとする。第四に、設置選挙後も、一定期間に限り議員及び村長並びに行政委員会等の委員等の任期を短縮することなどでありました。

本案は、参議院先議のため、当委員会に予備付託され、五月十三日本付託となり、同十九日赤澤自治大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、審議を重ねてまいりましたが、その詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、六月十二日、質疑を終了し、討論の通告もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案により、新村設置選挙の早期実施及び新村議会が成立するまでの間に於ける住民意思の反映措置等を内容とする附帯決議案が提出されましたが、こゝにまた全会一致をもつて可決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。

す。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

赤澤自治大臣の新潟方面の地震の被害状況についての発言

○議長(船田中君) 自治大臣から、新潟方面の地震の被害状況について発言を求められております。これを許します。自治大臣赤澤正道君。

〔國務大臣赤澤正道君登壇〕

○國務大臣(赤澤正道君) たい、ま起りました新潟方面の地震につきましては、警察情報をお伝えいたします。

第一報

本日午後一時二十分ごろ、新潟県沖を震源地とするかなり大きな地震が発生しましたが、現在までに判明した情報は次のとおりである。

- 一、各地の震度
- 震度五 仙台、酒田、新潟。
- 震度四 秋田、柿岡、小名浜、福島、前橋、山形、石巻。
- 震度三 宮古、熊谷、甲府、秩父、宇都宮、諏訪、長野。
- 震度二 青森、水戸、東京、松代。
- 震度一 八戸、宮崎。

- 二、おもなる被害
- 一、死者二名、山形県成田新田。
- 二、建物一棟、山形県京田幼稚園その他被害は増加する見込み。
- 三、おもなる情報
- 一、新潟市、地割れ、地下水の湧水などがあり、市内では浸水がある模様。市内に大きい爆音があり、石油タンクの爆発と思われる。信濃川にかかる新大橋が落下した。

次に第二報。これは十四時現在でございます。

- 東北管区局内の被害状況は次のとおり。
- 一、秋田県、死者一、秋田市内、重傷二。
- 二、山形県、死者二、幼稚園一棟倒壊、死傷者不明。県内各警察署の電話不通。パトカーで連絡中。県内では酒田市の被害が特にひどい模様。
- 第三報
- その後判明した被害は次のとおり。
- 一、山形県、新庄署管内において鉄道レールが曲がった箇所二カ所、このため列車運行不可能におちいる。奥羽本線一カ所、陸羽西線一カ所。
- 第四報
- 一、九州、四国異常なし。

二、中部管内は震度三程度であつたが、目下のところ被害なし。

三、新潟県、新潟市内で三方所から火災が起きた。死傷者などは不明。

第五報

一、新潟県、信濃川にかけたばかりの橋、昭和大橋が落ちた。  
二、県内各署と県本部との通信は途絶。

三、信濃川の水が逆流している。津波のおそれが強い。新潟県気象台の構内に信濃川の水が浸入してきている。

第六報

一、本地震の地域範囲は関東、東北の二管区警察管内である。特に被害の多いのは新潟県、山形県の二県と推定される。  
二、新潟、山形とも有線通信は途絶し、目下無線通信で被害状況を調査中である。

第七報

これは気象庁発表の第五報でございます。一、本地震は新潟地震と命名された。二、規模は七・七程度である。昭和二十三年福井地震よりも大きく、大正十二年関東震災よりもやや小さい。三、震源地は新潟県沿岸と判明した。

第八報

宮城県内では人畜被害はない。その他の被害は次のとおり。

一、国鉄不通二カ所  
二、石巻線、小牛田―女川間、明日中には復旧の見込み。  
二、私鉄不通一カ所、高石付近。  
三、停電地域四地域、石巻、塩釜、気仙沼、築館。

四、土砂崩壊一カ所、白石市内。  
五、警察通信、有線不通三回線、署と駐在所間。

第九報  
一、新潟県、新潟市死者一名、火災三カ所、橋梁落下一カ所、昭和大橋。  
二、佐渡、津波発生、家屋流失の模様、詳細不明。  
その他  
一、県下交通通信途絶、被害調査は困難をきわめている。  
二、長岡市内の道路数カ所に亀裂を生じている。  
三、見附、白根付近の川の土手が亀裂し、川水がはらんしている。

第十報  
新潟県警察などの被害状況  
一、新潟市内の二警察署ともほとんど倒壊す。断層による庁舎倒壊、車両使用不能。

二、検査庁が半壊。  
三、警察学校が湾曲してしまつた。まあ、そのほか消防庁の情報もございませうけれども、大体似たようなこととでございます。

以上、御報告いたします。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。  
午後三時二十八分散会

出席國務大臣  
厚生大臣 小林 武治君  
通商産業大臣 福田 一君  
郵政大臣 古池 信三君  
労働大臣 大橋 武夫君  
自治大臣 赤澤 正道君  
出席政府委員  
外務政務次官 毛利 松平君  
建設政務次官 嶋田 宗一君

○明詔を省略した議長の報告  
(法律公布表上及び通知)  
一、去る十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。  
道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律  
(政府委員承認)  
一、去る十一日、船田議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十

六回国会政府委員に任命することを承認した。  
大蔵省理財局長 吉岡 英一  
大蔵省為替局長 鈴木 秀雄  
通商産業大臣 後藤 正記  
官房会計課長  
(政府委員任命)  
一、去る十一日、池田内閣総理大臣から船田議長宛十一日議長において承認した吉岡英一外二名を同日第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。  
(政府委員解任)  
一、去る十一日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、十日付をもつて大蔵省理財局長事務代理佐竹浩は同事務代理を免ぜられたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(通知書受領)  
一、去る十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律  
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律  
地方自治法等の一部を改正する法律

自治省設置法の一部を改正する法律  
労働省設置法の一部を改正する法律  
大蔵省設置法の一部を改正する法律  
繊維工業設備等臨時措置法  
国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律  
奥地等産業開発道路整備臨時措置法  
日本電信電話公社法の一部を改正する法律  
(常任委員解任)  
一、去る十一日、議長において、次の常任委員の解任を許可した。  
地方行政委員  
重盛 寿治君 湯山 勇君  
農林水産委員  
湯山 勇君 重盛 寿治君  
一、去る十二日、議長において、次の常任委員の解任を許可した。  
内閣委員  
西ヶ久保重光君 泊谷 裕夫君  
地方行政委員  
阪上安太郎君 神近 市子君  
法務委員  
神近 市子君 阪上安太郎君  
外務委員  
愛知 揆一君 宇都宮徳馬君  
鯨岡 兵輔君 福井 勇君  
飯谷 忠男君 小宮山重四郎君  
登坂重次郎君 村山 達雄君

昭和三十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その一) 赤澤自治大臣の新潟方面の地震の被害状況についての発言 朗読を省略した議長の報告 一一一

昭和三十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その一) 朗讀を省略した議長の報告

農林水産委員

西村 関一君 山崎 始男君

農工委員 佐々木良作君 門司 亮君

運輸委員 泊谷 裕夫君 伊藤卯四郎君

建設委員 西ヶ久保盛光君

山崎 始男君 西村 関一君

(常任委員補欠選任) 去る十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 湯山 勇君 重盛 寿治君

農林水産委員 重盛 寿治君 湯山 勇君

去る十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 泊谷 裕夫君 西ヶ久保盛光君

地方行政委員 神近 市子君 阪上安太郎君

法務委員 阪上安太郎君 神近 市子君

外務委員 飯谷 忠男君 小宮山重四郎君

村山 達雄君 登坂重次郎君

愛知 揆一君 宇都宮徳馬君

福井 勇君 鯨岡 兵輔君

農林水産委員 山崎 始男君 西村 関一君

農工委員 門司 亮君 伊藤卯四郎君

運輸委員 西ヶ久保盛光君 佐々木良作君

建設委員

西村 関一君 山崎 始男君

(特別委員辭任) 去る十一日、議長において、次の特別委員の辭任を許可した。

石炭対策特別委員 岡田 春夫君 秋山 徳雄君

災害対策特別委員 山口丈太郎君

(特別委員補欠選任) 去る十一日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

石炭対策特別委員 秋山 徳雄君 岡田 春夫君

災害対策特別委員 原 茂君

(議案受領) 去る十二日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

地方行政連絡會議法案 (委員会審査省略要求書受領) 去る九日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

総合エネルギー政策に関する決議案 二階堂進君外十七名

(議案付託) 去る十一日、委員会に付託された議案は次の通りである。

東海北陸自動車道建設法案(瀬戸山三男君外十八名提出、衆法第五五号)

建設委員会 付託

去る十二日、委員会に付託された議案は次の通りである。

地方行政連絡會議法案(内閣提出第一六一号)(参議院送付)

地方行政委員会 付託

(議案送付)

去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案 (社会労働委員長提出)

クリーニング業法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

法律案(社会労働委員長提出)

公衆浴場法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

東海北陸自動車道建設法案(瀬戸山三男君外十八名提出)

去る十一日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

クリーニング業法の一部を改正する法律案

法律案

公衆浴場法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

労働災害の防止に関する法律案

電気事業法案

国家公務員に対する寒冷手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案(議案通知)

去る十一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案

(回付議案受領) 去る十二日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

母子福祉法案

(議案通知書受領) 去る十二日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

奥地等産業開発道路整備臨時措置法案

去る十二日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

地方自治法等の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

繊維工業設備等臨時措置法案

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

去る十二日、参議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

(質問書提出) 去る十一日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

一般配給米及び労働加配米配給量の確保に関する質問主意書(春日一幸君提出)

(緊急質問提出) 今十六日、提出した緊急質問は次の通りである。

昭和電工川崎工場爆発事故に関する緊急質問(小泉純也君提出)

頻発する労働災害に関する緊急質問(中嶋英夫君提出)

昭和電工川崎工場爆発事件等に関する緊急質問(門司亮君提出)

衆議院會議録第三十五号(その一) 中

正誤

九政府は、政府は、

三抜本法 抜本的

九累積 累積

一九一法 一部

法律案等 法律等

法律案等

法律案等

法律案等

# 官報

号外 昭和三十三年六月十六日

## 第四十六回国会衆議院会議録 第三十六号(その二)

〔本号(その一)参照〕

東海北陸自動車道建設法案  
右の議案を提出する。

昭和三十三年六月四日

提出者

- 瀬戸山三男 小澤佐重喜
  - 丹羽喬四郎 野田 卯一
  - 井村 重雄 江崎 真澄
  - 金子 一平 木村 俊夫
  - 辻 寛一 内藤 隆
  - 松村 謙三 三田村武夫
  - 早稲田柳右馬 渡辺 栄一
  - 田口 誠治 岡本 隆一
  - 佐藤觀次郎 堂森 芳夫
  - 春日 一幸
- 賛成者  
相川 勝六 外四百二名

東海北陸自動車道建設法

(目的)

第一条 この法律は、東海地方と北陸地方との交通の迅速化を図り、相互間の産業経済等の關係を一層緊密にし、かつ、関係地域の開発

を強力に推進するため、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成するものとして、緊急に、これらの地域を通ずる自動車の高速度交通の用に供する幹線たる自動車道を建設し、もつて産業基盤の強化に資するとともに国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(予定路線)

第二条 前条に規定する自動車道(以下「東海北陸自動車道」といふ。)の予定路線は、別に法律で定める。

2 政府は、すみやかに、前項の規定により法律で定めるべき予定路線に関する法律案を、起点を一宮市、終点を砺波市附近とし、主たる経過地を関市附近及び岐阜県大野郡荏刈村附近とする路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき東海北陸自動車道の予定路線を、国土開発縦貫自動車道建設審議会(以下「審議会」とい

ふ。)の議を経て、決定しなければならない。

(基本計画)

第三条 内閣総理大臣は、東海北陸自動車道の予定路線のりち建設を開始すべき路線の建設に関する基本計画(以下「基本計画」といふ。)を立案し、審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

(基礎調査)

第四条 政府は、東海北陸自動車道の予定路線について、第二条第一項の法律の施行後、すみやかに基本計画の立案のために必要な基礎調査を行わなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。  
第二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「東海北陸自動車道」とは、東海北陸自動車道建設法(昭和三十三年法律第 号)第二条第一項に規定する東海北陸自動車道をいう。

第三条第一項中「及び関越自動車道」とを、「関越自動車道及び東海北陸自動車道」に改める。

第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 東海北陸自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第四条第二項及び第三項中「第三号又は第四号」とを、「第三号から第五号までに改め、同条第二項中「関越自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画」の下に、「東海北陸自動車道に係るものについては、東海北陸自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画」を加え、同条第三項中「第三号又は

第四号」とを、「又は第三号から第五号までに改め、同条第二項中「関越自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画」の下に、「東海北陸自動車道に係るものについては、東海北陸自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画」を加え、同条第三項中「第三号又は

第四号」とを、「又は第三号から第五号までに改め、同条第二項中「関越自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画」の下に、「東海北陸自動車道に係るものについては、東海北陸自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画」を加え、同条第三項中「第三号又は

第四号」とを、「又は第三号から第五号までに改め、同条第二項中「関越自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画」の下に、「東海北陸自動車道に係るものについては、東海北陸自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画」を加え、同条第三項中「第三号又は

第四号」とを、「又は第三号から第五号までに改め、同条第二項中「関越自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画」の下に、「東海北陸自動車道に係るものについては、東海北陸自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画」を加え、同条第三項中「第三号又は

第四号」とを、「又は第三号から第五号までに改める。  
3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。  
第十五条第一項の表の国土開発縦貫自動車道建設審議会の項中「及び関越自動車道建設法(昭和三十三年法律第五十八号)」を、「関越自動車道建設法(昭和三十三年法律第五十八号)及び東海北陸自動車道建設法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

理由

東海地方と北陸地方との交通の迅速化を図り、相互間の産業経済等の關係を一層緊密にし、かつ、関係地域の開発を強力に推進するため、これらの地域を通ずる幹線自動車道として東海北陸自動車道を建設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和三十三年五月一日

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二)

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案 近畿圏の既成都市区域における工業等の制限に関する法律案 一一六四

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「この法律で「基準面積」を「前項の基準面積」に改める。

第三条を次のように改める。(工業等制限区域)

第三条 既成市街地のうち政令で定める区域を工業等制限区域とする。

第四条の見出し中「新設」の下に「及び増設」を加え、同条第一項中「東京都知事(以下「知事」という。)」を「都府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内においては、都府県が制限施設を新設し、又は増設する場合を除き、指定都市の市長とし、以下「知事等」という。)に改める。

第七条第一項中「知事」を「知事等」に改める。

第八条の見出しを(許可の基準等)に改め、同条中「知事」を「知事等」に改め、同条第二項中「あらかじめ、」の下に「首都圏整備委員会その他の」を加え、同条に次の一項を加える。

3 指定都市の市長が前項の規定により首都圏整備委員会の委員長の承認を求めるには、都府県知事を経由しなければならない。この場合において、都府県知事は、すみやかに、その意見を附して、これを首都圏整備委員会の委員長に進達するものとする。

第九条中「知事」を「知事等」に改める。

第十条第一項中「知事」を「知事等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により許可を取り消す場合に準用する。

第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条及び第十五条中「知事」を「知事等」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号を次のように改める。

四 関係都府県の知事及び関係指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をい

り。以下同じ)の市長

九人以内  
第十九条第一項第五号中「十三人以内」を「十一人以内」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 関係都府県及び関係指定都市の議会の議長 九人以内  
第三十三条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

理由  
首都圏の既成市街地の実情にかんがみ、東京都の区域外の既成市街地についても工業等制限区域の指定をすることができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案  
昭和三十九年五月一日  
内閣総理大臣 池田 勇人

第三章 雑則(第十一条―第十五条)

第四章 罰則(第十六条―第十八条)

附則  
第一章 総則  
(目的)

第一条 この法律は、工場等制限区域について、大規模な工場、大学、高等専門学校その他人口の増大をもたらし原因となる施設の増設及び増設を制限し、もつて既成都市区域への産業及び人口の過度の集中を防止することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律で「既成都市区域」とは、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する区域をいう。

2 この法律で「作業場」とは、製造業(物の加工業を含み、政令で定める業種に属するものを除く。以下同じ)の用に供する工場の作業場をいう。

3 この法律で「教室」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(政令で定める大学を除く)ものとし、以下単に「大学」という。若しくは高等専門学校又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校(政令で定める各種学校を除く)ものとし、以

下単に「各種学校」という。)の教室をいう。

4 この法律で「制限施設」とは、一の団地内にある作業場又は教室で、その床面積の合計がそれぞれ基準面積以上であるものをいう。

5 前項の基準面積とは、作業場については工場の種類に従つて千平方メートル以上で政令で定める面積、大学及び高等専門学校の教室については千五百平方メートル、各種学校の教室については八百平方メートルをいう。

6 この法律で「学校」とは、大学、高等専門学校及び各種学校をいう。

(工場等制限区域)

第三条 既成都市区域のうち政令で定める区域を工場等制限区域とする。

第二章 制限施設

(新設及び増設の制限)  
第四条 工場等制限区域内においては、制限施設を新設し、又は増設してはならない。ただし、府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内においては、府県が制限施設を新設し、又は増設する場合を除き、指定都市の市長とし、以下「知事等」とい

る。

る。の許可を受けたときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当するとき  
は、その用途変更若しくは利用又は床面積の増加は、制限施設の新設とみなす。

一 制限施設以外の施設の用途を変更し、又は新たに利用することによつて、その施設を制限施設とするとき。

二 一の団地内において作業場又は教室の床面積を増加することによつて、その団地内の作業場又は教室を制限施設とするとき。

(経過措置)

第五条 一の地域が工場等制限区域となつた際にその区域内において施行されている工事(用途変更又は新たな利用のための作業を含む。以下同じ。)に係る制限施設の新設又は増設については、前条第一項の規定を適用しない。第二項、第三項又は第五項の規定に基づき政令の改正により制限施設の範囲が拡張された際に工場等制限区域内において施行されている工事に係る制限施設で、当該政令の改正の結果制限施設となるものの新設又は増設についても同様とする。

(許可の申請)

第六条 第四条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を知事等に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 制限施設の種別及び作業場にあつては工場の種別

三 制限施設の所在地

四 制限施設の床面積

五 工場等制限区域内に制限施設を新設し、又は増設しようとする理由

2 前項の申請書には、制限施設に係る敷地及び建築物の配置図その他政令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準等)

第七条 知事等は、第四条第一項ただし書の許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 当該制限施設の新設又は増設が、工場等制限区域内における人口の増大をもたらすこととならないと認められるとき。

二 当該制限施設の新設又は増設によつて、工場等制限区域内における住民又は他の事業者がその生活上又は事業経営上現に受けており、又は将来受けるべき著しい不便が排除されると認められるとき。

三 工場等制限区域外において申請者が当該申請に係る事業を経営することが著しく困難であると認められるとき。

四 その他政令で定める場合に該当するとき。

2 知事等は、第四条第一項ただし書の規定により許可又は不許可の処分をするには、あらかじめ、近畿圏整備長官及び関係行政機関の長の承認を受けなければならない。

3 指定都市の市長が前項の規定により近畿圏整備長官の承認を求めるときは、府県知事を経由しなければならない。この場合において、府県知事は、すみやかに、その意見を附して、これを近畿圏整備長官に傳達するものとする。

(許可の承認)

第八条 第四条第一項ただし書の許可を受けた者がその許可に係る作業場又は教室をその用に供しているが、又は供しようとしている製造業又は学校につき事業の譲渡又は学校の設置者の変更が行なわれた場合において、その譲受人又は新たな設置者が事業の譲渡又は設置者の変更が行なわれた日から起算して六箇月以内に政令で定める事項を知事等に届け出たときは、その者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第一項ただし書の許可を受けた者につき、相続又は合併が行なわれた場合において、相続人又は合併後存続し若しくは合併により設立した法人が相続又は合併が行なわれた日から起算して六箇月以内に政令で定める事項を知事等に届け出たときも、前項と同様とする。

(許可の取消)

第九条 知事等は、第四条第一項ただし書の許可を受けた者が、正当な理由がないのに一年以内に許可を受けた制限施設の新設又は増設の工事に着手しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 第七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により許可を取り消す場合に準用する。

(違反に対する措置)

第十条 知事等は、第四条第一項の規定に違反して新設され、又は増設された制限施設を製造業又は学校の用に供している者に対し、その違反を是正するに必要な限度で、当該制限施設の使用制限を命ずることができる。

第三章 雑則

(立入検査)

第十一条 知事等は、前条の規定による処分をしようとするときは、その職員に、当該処分に係る工場又は学校に立ち入り、制限施設を

の他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(聴聞)

第十二条 知事等は、第九条第一項又は第十条の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べた機会を与えなければならない。

(審査請求の手續における意見の聴取)

第十三条 この法律の規定によつて知事等がした処分についての審査請求に対する裁決は、近畿圏整備長官及び関係行政機関の長の意見を聞いた後にしなければならない。

昭和三十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域 一六六

(国の設置する制限施設に関する特例)

第十四条 国が制限施設を新設し、又は増設する場合には、当該制限施設を管理する行政機関の長と知事等との協議が成立することをもつて第四条第一項ただし書の許可があつたものとみなす。

(他の法律の適用)

第十五条 この法律は、製造業又は学校につき、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)、学校教育法その他の関係法律の適用を妨げるものではない。

第四章 罰則

第十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して制限施設を新設し、又は増設した者

二 第十条の規定による命令に違反した者

第十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第二項に規定する届出に關し、虚偽の届出をした者

二 第十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

附則  
1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえ一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 近畿圏整備法の一部を次のように改正する。  
第四条に次の二号を加える。

五 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第...号)の施行に關する事務を処理すること。

六 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律その他の法律(これらに基づく命令を含む)により近畿圏整備長官の権限に屬する事務を処理すること。

第五条第二項中「監督する」を「監督するほか、他の法律(これに基づく命令を含む)によりその権限に屬する事項を実施する」に改める。  
第十五条(見出しを含む)中「工

場、学校等制限区域」を「工場等制限区域」に改める。

理由

近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中を防止するため、大規模な工場、大学その他人口の増大をもたらす原因となる施設の新設及び増設を制限する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十九年五月四日

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第五条)  
第二章 工業団地造成事業等  
第一節 工業団地造成事業(第六条―第九条)  
第二節 測量、調査及び土地の取得等(第十条―第二十三条)

第三節 事業計画及び処分管理

計画(第二十四条・第二十五条)

第四節 造成敷地等の処分及び管理等(第二十六条―第三十五条)

第五節 補則(第三十六条―第四十三条)

第三章 雑則(第四十四条―第四十七条)

第四章 罰則(第四十八条―第五十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊整備区域内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關し必要な事項を定め、近郊整備区域の計画的な市街地としての整備及び都市開発区域の工業都市、住居都市その他の都市としての開発に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「近郊整備区域」とは、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号。以下「法」という)第十一条第一項の規定により指定された区域をいう。

2 この法律で「都市開発区域」とは、法第十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

3 この法律で「製造工場等」とは、製造業(物品の加工修理業を含む)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいう。

4 この法律で「工業団地造成事業」とは、近郊整備区域内又は都市開発区域内において、この法律で定めるところに従つて行なわれる、製造工場等の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備に關する事業並びにこれに附帯する事業(造成された敷地又は整備された施設の処分及び管理に關するものを除く)をいう。

5 この法律で「造成敷地等」とは、工業団地造成事業により造成された敷地及び整備された施設をいう。

6 この法律で「造成工場敷地」とは、工業団地造成事業により造成された製造工場等の敷地をいう。

7 この法律で「公共施設」とは、道路、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

(近郊整備区域建設計画等の承認)

第三条 近郊整備区域又は都市開発区域の指定があつたときは、関係府県知事は、法第八条に規定する基本整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画を作成し、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に承認を申請しなければならない。近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、近畿圏整備審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認をしたときは、その承認に係る近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画を関係行政機関の長に送付しなければならない。

(近郊整備区域建設計画等の内容)

第四条 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次の各号に掲げる事項につきその大綱を定めるものとする。

一 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

二 産業の種類、規模等に関する事項

三 土地の利用に関する事項

四 次に掲げる施設の整備に関する事項

イ 住宅用地、工場用地等の宅地

ロ 道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設

ハ 公園、緑地等の空地

ニ 水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設

ホ 河川、水路及び海岸

ヘ 住宅等の建築物

ト 学校等の教育文化施設

チ その他政令で定める主要な施設

2 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。

(近郊整備区域等の都市計画)

第五条 建設大臣は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条第二項の規定により近郊整備区域又は都市開発区域により都市計画区域を決定しようとするときは、同項の規定にかかわらず、関係市町村の意見をきくことを要しない。

第二章 工業団地造成事業等

第一節 工業団地造成事業

(工業団地の造成に関する都市計画)

第六条 建設大臣は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域について、工業団地造成事業を施行すべきことを、都市計画法の定める手続によつて、都市計画として決定することができる。

一 工業市街地を整備することが適当な近郊整備区域内又は工業都市として開発することが適当な都市開発区域内にあつて、当該近郊整備区域又は都市開発区域の整備開発の中核となるべき相当規模の区域であること。

二 良好な工業団地として必要な立地条件を備えていること。

三 当該区域を工業団地とするために整備されるべき主要な公共施設に関する都市計画が決定されていること。

四 当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないこと。

五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十条第三項の工業専用地区内にあること。

建設大臣は、前項の規定による決定をしようとする場合においては、あらかじめ、工業立地上の観点からする通商産業大臣の意見及び鉄道等の輸送施設の配置上の観点からする運輸大臣の意見をきかなければならない。

第七条 前条第一項の都市計画は、次の各号に掲げることに従つて決定しなければならない。

一 道路、下水道その他の施設に關して都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。

二 当該区域が製造工場等の生産能力が十分に發揮されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備え、かつ、公害の防止について適切な考慮が払われた工業団地となるように定めること。

(工業団地造成事業の施行)

第八条 工業団地造成事業は、都市計画事業として施行する。

第九条 都市計画法第五条の規定は、工業団地造成事業には適用しない。

工業団地造成事業は、地方公共団体又は日本住宅公団で、建設大臣に工業団地造成事業を施行することを申し出たものが施行する。

第二節 測量、調査及び土地の取得等

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第十条 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者(工業団地造成事業を施行する者をいう。以下同じ)は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量

又は調査を行ふ必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、みずから立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第十一条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行ふ者は、その測量又は調査を行ふにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等

昭和三十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案

(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは、障害物の所有者及び占有者に、府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べべる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)に

おいて、当該障害物の所有者及び占有者がその場所でないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、工業団地造成事業を施行しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただし、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第十二条 第十條第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入りようとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第十三条 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、第十條第一項又は第十一條第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四條第二項の規定による裁決を申請することができる。

(測量のための標識の設置)

第十四条 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第十五条 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行しようとする者、又は施行する土地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築行為等の制限)

第十六条 都市計画事業として決定された工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内において、工業団地造成事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、府県知事の許可を受けなければならない。

2 府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、工業団地造成事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限を

の他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な業務を課するものであつてはならない。

4 府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、工業団地造成事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、それらの者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過

失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、府県知事は、それらの者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(事業の施行について周知させるための措置)

第十七条 第九条第二項の申出をしたときは、施行者は、すみやかに、建設省令で定める事項を公告するとともに、建設省令で定めるところにより、自己が工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又は土地及びこれに定着す

る建築物その他の工作物(以下「土地建物等」という。)の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する工業団地造成事業の概要について、その施行すべき土地の区域内の土地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるように努めなければならない。

(土地建物等の先買い)

第十八条 前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。)及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他建設省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十六条(同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。)の規定の適

用を受けるものである場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買収する旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

3 第一項の届出をした者は、前項の期間(その期間内に施行者が届出に係る土地建物等を買収し、その旨の通知をしたときは、その時点までの期間)内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。

(土地の買取請求)

第十九条 都市計画事業として決定された工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地の所有者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、当該土地の時価で買収するべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつていたり場合及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、施行者又は土地の所有者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

4 前項の規定による収用委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについては、土地収用法第九十四条第三項から第十二項まで及び第三百三十三条の規定の例による。

(工業団地造成事業のための土地等の収用)

第二十条 施行者は、工業団地造成事業の施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地収用法第五十一条第一号に掲げる権利を収用することができる。

2 前項の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

(材料置場等の施設の設置のための土地等の使用)

第二十一条 施行者は、工業団地造成事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置す

るため必要な土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができる。

(土地収用法の適用等)

第二十二条 第二十条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用に関しては、この法律に特別の規定がある場合のほか、土地収用法の規定を適用する。

2 都市計画法第十九条の規定は、第二十条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用について準用する。

3 土地収用法第八十七条の規定は、第二十条第二項の規定による収用の請求について準用する。

(生活再建のための措置)

第二十三条 施行者は、工業団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失うこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に対し、住宅のあつせんその他の受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 事業計画及び処分管理計画

第二十四条 施行者は、建設省令で定めるところにより、工業団地造成事業に関する事業計画(以下「事業

計画」という。)を作成し、建設省令で定めるところにより、当該土地の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物又は立木がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により買収するべき価額については、施行者と土地の

所有者とが協議しなければならぬ。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、施行者又は土地の所有者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

4 前項の規定による収用委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについては、土地収用法第九十四条第三項から第十二項まで及び第三百三十三条の規定の例による。

(工業団地造成事業のための土地等の収用)

第二十条 施行者は、工業団地造成事業の施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地収用法第五十一条第一号に掲げる権利を収用することができる。

2 前項の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

(材料置場等の施設の設置のための土地等の使用)

第二十一条 施行者は、工業団地造成事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置す

るため必要な土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができる。

(土地収用法の適用等)

第二十二条 第二十条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用に関しては、この法律に特別の規定がある場合のほか、土地収用法の規定を適用する。

2 都市計画法第十九条の規定は、第二十条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用について準用する。

3 土地収用法第八十七条の規定は、第二十条第二項の規定による収用の請求について準用する。

(生活再建のための措置)

第二十三条 施行者は、工業団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失うこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に対し、住宅のあつせんその他の受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 事業計画及び処分管理計画

第二十四条 施行者は、建設省令で定めるところにより、工業団地造成事業に関する事業計画(以下「事業

計画」という。)を作成し、建設省令で定めるところにより、当該土地の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物又は立木がある場合は、この限りでない。

昭和三十九年六月十六日 衆議院会議録第三十六号(その二) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案 一一六九

昭和三十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案

一一七〇

業計画」といふ。)を定めなければならない。

2 施行者は、事業計画を定めるときは、建設省令で定めるところにより、これを建設大臣に届け出なければならない。事業計画を変更したときも、同様とする。

3 施行者は、事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画又はその変更に関する公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者に協議しなければならない。

(処分管理計画)

第二十五条 施行者である地方公共団体又は日本住宅公団は、総理府令で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画(以下「処分管理計画」といふ。)を定めなければならない。

2 施行者である地方公共団体又は日本住宅公団は、処分管理計画を定めるときは、総理府令で定めるところにより、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の届出があつた場合においては、関係行政機関の長の意見をきき、この法律及び当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画の趣旨に照らして必要があると

認めるときは、当該処分管理計画の変更を求めることができる。

4 前二項の規定は、施行者である、又は施行者であつた地方公共団体又は日本住宅公団(以下「地方公共団体等」と総称する。)が処分管理計画を変更した場合に準用する。

5 前条第三項の規定は、処分管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

第四節 造成敷地等の処分及び管理等

(工事の完了の公告)

第二十六条 施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事(事業計画で特に定める工事を除く。)を完了したときは、遅滞なく、その旨を府県知事(施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。)に届け出なければならない。

2 府県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が事業計画に適合していると認めるときは、遅滞なく、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

(造成敷地等の処分及び管理)  
第二十七条 地方公共団体等は、造成敷地等をこの法律及び処分管理計画に従つて処分し、又は管理しなければならない。

2 地方公共団体がこの法律の規定により行なう造成敷地等の処分については、地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

第二十八条 工業団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は処分管理計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

2 地方公共団体等は、第二十六条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 地方公共団体等は、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により地方公共団体等からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画に適合しない場合は、その引継ぎを拒むことができる。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第二十九条 工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で、又は地方公共団体が所有するものは、第二十六条第二項の公告の日の翌日において地方公共団体等に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分管理計画で特別の定めをしたものを除き、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、当該公共施設を管理すべき者(その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当

該地方公共団体)に帰属するものとする。

(造成工場敷地の譲受人の公募)  
第三十条 地方公共団体等は、造成工場敷地について、総理府令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

(造成工場敷地の譲受人の資格)  
第三十一条 造成工場敷地の譲受人は、少なくとも、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。

- 一 当該造成工場敷地においてみずから製造工場等を経営しようとする者であること。
- 二 製造工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。
- 三 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

(造成工場敷地の譲受人の選考)  
第三十二条 地方公共団体等は、造成工場敷地の譲受人を、次の各号に掲げる者の順に、公正な方法で選考して決定するものとする。

- 一 製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者
- 二 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第 号。以下「工場等制限法」といふ。)第三十条の工場等制限区域(以下「工

場等制限区域」といふ。内にあ  
る工場等制限法第二條第四項の  
制限施設(以下「制限施設」とい  
ふ。)である製造工場等の敷地に  
替えて造成工場敷地を取得しよ  
うとする者で、従前の製造工場  
等の敷地が同條第二項の作業場  
又は同條第三項の教室の用に供  
されないことが確実と認められ  
るもの

三 工場等制限区域内にある制限  
施設でない製造工場等の敷地に  
替えて造成工場敷地を取得しよ  
うとする者で、従前の製造工場  
等の敷地が工場等制限法第二條  
第二項の作業場又は同條第三項  
の教室の用に供されないことが  
確実と認められるもの

四 工場等制限区域内に制限施設  
である製造工場等を有する者  
で、造成工場敷地にその製造工  
場等と同一の業種に属する製造  
工場等を新設しようとするもの  
(第二号に該当する者を除く。)

五 工場等制限区域内に制限施設  
でない製造工場等を有する者  
で、造成工場敷地にその製造工  
場等と同一の業種に属する製造  
工場等を新設しようとするもの  
(第三号に該当する者を除く。)

六 その他の者  
(製造工場等の建設)  
第三十三條 地方公共団体等から造

成工場敷地を譲り受けた者は、総  
理府令で定めるところにより製造  
工場等の建設の工期、工事概要等  
に關する計画を定めて、地方公共  
団体等の承認を受け、当該計画に  
従つて製造工場等を建設しなけれ  
ばならない。

2 地方公共団体等は、前項の規定  
に違反した者に対して、造成工場  
敷地の譲渡契約を解除することが  
できる。

(造成工場敷地に關する権利の処  
分の制限)

第三十四條 第二十六條第二項の公  
告の日の翌日から起算して十年  
間は、造成工場敷地の所有権、地  
上権、賃借権、使用貸借による権利  
又は賃借権その他の使用及び収益  
を目的とする権利の設定又は移転  
については、総理府令で定めると  
ころにより、当事者が地方公共団  
体等の長(日本住宅公団が造成し  
た造成工場敷地に關しては、内閣  
総理大臣)の承認を受けなければ  
ならない。ただし、次の各号の一  
に掲げる場合は、この限りでな  
い。

- 一 相続その他の一般承継により  
当該権利が移転する場合
- 二 滞納処分、強制執行、競売法  
(明治三十一年法律第十五号)に  
よる競売又は企業担保権の実行  
により当該権利が移転する場合

三 土地取用法その他の法律によ  
り当該造成工場敷地が収用さ  
れ、又は使用される場合

2 前項に規定する承認には、造成  
工場敷地の製造工場等の敷地とし  
ての合理的な利用を確保するため  
必要な条件を附することができ  
る。この場合において、その条件  
は、当該承認を受けた者に不当な  
義務を課するものであつてはなら  
ない。

(造成工場敷地を表示した図書の  
備置き等)

第三十五條 地方公共団体等は、第  
二十六條第二項の公告があつたと  
きは、造成工場敷地の存する市町  
村の長に対し、総理府令で定める  
ところにより、当該造成工場敷地  
の存する区域を表示した図書を送  
付しなければならない。

- 2 前項の図書の送付を受けた市町  
村長は、第二十六條第二項の公告  
の日の翌日から起算して十年間、  
その図書を当該市町村の役場に備  
え置いて、関係人の請求があつた  
ときは、これは閲覧させなければ  
ならない。
- 3 地方公共団体等は、総理府令で  
定めるところにより、第二十六條  
第二項の公告の日の翌日から起算  
して十年間、工業団地造成事業が  
施行された土地の区域内の見やす  
い場所に、工業団地造成事業が施

行された土地である旨を表示した  
標識を設置しなければならない。

4 何人も、前項の規定により設け  
られた標識を設置者の承諾を得な  
いで移転し、若しくは除却し、又  
は汚損し、若しくは損壊してはな  
らない。

第五節 補則

(費用の負担)

第三十六條 工業団地造成事業に要  
する費用は、施行者が負担する。

(書類の送付に代わる公告)

第三十七條 施行者又は地方公共団  
体等は、工業団地造成事業の施行  
に關し書類を送付する場合におい  
て、送付を受けるべき者がその書  
類の受領を拒んだとき、又は過失  
がなく、その者の住所、居所そ  
の他書類を送付すべき場所を確知  
することができないときは、その  
書類の内容を公告することをもつ  
て書類の送付に代えることができ  
る。

- 2 前項の公告があつた場合におい  
ては、その公告の日の翌日から起  
算して十日を経過した日に、当該  
書類が送付を受けるべき者に到達  
したものとみなす。
- (監督)
- 第三十八條 建設大臣は、施行者が  
定めた事業計画又は施行者が行な  
う工事が、この法律、この法律に  
基づく命令若しくは工業団地造成

事業につき都市計画法第三條の規  
定により決定された都市計画事業  
の内容又は事業計画に従つていな  
いと認める場合においては、その  
施行者に対し、工業団地造成事業  
の適正な施行を確保するため必要  
な限度において、事業計画の変更  
又は工事の中止若しくは変更その  
他必要な措置を命ずることができ  
る。

2 内閣総理大臣は、第三十條から  
第三十二條までの規定に違反する  
譲受人の決定又は違法若しくは不  
当な第三十四條の規定に基づく承  
認若しくは不承認の処分が行なわ  
れたときは、地方公共団体若しく  
はその長又は日本住宅公団に対  
し、造成工場敷地の適正な処分及  
び管理を確保するため必要な限度  
において、造成工場敷地の処分の  
差止めを命じ、又は承認若しくは  
不承認の処分を取り消すことがで  
きる。

- (報告、勧告等)
- 第三十九條 建設大臣は施行者に対  
して、府県知事は施行者である市  
町村に対して、それぞれその施行  
する工業団地造成事業の施行に關  
し、この法律の施行のため必要な  
限度において、報告若しくは資料  
の提出を求め、又は工業団地造成  
事業の施行の促進を図るため必要

昭和三十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案

な勧告、助言若しくは援助をすることができ。

2 内閣総理大臣は地方公共団体若しくはその長又は日本住宅公団に對して、府県知事は施行者である、若しくは施行者であつた市町村又はその長に對して、それぞれその行なう造成敷地等の処分及び管理に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は造成敷地等の処分及び管理を適正に行なわせるため必要な勧告若しくは助言をすることができ。

(審査請求)

第四十条 地方公共団体等が第三十三条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分不服がある者は、内閣総理大臣に對して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができ。

(工業団地造成事業用地についての配慮)

第四十一条 国又は地方公共団体の行政機関は、近郊整備区域内又は都市開発区域内の土地を工業団地造成事業の用に供するため、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、工業団地造成事業が促進されるよう配慮するものとする。

(大都市の特例)

第四十二条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている工業団地造成事業に關する事務(府県が施行する工業団地造成事業に係る事務を除く)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中府県知事に關する規定は、指定都市の長に關する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(政令への委任)

第四十三条 この章に特に定めるもののほか、この章の規定によりすべき公告の方法その他この章の規定の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第三章 雑則

(施設の整備等)

第四十四条 国及び地方公共団体(港務局を含む)は、近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画を達成するため必要な施設の整備の促進に努めなければならない。

(国有財産の充て込みの特例)

第四十五条 各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ)は、近郊整備区域内又は都市開発区域内において政令で定める製造業(物品の加工修理業を含む)、運送業、倉庫業その他の事業を営む者に対し、その事業に必要な工場、事業場又は政令で定めるその他の施設の用に供するため普通財産である国有財産を譲渡する場合において、当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画に照らして適當であると認められるときは、その充て込み又は交換差金について、確實な担保を徴し、かつ、利息を附して、十年以内の延納の特約をすることができ。

2 各省各庁の長は、前項の規定により延納の特約をしようとするときは、延納期限、担保及び利率について、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の規定により延納の特約をした場合において、当該財産の譲渡を受けた者のする管理が適當でないことを認めるときは、ただちにその特約を解除しなければならない。

(鉄道又は軌道の敷設等のための資金のあつせん)

第四十六条 国は、一般公衆の利用に供する鉄道又は軌道で近郊整備区域又は都市開発区域を育成発展させるため必要であると認められるものを敷設する者に対し、必要な資金のあつせんに努めなければならない。

2 国は、近郊整備区域内又は都市開発区域内における工場その他の施設の施設又は増設で当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画に照らして適當であると認められるものをする者に対し、必要な資金のあつせんに努めなければならない。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第四十七条 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)第五条の規定が適用される場合を除き、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、都市開発区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に對する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該當するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額に對する当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第四章 罰則

第四十八条 第三十三条第一項の規定に違反して、造成工場敷地を製造工場等の建設以外の目的に使用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号の一に該當する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定による土

地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第十一条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けず、又は府県知事の許可を受けず、又は土地に試掘等を行なつた者

三 第十六条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者

四 第三十三条第一項の規定に違反して、計画の承認を受ける手續をせず、又は承認を受けた計画に従つて製造工場等を建設しなかつた者

五 第三十四条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないうで、造成工場敷地を権利者に引き渡した者

六 第三十四条第二項の規定により附した条件に違反した者

第五十条 第十四条第二項又は第三十五条第四項の規定に違反して、第十四条第一項又は第三十五条第三項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十八条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した者

二 第十八条第一項の届出について、虚偽の届出をした者

三 第十八条第三項の規定に違反して、同項の期間内に土地建物等を譲り渡した者

四 第三十四条第一項の承認について、虚偽の申請をした者

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第四十八条又は第四十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえ一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(都市計画法の一部改正)  
2 都市計画法の一部を次のように改正する。  
第十一条ノ二中「第十三条ノ工

業団地造成事業」を「第十三条第一項若ハ第二項ノ工業団地造成事業」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

都市計画区域内ニ於ケル工業市街地ヲ整備シ又ハ工業都市トシテ開発スルコトヲ適當トスル近畿圏整備法第二条第四項ノ近郊整備区域内又ハ同条第五項ノ都市開発区域内ノ土地ニ付テハ其ノ近郊整備区域又ハ都市開発区域ノ整備開発ヲ図ル為近畿圏の整備及び開発に関する法律ノ定ムル所ニ依リ工業団地造成事業ヲ施行スルコトヲ得

(公有水面埋立法の一部改正)  
3 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。  
第一条第三項中「又ハ新住宅市街地開発法」を、「新住宅市街地開発法又ハ近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」に改める。

第二十六条中「又ハ新住宅市街地開発法第二十九条」を、「新住宅市街地開発法第二十九条又ハ近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二十九条」に改める。  
(建設省設置法の一部改正)  
4 建設省設置法(昭和二十三年法

律百十三号)の一部を次のように改正する。  
第三条第五号の十の次に次の一号を加える。

五の十一 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第 号)による工業団地造成事業に関する事務を管理すること。

(租税特別措置法の一部改正)  
5 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。  
第三十一条第一項第一号中「新住宅市街地開発法」を「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第 号)、新住宅市街地開発法」に改める。

6 近畿圏整備法の一部を次のように改正する。  
第四条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第 号)の施行に関する事務(工業団地造成事業に関する事務を除く)を処理すること。

理由

近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の作成、工業団地造成事業の施行等に関し必要な事項を定め、近郊整備区域の計画的な市街地としての整備及び都市開発区域の工業都市その他の都市としての開発に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十九年五月二十七日  
参議院議長 重宗 雄三  
衆議院議長 船田中殿

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。  
第三十三条第三項ただし書中「船舶安全法第四条第一項第三号(同法第十四条の規定に基く政令において準用する場合を含む。以下同じ。)」を「船舶安全法第四条第一項第三号及び第四号(以上の各規定を同法第十四条の規定に基く政令において準

昭和三十一年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 電波法の一部を改正する法律案

用する場合を含む。)に改める。  
第三十三条の二の前の見出し及び同条を次のように改める。

(義務船舶局の無線設備の条件)  
第三十三条の二 義務船舶局の無線設備は、次の各号に掲げる要件に適合する場所に設けなければならない。ただし、船舶安全法第四十四条第一項第三号(同法第十四条の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)の船舶に施設する無線設備であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

一 受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音により妨害を受けることがない場所であること。  
二 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるように、その場所が当該船舶において可能な範囲で高い位置にあること。

三 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水又は温度の影響を受けない場所であること。  
第三十五条ただし書中「船舶安全法第四十四条第一項第三号」の下に「及び第四号(以上の各規定を同法第十四条の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十五条の二中「船舶安全法第四十四条第二項」の下に「(同法第十四条

の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)」を加える。

第六十三条第一項中「五百トン以上」を「三百トン以上」に改め、同条第三項中「船舶安全法第四十四条第二項」の下に「(同法第十四条の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)」を加える。

第六十五条を次のように改める。  
(聴守義務)

第六十五条 次の表の上欄に掲げる無線局でそれぞれ同表の下欄に掲げる周波数の指定を受けているものは、同表の一の項に掲げる無線局にあつては常時、同表

の二の項及び四の項に掲げる無線局にあつてはその運用義務時間(無線局を運用しなければならない時間をいう。以下同じ。)中、同表の三の項に掲げる無線局にあつては二時間をこえない範囲内において郵政省令で定める時間中、その無線局に係る同表の下欄に掲げる周波数(二の項、三の項及び四の項に掲げる無線局で五百キロサイクル及び当該各項の郵政省令で定める周波数の指定を受けているものにあつては、五百キロサイクルとする。)で聴守しなければならない。

の二の項及び四の項に掲げる無線局にあつてはその運用義務時間(無線局を運用しなければならない時間をいう。以下同じ。)中、同表の三の項に掲げる無線局にあつては二時間をこえない範囲内において郵政省令で定める時間中、その無線局に係る同表の下欄に掲げる周波数(二の項、三の項及び四の項に掲げる無線局で五百キロサイクル及び当該各項の郵政省令で定める周波数の指定を受けているものにあつては、五百キロサイクルとする。)で聴守しなければならない。

無線局	周波数
一 国際航海に従事する船舶の義務船舶局(船舶安全法第四十四条第一項第三号(同法第十四条の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)の船舶の義務船舶局で郵政省令で定めるものを除く。)	五百キロサイクル又は郵政省令で定める周波数
二 第二種局、第三種局甲及び第三種局乙(これらの船舶無線電信局のうち一の項に掲げる無線局に該当するものを除く。)	五百キロサイクル
三 第三種局丙(第一種局、第二種局、第三種局甲及び第三種局乙のいずれにも該当しない船舶無線電信局をいう。以下同じ。)	五百キロサイクル又は郵政省令で定める周波数
四 海岸局	五百キロサイクル又は郵政省令で定める周波数

2 前項の無線局は、第一沈黙時間及び第二沈黙時間を除いて現に通信を行なつていない場合その他郵政省令で定める場合には、同項の規

定による聴守をすることを要しない。ただし、緊急自動受信機を施設している船舶局にあつては、この限りでない。

3 第一項の無線局は、その運用義務時間(第三種局丙にあつては、同項の郵政省令で定める時間)中は、緊急自動受信機により聴守してはならない。ただし、第一沈黙時間及び第二沈黙時間を除いて現に通信を行なつていない場合その他郵政省令で定める場合は、この限りでない。

第九十九条の十一第一項第一号中「義務船舶局の条件」を「義務船舶局の無線設備の条件」に、「第六十五条第五項及び第六項」を「第六十五条第一項」に改め、同項第三号中「又は第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更の処分」を「第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更又は第七十一条第二項の規定による伝搬障害防止区域の指定」に改める。

(伝搬障害防止区域の指定)  
第二百二条の二 郵政大臣は、八百九十メガサイクル以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で次の各号の一に該当するもの(以下「重要無線通信」という。)の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上投影面に沿い、その中心線と認められる線の両側それぞれ百メートル以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。

一 公衆通信業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信  
二 放送の業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信  
三 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線設備による無線通信  
四 気象業務の用に供する無線設備による無線通信  
五 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線設備による無線通信  
六 日本固有鉄道の列車(連絡船を含む。第八八条の二第一項において同じ。)の運行の業務(政令で定めるものを除く。同項において同じ。)の用に供する無線設備による無線通信

2 前項の規定による伝搬障害防止区域の指定は、政令で定めるところにより告示をもつて行なわなければならない。この場合において、その指定が同項第一号に掲げる無線通信に該当する無線通信の電波伝搬路に係る伝搬障害防止区域(以下「公衆通信障害防止区域」という。)の指定であるときは、その告示において、当該指定が公衆通信障害防止区域に係るものである

る旨を明示しなければならない。  
 3 郵政大臣は、政令で定めるところにより、前項の告示に係る伝搬障害防止区域を表示した図面を郵政省及び関係地方公共団体の事務所に備えつけ、一般の縦覧に供しなければならない。この場合において、公衆通信障害防止区域については、その区域を表示した図面の見やすい箇所に、公衆通信障害防止区域である旨を明示しなければならない。

4 郵政大臣は、第二項の告示に係る伝搬障害防止区域について、第一項の規定による指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。  
 (伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出)

第百二条の三 前条第二項の告示に係る伝搬障害防止区域内(その区域とその他の区域とにわたる場合を含む。)においてする次の各号の一に該当する行為(以下「指定行為」という。)に係る工事の請負契約の注文者又はその工事を請負契約によらないで自ら行なう者(以下「建築主」という。)は、郵政省令で定めるところにより、当該指定行為に係る工事に自ら着手し又はその工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下同じ。)に着手させる前に、当該指定行為に係る工物につき、敷地の位置、高さ、高層部分(工物の全部又は一部で地表からの高さが三十一メートルをこえる部分をいう。以下同じ。)の形状、構造及び主要材料、その者が当該指定行為に係る工事の請負契約の注文者である場合にはその工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を書面により郵政大臣に届け出なければならない。

一 その最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる建築物その他の工物(土地に定着する工物の上部に建築される一又は二以上の工物の最上部にある工物の最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる場合における当該各工物のうち、それぞれその最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえるものを含む。以下「高層建築物等」という。)の新築  
 二 高層建築物等以外の工物の増築又は移築で、その増築又は移築後において当該工物が高層建築物等となるもの  
 三 高層建築物等の増築、移築、改築、修繕又は模様替え(改築、修繕及び模様替えについては、郵政省令で定める程度のものに限る。)

2 前項の規定による届出をした建築主は、届出をした事項を変更しようとするときは、郵政省令で定めるところにより、その変更に係る事項を書面により郵政大臣に届け出なければならない。  
 3 前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る文書の記載をもつてしては、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を生ずる原因(以下「重要無線通信障害原因」という。)となるかどうかを判定することができないときは、郵政大臣は、その判定に必要な範囲内において、その届出をした建築主に対し、期限を定めて、さらに必要と認められる事項の報告を求めることができる。

4 前条第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定があつた現に当該伝搬障害防止区域内(その区域とその他の区域とにわたる場合を含む。)において施工中の指定行為(郵政省令で定める程度にその施工の準備が完了したものを含む。)については、第一項の規定は、適用しない。  
 5 前項に規定する指定行為に係る建築主は、当該伝搬障害防止区域の指定後遅滞なく、郵政省令で定めるところにより、当該指定行為に係る工事の計画を郵政大臣に届け出なければならない。  
 6 第四項に規定する指定行為に係る建築主が、当該伝搬障害防止区域の指定の際におけるその指定行為に係る工事の計画(従前の項の規定による届出に係る計画の変更があつた場合には、その変更後の計画)のうち郵政省令で定める事項に係るものを変更しようとする場合には、第二項及び第三項の規定を準用する。

第百二条の四 郵政大臣は、建築主が、前条第一項又は第二項(同条第六項及び次項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしなければならない場合において、その届出をしないで、指定行為に係る工事又は当該変更に係る事項に係る部分の工事(郵政省令で定めるものを除く。)に自ら着手し又はその工事の請負人に着手させたことを知つたときは、直ちに、当該建築主に対し、期限を定めて、同条第一項又は第二項(同条第六項及び次項において準用する場合を含む。)の規定により届け出なければならない旨を命じなければならない。  
 2 前項の規定に基づき前条第一項の規定により届け出るべきものとされている事項の届出を命ぜられ

てその届出をした者については、同条第二項の規定を準用する。  
 3 第一項の規定に基づき命令による届出又は前項において準用する前条第二項の規定による届出があつた場合には、同条第三項の規定を準用する。  
 (伝搬障害の有無等の通知)  
 第百二条の五 郵政大臣は、第百二条の三第一項若しくは第二項(同条第六項及び前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出又は前条第一項の規定に基づく命令による届出があつた場合において、その届出に係る事項を検討し、その届出に係る高層部分(変更の届出に係る高層部分)は、その変更後の高層部分(以下同じ。)が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となることを認められるときは、その高層部分のうち当該重要無線通信障害原因となる部分(以下「障害原因部分」という。)を明示し、理由を付した文書により、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因とならないと認められるときは、その検討の結果を記載した文書により、その旨を当該届出をした建築主に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、当該届出があつた日(第百二条の三第

一七五

三項(同条第六項及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告を求めた場合には、その報告があつた日から三週間以内に行なわなければならない。

3 第一項の場合において、前二項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を發したときは、郵政大臣は、その後直ちに、当該高層建築物等につき、建築主の氏名又は名称及び住所、敷地の位置、高さ、高層部分の形状、構造及び主要材料、障害原因部分その他必要な事項を書面により当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人に通知するとともに、建築主からの届出に係る当該工事の請負人に対しても、当該障害原因部分その他必要な事項を書面により通知しなければならぬ。

(重要無線通信障害原因となる高層部分の工事の制限)

第二百二条の六 前条第一項及び第二項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を受けた建築主は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、その通知を受けた日から二年間(当該伝搬障害防止

区域が公衆通信障害防止区域である場合には、三年間)は、当該指定行為に係る工事のうち当該通知に係る障害原因部分に係るものを自ら行ない又はその請負人に行なわせてはならない。

一 当該指定行為に係る工事の計画を変更してその変更につき第二百二条の三第二項(同条第六項及び第二百二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をし、これにつき、前条第一項及び第二項の規定により当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因とならぬ旨の通知を受けたとき。

二 当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人との間に次条第一項の規定による協議がととのつたとき。

三 その他郵政省令で定める場合(重要無線通信の障害防止のための協議)

第二百二条の七 前条に規定する建築主及び当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人は、相互に、相手方に対し、当該重要無線通信の電波伝搬路の変更、当該高層部分に係る工事の計画の変更その他当該重要無線通信の確保と当該高層建築物等

に係る財産権の行使との調整を図るため必要な措置に關し協議すべき旨を定めることができる。

2 郵政大臣は、前項の規定による協議に關し、当事者の双方又は一方からの申出があつた場合には、必要なあつせんを行なうものとする。

(違反の場合の措置)

第二百二条の八 次の各号の一に該当する場合において、必要があると認められるときは、郵政大臣は、その必要の範囲内において、当該各号の建築主に対し、当該建築主が現に自ら行ない若しくはその請負人に行なわせない若しくはその請負人に行なわせない旨の通知を發し、当該建築主が、現に自ら行ない若しくはその請負人に行なわせない旨を命ずることができる。

一 第二百二条の三第一項又は第二項(同条第六項及び第二百二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して建築主からこれらの規定による届出がなかつた場合(第二百二条の四第一項の規定に基づき命令による届出があり、これにつき第二百二条の五第一項及び第二項の規定による通知をした場合を除く。)において、当該建築主が、

現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを自ら行ない若しくはその請負人に行なわせないとき、又は近く当該工事を行なう若しくはその請負人に行なわせない見込みが確実であるとき。

二 郵政大臣が第二百二条の三第三項(同条第六項及び第二百二条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により報告を求めたが当該建築主から期限までにその報告がない場合において、当該建築主が、現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを自ら行ない若しくはその請負人に行なわせないとき、又は近く当該工事を行なう若しくはその請負人に行なわせない見込みが確実であるとき。

前項の相当の期間は、第二百二条の六に規定する期間を基準とし、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となる程度、当該重要無線通信の電波伝搬路を変更するとすればその変更に通常要すべき期間その他事情を勘案して定めるものとする。

3 郵政大臣は、第一項の規定により建築主に対し期間を定めて高層部分に係る工事を行なない又は

その請負人に行なわせない旨を命じた場合において、その期間中に、当該建築主と当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人との間に協議がととのつたとき、第二百二条の六第一号又は第三号に該当するに至つたときその他その必要が消滅するに至つたときは、遅滞なく、当該命令を撤回しなければならない。

(報告の徴収)

第二百二条の九 郵政大臣は、前七条の規定を施行するため特に必要があるときは、その必要の範囲内において、建築主から指定行為に係る工事の計画又は実施に關する事項で必要と認められるものの報告を徴することができる。

(郵政大臣及び建設大臣の協力)

第二百二条の十 郵政大臣及び建設大臣は、第二百二条の二から第二百二条の入までの規定の施行に關し相互に協力するものとする。

第二百二条の二第二項中「若しくは気象業務」を、「気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは日本国有鉄道の列車の運行の業務」に改める。

第二百二条に次の二号を加える。

八 第二百二条の六の規定に違反して、障害原因部分に係る工事を

その請負人に行なわせない旨を命じた場合において、その期間中に、当該建築主と当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人との間に協議がととのつたとき、第二百二条の六第一号又は第三号に該当するに至つたときその他その必要が消滅するに至つたときは、遅滞なく、当該命令を撤回しなければならない。

その請負人に行なわせない旨を命じた場合において、その期間中に、当該建築主と当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人との間に協議がととのつたとき、第二百二条の六第一号又は第三号に該当するに至つたときその他その必要が消滅するに至つたときは、遅滞なく、当該命令を撤回しなければならない。

その請負人に行なわせない旨を命じた場合において、その期間中に、当該建築主と当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人との間に協議がととのつたとき、第二百二条の六第一号又は第三号に該当するに至つたときその他その必要が消滅するに至つたときは、遅滞なく、当該命令を撤回しなければならない。

自ら行ない又はその請負人に行なわせた者

九 第九十九条の八第一項の規定に基づく命令に違反して、高層部分に係る工事を停止せず若しくはその請負人に停止させない者又は当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせた者

四 第二百二条の四第一項の規定に基づく命令に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者

六 第二百二条の三第一項又は第二項(同条第六項及び第二百二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者

七 第二百二条の九の規定により報告を徴された場合において、報告をせず又は虚偽の報告をした者

四 第二百二条の三第五項の規定に違反して、届出をしない者

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十三条、第三十三

む)、第三十五条、第三十五条の二、第六十三条、第六十五条及び第九十九条の十一第一項第一号の改正規定並びに次項の規定は、千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(電波法の一部を改正する法律の一部改正)

2 電波法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「並びに国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶(旅客船を除く。)(第二種局乙及び第三種局甲)」とあるのは「及び国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶(旅客船を除く。)(第二種局乙とし、同条第二項中、第三種局甲(同項に規定するものを除く。))及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とし、同条第六項中「を削る。」

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めらるるの件

右

昭和三十一年四月十七日

内閣総理大臣 池田 勇人

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めらるるの件

理由

この条約は、麻薬の国際統制を世界的な規模において統一的に実施するために、既存の九の条約を統合して作成されたものである。わが国が麻薬についての取締りを一層効果的に行なうためには、この条約に基づく国際協力を確保することが必要である。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約 前文

人類の健康及び福祉に思いをいたし、

麻薬の医療上の使用が苦痛の軽減のために依然として不可欠であること及びこの目的のための麻薬の入手を確保するために適切な措置を執らなければならないことを認め、

麻薬の中毒が個人にとつて重大な害悪であり、人類に対する社会的及

び経済的な危険を伴うものであることを認め、

この害悪を防止し、かつ、これと戦う締約国の義務を自覚し、

麻薬の濫用に対する措置が効果的であるためには、協同して、かつ、世界的規模で行動することが必要であることを考慮し、

世界的規模におけるそのような行動には、同一の原理によつて導かれ、かつ、共通の目標を有する国際協力が必要であると了解し、

麻薬統制の分野における国際連合の権限を認め、また、関係国際機関が国際連合の枠内にあることを希望し、

麻薬に関する現行の諸条約に代わる普遍的に受け入れられる国際条約であつて、麻薬の使用を医療上及び学術上の目的に制限し、かつ、前記の目標に到達するための継続的な国際協力及び国際統制について規定するものを締結することを希望して、ここに次のとおり協定する。

第一条 定義

1 この条約においては、別段の明文の規定がある場合又は文脈により異なるた意味に解釈しなければならぬ場合を除くほか、次の定義に従う。

(a) 「統制委員会」とは、国際麻薬統制委員会をいう。

(b) 「大麻」とは、名称のいかんを問わず、大麻植物の花又は果実のついた枝端で樹脂が抽出されていらないもの(枝端から離れた種子及び葉を除く。)をいう。

(c) 「大麻植物」とは、カンナビス属の植物をいう。

(d) 「大麻樹脂」とは、粗のものであると精製したものであるとを問わず、大麻植物から得た樹脂で分離されているものをいう。

(e) 「コカ樹」とは、エリスロキシロン属の植物をいう。

(f) 「コカ葉」とは、コカ樹の葉(すべてのエクゴニン、コカイソンの他のエクゴニアルカロイドを除去したものを除く。)をいう。

(g) 「麻薬委員会」とは、理事会の麻薬委員会をいう。

(h) 「理事会」とは、国際連合の経済社会理事会をいう。

(i) 「栽培」とは、はし、コカ樹又は大麻植物の栽培をいう。

(j) 「薬品」とは、天然のものであると合成のものであるとを問わず、附表I及び附表IIに掲げる物質をいう。

(k) 「總會」とは、国際連合の總會をいう。

(l) 「不正取引」とは、この条約の規定に違反する栽培又は薬品の取引をいう。

昭和三十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 千九百六十一年の麻薬に關する単一条約の締結について承認を求めらるるの件

一一七八

<p>(m) 「輸入」及び「輸出」とは、それの語意において、いずれかの国から他の国へ、又は同一の国のいずれかの領域から他の領域へ薬品を現実に輸送することをいう。</p> <p>(n) 「製造」とは、薬品を得るためのすべての工程(生産を除くものとし、精製及び薬品の他の薬品への転換を含む。)をいう。</p> <p>(o) 「薬用あへん」とは、医薬としての使用に適応させるために必要な工程を経たあへんをいう。</p> <p>(p) 「あへん」とは、けしの液汁の凝固したものをいう。</p> <p>(q) 「けし」とは、パヴァエル・ソムニフェルム・L種の植物をいう。</p> <p>(r) 「けしがら」とは、刈取り後のけしのすべての部分(種子を除く。)をいう。</p> <p>(s) 「製剤」とは、薬品を含有する混合物で固体又は液体のものをいう。</p> <p>(t) 「生産」とは、あへん、コカ葉、大麻又は大麻樹脂をそれらを得られる植物から分離することをいう。</p> <p>(u) 「附表I」、「附表II」、「附表III」及び「附表IV」とは、この条約に附属する薬品又は製剤の表でそれぞれ対応する番号を附したものの(第三条の規定に従つて</p>	<p>改正された場合には改正後のもの)をいう。</p> <p>(v) 「事務総長」とは、国際連合事務総長をいう。</p> <p>(w) 「特殊在庫量」とは、いずれかの国又は領域の政府が政府の特殊な目的のため及び例外的事態に應ずるためにその国又は領域に保有する薬品の数量をいう。</p> <p>(x) 「在庫量」とは、いずれかの国又は領域に保有される薬品で(i)から(iii)までに掲げる用途に供されるものの数量をいう。ただし、(iv)及び(v)に掲げるものを除く。</p> <p>(i) その国又は領域における医療上及び学術上の目的のための消費</p> <p>(ii) その国又は領域における薬品その他の物質の製造のための使用</p> <p>(iii) 輸出</p> <p>(iv) 小売薬劑師その他の許可を受けた小口分配業者及び正当に許可を受けて治療又は学術研究の業務に従事する施設又は有資格者が保有する数量</p> <p>(v) 特殊在庫量として保有される数量</p>
<p>(y) 「領域」とは、国の一部分であつて、第三十一条に定める輸入証明書及び輸出許可書の制度の適用上個別の単位として取り扱われるものをいう。この定義は、第四十二条及び第四十六条に用いる「領域」の語には、適用しない。</p> <p>2 この条約の適用上、薬品が小口分配、医療上の使用又は学術研究のためにいずれかの国又は企業に供給されたときは、その薬品は、消費されたものとみなす。「消費」の語は、この規定の趣旨に従つて解釈するものとする。</p> <p>第二条 統制を受ける物質</p> <p>1 附表Iに掲げる薬品は、特定の薬品に限つて適用される統制措置を除くほか、この条約に基づいて薬品に適用されるすべての統制措置、特に第四条(c)、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条及び第三十七条に定める統制措置の適用を受けるものとする。</p> <p>2 附表IIに掲げる薬品は、小口取引について第三十条及び同条bに定める措置を除くほか、附表Iに掲げる薬品に適用される統制措置と同一の統制措置の適用を受けるものとする。</p> <p>3 附表IIIに掲げる製剤以外の製剤は、その含有する薬品に適用され</p>	<p>る統制措置と同一の統制措置の適用を受けるものとする。ただし、これらの製剤については、その薬品に關する見積り(第十九条)及び統計(第二十条)と別個の見積り及び統計を必要とせず、また、第二十九条2(c)及び第三十条1(b)(ii)の規定を適用することを要しない。</p> <p>4 附表IIIに掲げる製剤は、附表IIに掲げる薬品を含有する製剤に適用される統制措置と同一の統制措置の適用を受けるものとする。ただし、これらの製剤については、第三十一条1(b)及び同条3から1bまでの規定を適用することを要せず、また、これらの製剤に係る見積り(第十九条)及び統計(第二十条)については、必要な資料は、これらの製剤の製造に使用される薬品の数量に關するものに限られる。</p> <p>5 附表IVに掲げる薬品は、附表Iにも含まれるものとし、附表Iに掲げる薬品に適用されるすべての統制措置の適用を受けるものとする。さらに、</p> <p>(a) 締約国は、これらの薬品の特に危険な特性に照らして必要であると認める特別の統制措置を執るものとし、また、</p> <p>(b) 締約国は、自国における一般的情况から判断して、これらのいかなる薬品についてもその生</p>
<p>産、製造、輸出、輸入、取引、所持又は使用を禁止することが公衆の健康及び福祉を保護するために最も適した手段であると認めるときは、これらの行為を禁止するものとする。ただし、医療上及び学術上の研究(締約国の直接の監督及び管理の下に又はこれに従つて行なわれる臨床試験を含む。)にのみ必要なこれらの薬品の数量については、この限りでない。</p> <p>6 附表Iに掲げるすべての薬品に適用される統制措置のほか、あへんは第二十三条及び第二十四条の規定の適用を受け、コカ葉は第二十六条及び第二十七条の規定の適用を受け、大麻は第二十八条の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>7 けしは第二十二條から第二十四条までに定める統制措置の適用を受け、コカ樹は第二十二條、第二十六條及び第二十七條に定める統制措置の適用を受け、大麻植物は第二十二條及び第二十八條に定める統制措置の適用を受け、けしがらは第二十五條に定める統制措置の適用を受け、大麻の葉は第二十八條に定める統制措置の適用を受けるものとする。</p> <p>8 締約国は、この条約の適用を受けない物質で薬品の不正な製造に使用されるおそれがあるものに対</p>	

して実行可能な監督措置を執るため、最善の努力を払うものとする。

9 締約国は、医療上及び学術上の目的以外の目的で産業上一般に使用される薬品に対してこの条約の規定を適用することを要求されない。ただし、次のことを条件とする。

(a) 適当な変質法その他の手段により、確実に、そのように使用される薬品が濫用され又は悪影響を及ぼすおそれ(第三条)がないようにし、かつ、有害な物質を実際に回収することができないようにすること。

(b) 自国が提出する統計資料(第二十条)中に、そのように使用される各薬品の数量をも記載すること。

第三条 統制範囲の変更

1 締約国又は世界保健機関は、その有する資料によりいずれかの附表の改正が必要であると認める場合には、事務総長に対し、その旨を通告し、かつ、その通告の裏付けとなる資料を提出するものとする。

2 事務総長は、前記の通告及び関係があるとする資料を締約国、麻薬委員会及び、その通告が締約国によつて行なわれたときは、世界保健機関に送付する。

3 通告が附表I又は附表IIに掲げ

られていない物質に關するものである場合には、

(i) 締約国は、入手することができる資料に照らし、附表Iに掲げる薬品に適用されるすべての統制措置をその物質に暫定的に適用することの可能性を検討するものとする。

(ii) 麻薬委員会は、(i)に定める決定が行なわれるまでの間、附表Iに掲げる薬品に適用されるすべての統制措置を締約国がその物質に暫定的に適用すべきことを決定することができる。締約国は、その措置をその物質に暫定的に適用するものとする。

(iii) 世界保健機関は、その物質が附表I若しくは附表IIに掲げる薬品と同様の濫用のおそれがあり、かつ、同様の悪影響を及ぼすものであると認め、又はその物質が薬品に転換されるものであると認めた場合には、その旨を麻薬委員会に通知する。麻薬委員会は、世界保健機関の勧告に従い、その物質を附表I又は附表IIに加えることを決定することができる。

4 いずれかの製剤が、その含有する物質のために、濫用のおそれなく、かつ、悪影響を及ぼさず(この条3)、さらに、その製剤中の薬品を容易に回収することがで

きないものであると世界保健機関が認めた場合には、麻薬委員会は、世界保健機関の勧告に従い、その製剤を附表IIIに加えることができる。

5 附表Iに掲げるいずれかの薬品が濫用され及び悪影響を及ぼすおそれ(この条3)の著しいものであり、かつ、そのおそれが附表IVに掲げる薬品以外の他の物質には存しない実質的な治療上の利点より大きいと世界保健機関が認められた場合には、麻薬委員会は、世界保健機関の勧告に従い、その薬品を附表IVに加えることができる。

6 通告が附表I若しくは附表IIに掲げる薬品又は附表IIIに掲げる製剤に關するものである場合には、麻薬委員会は、5に定める措置のほか、世界保健機関の勧告に従い、次の方法によりいずれの附表をも改正することができる。

(a) 附表Iから附表IIへ、又は附表IIから附表Iへ薬品を転記すること。

(b) 附表から薬品又は製剤を削ること。

7 麻薬委員会がこの条の規定に基づいて行なういずれの決定も、事務総長により、すべての国際連合加盟国、国際連合の非加盟国であるこの条約の締約国、世界保健機関及び統制委員会に通告される。

この決定は、各締約国がその通告を受領した日にその締約国について効力を生ずるものとし、その場合には、締約国は、この条約によつて要求される措置を執るものとする。

8 (a) 麻薬委員会が行なうたいずれかの附表を改正する決定は、いずれかの締約国が、その決定の通告を受領した日から九十日以内に、要請を行なつたときは、理事会の審査を受けるものとする。審査の要請は、その基礎となつていふすべての関係資料とともに事務総長に送付するものとする。

(b) 事務総長は、審査の要請及び関係資料の写しを麻薬委員会、世界保健機関及びすべての締約国に送付し、九十日以内に意見を提出するよう要請する。事務総長が受領したすべての意見は、審議のために理事会に提出される。

(c) 理事会は、麻薬委員会の決定を確認し、変更し、又は取り消すことができるものとし、理事会の決定は、最終的なものとする。理事会の決定の通告は、すべての国際連合加盟国、国際連合の非加盟国であるこの条約の締約国、麻薬委員会、世界保健機関及び統制委員会に送付される。

(d) 審査が行なわれている間、麻薬委員会の最初の決定は、なお効力を有する。

9 この条の規定に従つて行なわれる麻薬委員会の決定は、第七条に規定する審査の手続を受けない。

第四条 一般的義務

締約国は、次のことを行なうために必要な立法上及び行政上の措置を執るものとする。

(a) 自国の領域においてこの条約の規定を実施すること。

(b) この条約の規定の実施にあたり他の国と協力すること。

(c) この条約の規定に従うことを条件として、薬品の生産、製造、輸出、輸入、分配、取引、使用及び所持を医療上及び学術上の目的のみ制限すること。

第五条 国際統制機関

締約国は、薬品の国際統制に關する国際連合の権限を認め、この条約によつて経済社会理事会の麻薬委員会及び国際麻薬統制委員会にそれぞれ割り当てられる任務をこれらの機関に委託することに同意する。

第六条 国際統制機関の經費

麻薬委員会及び統制委員会の經費は、総会が決定する方法で国際連合が負担する。国際連合加盟国でない締約国は、総会が公平と認め、か

昭和三十三年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 千九百六十一年の麻薬に關する単一条約の締結について承認を求めめるの件

つ、これらの締約国の政府と協議して随時決定する額をこれらの経費に充てるため分担するものとする。

第七条 麻薬委員会の決定及び勧告の審査

第三条の規定に基づき決定を除くほか、この条約の規定に基づいて麻薬委員会が採択した決定又は勧告は、麻薬委員会の他の決定又は勧告と同様に、理事会又は總會による承認又は修正を受けるものとする。

第八条 麻薬委員会の任務

麻薬委員会は、この条約の目的に関するすべての事項を審議する権限を有し、特に次のことを行なう権限を有する。

- (a) 第三条の規定に従つて附表を改正すること。
- (b) 統制委員会の任務に關係がある事項について統制委員会の注意を喚起すること。
- (c) この条約の目的の達成及び規定の実施(學術上の研究の計画及び學術的又は技術的な性質を有する資料の交換を含む。)のために勧告を行なうこと。
- (d) 麻薬委員会がこの条約に基づいて採択する決定及び勧告について、それに沿つた措置を考慮するように、非締約国の注意を喚起すること。

第九条 統制委員会の構成

1 統制委員会は、理事会が選挙する次の十一人の委員で構成する。

(a) 世界保健機關が指名する少なくとも五人の者の名簿の中から選挙する医学上、薬理学上又は薬学上の経験のある三人の委員

(b) 国際連合加盟国及び国際連合加盟国でない締約国が指名する者の名簿の中から選挙する八人の委員

2 統制委員会の委員は、その能力及び公平無私であることによつて一般的信任を有する者でなければならぬ。統制委員会の委員は、その任期中、その任務の公平な遂行を害するおそれのある地位につき、又はそのよりなおそれのある活動に従事してはならない。理事会は、統制委員会と協議の上、統制委員会の任務の遂行にあつての職權行使上の完全な獨立を確保するために必要なすべての措置を執るものとする。

3 理事会は、公平な地理的代表の原則に留意しつつ、生産国、製造国及び消費国における薬品の事情について知識を有し、かつ、これらの国と關係のある者を公平な割合で統制委員会に含めることの重要性について、考慮を払わなければならない。

第十条 統制委員会の委員の任期及び報酬

1 統制委員会の委員の任期は、三年とする。委員は、再選されることのできる。

2 統制委員会の各委員の任期は、その後任者が出席する資格を有する統制委員会の最初の会合の日の前日に終了する。

3 三会期連続して会議に出席しなかつた統制委員会の委員は、辞任したものとみなす。

4 理事会は、統制委員会の勧告があつたときは、第九条2の規定によつて委員に要求される条件を満たさなくなつた統制委員会の委員を解任することができる。この勧告は、統制委員会の八人の委員の賛成投票によつて行なう。

5 任期中の委員について統制委員会に欠員を生じた場合には、理事会は、第九条の關係規定に従つてその残りの任期について他の委員を選挙することにより、できる限りすみやかにその欠員を補充する。

6 統制委員会の委員は、總會が決定する妥当な額の報酬を受ける。

統制規則 第十一条 統制委員会の手続規則

1 統制委員会は、議長及び必要と認める他の役員を選挙し、並びにその手続規則を採択する。

2 統制委員会は、その任務の適正な遂行上必要であると認める回数

の会合を開催する。ただし、曆年ごとに少なくとも二回の会議を開催しなければならない。

3 統制委員会の会議に必要な定数は、七人とする。

第十二条 見積制度の運用 1 統制委員会は、第十九条に定める見積りを提出する期限、方法及びその書式を定める。

2 統制委員会は、この条約が適用されない国及び領域につき、この条約の規定による見積りを提出するよりそれらの国及び領域の政府に要請する。

3 いずれかの国がそのいずれかの領域についての見積りを定められた期限までに提出しないときは、統制委員会は、できる限りその見積りを作成するものとし、その見積りの作成にあつては、実行可能な限度でその国の政府と協力するものとする。

4 統制委員会は、見積り(補足見積りを含む)を検討するものとし、また、特殊な目的のための需要に関する見積りを除くほか、見積りが提出された国又は領域につき、その見積りを完全なものにし又はそれに含まれている事項を説明するために必要であると認める資料を要求することができる。

5 統制委員会は、できる限りすみやかに見積り(補足見積りを含む)を確認するものとし、關係政府の同意を得たときは、その見積りを修正することができる。

6 統制委員会は、第十五条の報告のほか、少なくとも毎年一回、自己が定める時期に、見積りに関する資料でこの条約の実施に役だつと認めるものを発表する。

第十三条 統計報告制度の運用 1 統制委員会は、第二十条に定める統計報告を提出する方法及びその書式を定める。

2 統制委員会は、締約国又は他のいずれかの国がこの条約の規定に従つていかどうかを決定するため、統計報告を検討する。

3 統制委員会は、前記の統計報告に含まれている資料を完全なものにし又は説明するために必要であると認める資料をさらに要求することができる。

4 特殊な目的のために必要な薬品に関する統計資料について質問し又は意見を表明することは、統制委員会の權限外とする。

第十四条 この条約の規定の実施を確保するために統制委員会が執る措置

1 (a) 統制委員会は、この条約の規定に基づいて諸国の政府から統制委員会に提出された資料又は

昭和三十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めるの件

国際連合の機関からこの条約の規定の下で生じた問題に関して通知された資料を検討した結果、いずれかの国又は領域がこの条約の規定を実施していないためこの条約の目的がこなわれるおそれが大であると信ずるに足りる理由を有するときは、その国又は領域の政府に対して説明を求める権利を有する。統制委員会は、(c)に規定する当該事件について締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起する権利を留保して、この(a)の規定に基づく資料の要求又はいずれかの政府の説明を極秘のものとして取り扱わなければならない。

(b) 統制委員会は、(a)の規定に基づく措置を執つた後、必要と認めるときは、この条約の規定を実施するために当該状況の下で必要と認められる是正措置を執るよう関係政府に求めることができる。

(c) 統制委員会は、関係政府が(a)の規定に基づいて説明を求められて十分な説明を行なわず、又は(b)の規定に基づいて求められた是正措置を執らなかつたと認めるときは、当該事件について、締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起することができる。

2 統制委員会は、1(c)の規定に従いいずれかの事件について締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起する場合には、必要と認めるときは、当該国若しくは当該領域からの薬品の輸入、そこへの薬品の輸出又はその双方を一定の期間又は統制委員会が当該国若しくは当該領域における事情について満足するまでの間停止するよう締約国に勧告することができる。関係国は、当該事件を理事会に提出することができる。

3 統制委員会は、この条の規定に基づいて処理したいずれの事件についても報告を公表し及びそれを理事会に通知する権利を有し、理事会は、それをすべての締約国に送付する。統制委員会は、この条の規定に基づいて行なつた決定又はそれに関連する資料を前記の報告の中で公表する場合には、その政府の意見をもその報告の中で公表しなければならない。

4 この条の規定に基づいて公表される統制委員会の決定が全会一致によるものでない場合には、少数意見をも公表しなければならない。

5 いずれの国も、自国に直接関係のある問題がこの条の規定に基づいて審議される統制委員会の会合

に代表者を出席させるよう招請されるものとする。

6 この条の規定に基づく統制委員会の決定は、委員の全員の三分の二の多数によつて行なう。

告

1 統制委員会は、その業務に関する年次報告及び必要と認める追加の報告を作成する。これらの報告には、統制委員会が自由に利用しうる見積り及び統計資料を分析して得た結果並びに、適当な場合には、諸国の政府が自発的に又は要求を受けて行なつた説明の記述並びに統制委員会が附することを希望する自己の見解及び勧告をその内容として含ませるものとす。これらの報告は、麻薬委員会を通じて理事会に提出するものとし、麻薬委員会は、適切と認める意見を附することができる。

2 前記の報告は、事務総長が締約国に通知し、その後公表する。締約国は、その無制限の配布を許すものとする。

事務局

麻薬委員会及び統制委員会の事務局の職務は、事務総長が提供する。第十七条 特別の行政機関 締約国は、この条約の規定を実施するため、特別の行政機関を維持しなければならない。

第十八条 締約国が事務総長に提出する資料

1 締約国は、麻薬委員会がその任務の遂行上必要なものとして要請する資料、特に次の資料を事務総長に提出しなければならない。

(a) 自国の各領域におけるこの条約の運用に関する年次報告 (b) この条約を実施するために臨時公布されるすべての法令の条文 (c) 不正取引の事件に関して麻薬委員会が定める事項(発覚した不正取引の事件のうち、不正取引のための薬品の入手源の解明に役だつ資料があるために、又はその不正取引の数量若しくは不正取引をした者が用いた方法から見て重要である各事件の詳細を含む。)

(d) 輸出及び輸入の許可書又は証明書を発給する権限のある政府当局の名称及び所在地 2 締約国は、1の資料を、麻薬委員会に要請する方法により、その要請する期限までに、その要請する書式を用いて提出する。

積り

第十九条 薬品需要量の見積り 1 締約国は、毎年、統制委員会に対し、自国の各領域についての次の事項に関する見積りを、統制委員会が定める方法により、その支

給する用紙を用いて提出しなければならない。

(a) 医療上及び学術上の目的のために消費される薬品の数量 (b) 他の薬品、附表IIIに掲げる製剤及びこの条約の適用を受けない物質を製造するために使用される薬品の数量

(c) 当該見積りに係る年の十二月三十一日に保有されるべき薬品の在庫量 (d) 特殊在庫量を増加するために必要な薬品の数量

2 第二十一条に規定する控除を受けることを条件として、各領域及び各薬品についての見積りの総計は、1(a)、(b)及び(d)に規定する数量の合計に、当該見積りに係る年の前年の十二月三十一日現在の現実の在庫量を1(c)の規定による見込数量の水準まで引き上げるために必要な数量を加えた数量とする。

3 いずれの国も、当該見積りに係る年において、補足見積りを、それを必要とする事情の説明を附して、提出することができる。

昭和三十一年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めるの件

5 第二十一条に規定する控除を受けることを条件として、見積りを超過することは、許されない。

第二十条 統制委員会に提出する統計報告

1 締約国は、統制委員会に対し、自国の各領域についての次の事項に關する統計報告を、統制委員会が定める方法により、その支給する用紙を用いて提出しなければならない。

- (a) 薬品の生産又は製造
- (b) 他の薬品、附表Ⅲに掲げる製剤及びこの条約の適用を受けない物質を製造するための薬品の使用並びに薬品を製造するためのけしがらの使用
- (c) 薬品の消費
- (d) 薬品及びけしがらの輸入及び輸出
- (e) 薬品の押収及び押収した薬品の処分
- (f) 報告に係る年の十二月三十一日における薬品の在庫量

2 (a) 1 (d)を除く。)に掲げる事項に關する統計報告は、毎年作成し、その統計報告に係る年の翌年の六月三十日まで統制委員会に提出するものとする。

(b) 1 (d)に掲げる事項に關する統計報告は、四半期ごとに作成し、その統計報告に係る四半期

の終了後一箇月以内に統制委員会に提出するものとする。

3 締約国は、1に掲げる事項のほか、可能な限度において、自国の各領域についてあへんの生産のための栽培が行なわれた面積(ヘクタールで表わすものとする)に關する資料を統制委員会に提出することができる。

4 締約国は、特殊在庫量に關する統計報告の提出を要求されない。ただし、締約国は、特殊な目的のためにその国若しくは領域に輸入し又はそこで入手した薬品に關する報告及び一般国民の需要に應ずるために特殊在庫量から引き出した薬品の数量に關する報告を別に提出しなければならない。

第二十一条 製造及び輸入の制限

1 いずれかの国又は領域がいずれかの年において製造し及び輸入する各薬品の数量の総計は、次の数量の合計をこえてはならない。

- (a) 該当する見積りの限度内で医療上及び学術上の目的のために消費される数量
- (b) 該当する見積りの限度内で他の薬品、附表Ⅲに掲げる製剤及びこの条約の適用を受けない物質を製造するために使用される数量

(c) 輸出される数量

(d) 在庫量を該当する見積りに記載された水準まで引き上げるためにその在庫量に加えられる数量

(e) 該当する見積りの限度内で特殊な目的のために取得される数量

2 押収され、かつ、正当な使用のために放出された数量及び一般国民の需要のために特殊在庫量から引き出された数量は、1に掲げる数量の合計から控除するものとする。

3 いずれかの年において製造され及び輸入された数量が1に掲げる数量の合計から2の規定に基づいて控除される数量を差し引いた数量をこえると統制委員会が認めるときは、その年の末に残存するそのように認められた超過量は、翌年において、製造され又は輸入される数量及び第十九条2に定める見積りの総計から控除するものとする。

4 (a) 輸入又は輸出に關する統計報告(第二十条)により、いずれかの国又は領域に輸出された数量が、その国又は領域についての第十九条2に定める見積りの総計にその国又は領域から輸出された数量として記入されている数量を加え、かつ、3に規定す

る超過量を控除した数量をこえていることが明らかである場合には、統制委員会は、知らせておくべきであると認める国にこの事実を通告することができる。

(b) 締約国は、前記の通告を受領したときは、その年においては、その国又は領域への当該薬品のその後の輸出を許可してはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

- (i) 当該国又は領域について過剩輸入量及び追加需要量の双方に關する補足見積りが提出された場合
- (ii) 輸出が医療上不可欠であると輸出国の政府が認める例外的な場合

第二十二條 栽培に適用される特別規定

締約国は、自国又はその領域における一般的状态から判断して、けし、コカ樹又は大麻植物の栽培を禁止することが公衆の健康及び福祉を保護し並びに薬品が不正取引に向けられることを防止するために最も適した措置であると認めるときは、栽培を禁止しなければならない。

第二十三條 国のあへん機関

1 あへんの生産のためのけしの栽培を許す締約国は、この条に定め

る任務を遂行する一又は二以上の政府機関(以下この条において「機関」という。)を、それがまだ設置されていない場合にはそれを設置した上で、維持しなければならない。

2 前記の各締約国は、あへんの生産のためのけしの栽培及びあへんについて次の規定を適用しなければならない。

- (a) 機関は、あへんの生産のためのけしの栽培を許す地域及び土地を指定しなければならない。
- (b) 機関が免許を与える栽培者のみが、前記の栽培に従事することを許されるものとする。
- (c) 各免許証には、栽培を許す土地の面積を明記するものとする。
- (d) すべてのけしの栽培者は、収穫したすべてのあへんを機関に納入することを要求されるものとする。機関は、できる限りすみやかに、おそくとも収穫の終了後四箇月以内に、前記の収穫したあへんを買い上げ、かつ、これを占有しなければならない。
- (e) 機関は、あへんに關し、輸入、輸出及び卸取引を行ない、並びに在庫量(あへんアルカロイド、薬用あへん又はあへん製剤の製造業者が保有するものを除く。)を保有する独占的権利を

有するものとする。締約国は、この独占的権利を棄用あへん及びあへん製剤に及ぼすことを要しない。

3 2に定める政府の任務は、当該締約国の憲法上許容される場合には、単一の政府機関が遂行しなければならぬ。

第二十四条 国際取引に向

けられるあへんの生産の制限

1 (a) いずれの締約国も、あへんの生産を開始し又はその現在の生産を従来よりも増加しようとするときは、自国のあへんの生産の結果世界におけるあへんの生産過剰を生ずることがないようにするため、統制委員会が公表する見積りによるその時の世界のあへんの需要量を考慮に入れなければならない。

(b) 締約国は、その領域におけるあへんの生産又はその生産の増加の結果あへんの不正取引を生ずるおそれがあると認めるときは、あへんの生産を許し、又はその生産を増加してはならない。

2 (a) 1の規定に従うことを条件として、千九百六十一年一月一日においてあへんを輸出のために生産していなかつた締約国がそ

の生産するあへんを年間五トンを限度として輸出することを希望するときは、その締約国は、次の事項に関する資料を附して、その旨を統制委員会に通告しなければならない。統制委員会は、この通告を承認すること。また、当該締約国に対して輸出のためのあへんの生産に従事しないよう勧告することもできる。

(i) 生産され、かつ、輸出されるあへんについてこの条約に基づいて実施されている統制

(ii) 当該締約国が前記のあへんを輸出しようとしている国の名称

(b) 3に規定する締約国以外の締約国が年間五トンをこえる数量のあへんを輸出のために生産することを希望するときは、その締約国は、次の事項を含む関係資料を附して、その旨を理事会に通告しなければならない。理事会は、この通告を承認すること。また、当該締約国に対して輸出のためのあへんの生産に従事しないよう勧告することもできる。

(i) 輸出のために生産される数量の見積り

(ii) 生産されるあへんに関する実施中又は計画中の統制

(iii) 当該締約国が前記のあへんを輸出しようとしている国の名称

3 2(a)及び(b)の規定にかかわらず、自国が生産したあへんを千九百六十一年一月一日の直前の十年間に輸出した締約国は、その生産するあへんを引き続き輸出することができる。

4 (a) 締約国は、次の締約国の領域で生産されたあへんを除くほか、いずれの国又は領域からもあへんを輸入してはならない。

(i) 3に規定する締約国

(ii) 2(a)に定めるところに従つて統制委員会に通告した締約国

(b) 2(b)に定めるところに従つて理事会の承認を受けた締約国は、千九百六十一年一月一日前の十年間にあへんを生産し、かつ、輸出したいずれの国が生産するあへんをも輸入することができる。ただし、その輸出国が第二十三条に規定する目的のために国の統制機関を設置して維持しており、かつ、その生産するあへんが不正取引に向けられないことを確保する効果的な手段を講じていることを条件とする。

5 この条の規定は、締約国が次のことを行なうことを妨げない。

(a) 自国の需要を満たすために十分な数量のあへんを生産すること。

(b) 不正取引において押収したあへんをこの条約の要件に従つて他の締約国に輸出すること。

第二十五条 けしがらの統制

1 あへんの生産以外の目的のためのけしの栽培を許す締約国は、次のことを確保するために必要なすべての措置を執らなければならない。

(a) 前記のけしからあへんを生産しないこと。

(b) けしがらからの薬品の製造を十分に統制すること。

2 締約国は、第三十一条4から15までに規定する輸入証明書及び輸出許可書の制度をけしがらに適用しなければならない。

3 締約国は、けしがらの輸入及び輸出に関し、第二十条1(d)及び2(b)の規定により薬品について要求されるものと同様の統計資料を提出しなければならない。

第二十六条 コカ樹及びココア

1 締約国は、ココア樹の栽培を許すときは、ココア樹及びココア葉につき、けしの統制について第二十三

条に規定する統制制度と同様の統制制度を適用しなければならない。ただし、同条2(d)の規定については、同条の機関に課される義務は、収穫の終了後できるだけ速やかに収穫物を占有することのみとする。

2 締約国は、野生のコカ樹を根絶する措置をできる限り実施するものとする。締約国は、ココア樹が不法に栽培されたときは、これを廃棄しなければならない。

第二十七条 コカ葉に関する追加規定

1 締約国は、芳香剤(いかなるアルカロイドをも含有するものであつてはならない)の調製のためのココア葉の使用を許し、並びにそのような使用に必要な限度においてココア葉の生産、輸入、輸出、取引及び所持を許すことができる。

2 締約国は、前記の芳香剤の調製のためのココア葉に関しては、見積り(第十九条)及び統計資料(第二十条)を別に提出しなければならない。ただし、同一のコカ葉がアルカロイド及び芳香剤の抽出のために使用され、かつ、見積り及び統計資料中にその旨が説明されている場合は、この限りでない。

第二十八条 大麻の統制

1 締約国は、大麻又は大麻樹脂の生産のための大麻植物の栽培を許

昭和三十九年六月十六日 衆議院会議録第三十六号(その二) 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めるの件



(d) 輸入許可書は、二回以上の荷送りによる輸入を許すことができる。

5 締約国は、輸出許可書を発給する前に、輸入する国又は領域の権限のある当局が発給した輸入証明書でそれに掲げる薬品の輸入が承認されたことを証明するものを要求するものとし、この証明書は、輸出許可書を申請する人又は企業が提出するものとする。締約国は、麻薬委員会が承認した様式に実行可能な限り従つて輸入証明書を作成するものとする。

6 各送り荷には、輸出許可書一通が添附されるものとし、また、輸出許可書を発給する政府は、輸入する国又は領域の政府に対し、その一通を送付するものとする。

7 (a) 輸入する国又は領域の政府は、輸入が行なわれたとき、又は輸入のために定められた期間が満了したときは、その旨の裏書きを附して、輸出許可書を輸出する国又は領域の政府に返送するものとする。  
(b) その裏書きには、実際に輸入された数量を明示するものとする。

(c) 輸出許可書中に明示された数量より少ない数量が実際に輸出された場合には、権限のある当局は、その実際に輸出された数量を輸出許可書及びその公の写しに記載するものとする。

8 郵便私書箱あて又は輸出許可書に記載された者以外の者の銀行口座あての荷送りによる輸出は、禁止する。

9 保税倉庫あての荷送りによる輸出は、禁止する。ただし、輸出許可書を申請する人又は企業が提出する輸入証明書において、その送り荷を保税倉庫に入れておく目的でその輸入を承認したことを輸入国政府が証明する場合は、この限りでない。このような証明がある場合には、輸出許可書に、その送り荷がそのような目的で輸出される旨を明示しなければならない。保税倉庫から出すためには、そのつと、当該保税倉庫を管轄する当局の許可を受けることを必要とし、外国を仕向地とする場合には、新規のこの条約上の輸出として取り扱う。

10 締約国の領域に入り又はその領域を出る薬品の送り荷で輸出許可書が添附されていないものは、権限のある当局が留置するものとする。

11 締約国は、他の国へ送られる薬品に対し、その送り荷がそれらを運搬する輸送手段からおろされるか否かを問わず、自国の領域の通過を許してはならない。ただし、そ

の送り荷に対する輸出許可書が当該締約国の権限のある当局に提示される場合は、この限りでない。

12 薬品の送り荷の通過を許す国又は領域の権限のある当局は、その送り荷に添附されている輸出許可書に記載された仕向地と異なる仕向地へその送り荷が転送されることを防止するため、必要なすべての措置を執らなければならない。ただし、送り荷が通過する国又は領域の政府が転送を許可する場合は、この限りでない。送り荷が通過する国又は領域の政府は、要請された転送をその国又は領域から新たな仕向地である国又は領域への輸出として取り扱う。転送が許可された場合には、7 (a) 及び (b) の規定は、送り荷が通過する国又は領域と最初にその送り荷を輸出した国又は領域との間にも適用する。

13 薬品の送り荷に対しては、通過中又は保税倉庫に保管中は、当該薬品の性質を変化させるいかなる加工をも施してはならない。その包装は、権限のある当局の許可を得ないで変更してはならない。

14 薬品の締約国の領域の通過に関する11から13までの規定は、通過する国又は領域に着陸しない航空機によつて当該送り荷が輸送される場合には、適用しない。航空

機がこれらの国又は領域に着陸する場合には、これらの規定は、必要に応じて適用するものとする。

15 この条の規定は、通過中の薬品について締約国が実施する統制を制限する国際協定の規定を害するものではない。  
16 1 (a) 及び 2 の規定を除くほか、この条のいかなる規定も、附表IIIに掲げる製剤については、適用することを要しない。

第三十二条 国際交通に従事する船舶又は航空機の救急箱内の薬品の運搬に関する特別規定

1 船舶又は航空機が、その航行中に救急の目的のため又は緊急の場合のために必要とされることがある少量の薬品を国際間で運搬することは、この条約上の輸入又は輸出として取り扱われない。  
2 船舶又は航空機の登録国は、1 に規定する薬品の適正でない使用又は不正な目的への流用を防止するため、適当な保障措置を執らなければならない。麻薬委員会は、適当な国際機関と協議して、その保障措置を勧告する。  
3 船舶又は航空機が1の規定に従つて運搬する薬品は、当該船舶又は

は航空機の登録国の法令、許可及び免許によつて規律される。ただし、関係地の権限のある当局が船舶上又は航空機上において点検、検査その他の取締りの措置を実施する権利は、害されない。緊急の場合におけるこれらの薬品の施用は、第三十条 2 (b) の規定の違反として取り扱われない。

第三十三条 薬品の所持  
締約国は、法律により認められて所持する場合を除くほか、薬品の所持を許してはならない。  
第三十四条 監督及び監視の措置  
(a) 締約国は、この条約に従つて免許を取得するすべての者又はこの条約に従つて設立された国営企業において管理者若しくは監督者の地位を有するすべての者が、この条約に基づいて制定される法令の規定を効果的かつ忠実に実施するために十分な資格を有することを要するものと定めなければならない。

(b) 締約国は、政府当局、製薬業者、取引業者、学術研究者、学術研究施設及び病院が、製造した各薬品の数量並びに取得及び処分ごとに取得し又は処分した各薬品の数量を記録すべきものと定めなければならない。これらの記録は、それぞれ、二年以上の期間保

昭和三十九年六月十六日 衆議院会議録第三十六号(その二) 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めるとの件

存しなければならぬ。処方せん用紙の控付きの冊子(第三十条2(b))を使用する場合には、その冊子の控えの部分も、二年以上の期間保存しなければならぬ。

第三十五条 不正取引に対する措置

締約国は、その憲法上、法律上及び行政上の制度に妥当な考慮を払いつつ、次のことを行なわなければならない。

(a) 不正取引に対する防止及び抑圧の措置について全般的規模における調整を確保すること。締約国は、この目的のため、そのような調整について責任を有する適当な機関を指定して活用することができ。

(b) 麻薬の不正取引をなくすための活動において相互に援助すること。

(c) 不正取引をなくすための協同活動を維持するため、相互に、及び自国が構成員となつている関係国際機関と密接に協力すること。

(d) 適当な機関の間における国際協力が迅速に行なわれるようにすること。

(e) 司法書類が訴追のために国際間で送付される場合には、その送付が締約国の指定する機関に対して迅速に行なわれるようにすること。この規定は、司法書類が外交

上の経路によつて自国へ送付されることを要求する締約国の権利を害するものではない。

第三十六条 刑罰規定

1 各締約国は、その憲法上の制限に従うことを条件として、この条約の規定に違反する栽培並びに薬品の生産、製造、抽出、製剤、所持、提供、販賣のための提供、分配、購入、販賣、交付(名目のいかんを問わない)、仲介、発送、通過発送、輸送、輸入、輸出その他この条約の規定に違反すると当該締約国が認めるいかなる行為も、それが故意に行なわれたときは処罰すべき犯罪となることを確保し、並びに重大な犯罪に対しては特に拘禁刑又はその他の自由を剝奪する刑による相当な処罰が行なわれることを確保する措置を執らなければならない。

2 締約国の憲法上の制限、法制及び国内法に従うことを条件として、

(a)(i) 1に掲げる犯罪は、二以上の国にわたつて行なわれたときは、国ごとに別個の犯罪とみなす。

(ii) これらの犯罪への故意による参加、その犯罪の共謀及び未遂並びにこの条に掲げる犯罪に関連する予備行為及び資

金の操作は、1に定める処罰すべき犯罪とする。

(iii) これらの犯罪に対する外国の有罪判決は、累犯の認定のために考慮される。

(iv) 自国民又は外国人によつて行なわれた前記の重大な犯罪は、その犯罪が行なわれた領域の属する締約国により、又は犯罪者が発見された領域の属する締約国により(犯罪人引渡しはその請求を受けた締約国の法律上認められず、かつ、その犯罪者がまだ訴追及び判決を受けていない場合に限り)訴追される。

(b) 1及び2(a)(ii)に掲げる犯罪は、締約国の間で締結されており又は将来締結される犯罪人引渡条約においても、また、条約の存在又は相互主義を犯罪人引渡しの条件としない締約国間の関係においても、犯罪人引渡しの対象となる犯罪とするものが望ましい。ただし、犯罪人引渡しは、その請求を受けた締約国の法律に従つて行なわなければならないが、その締約国は、権限のある当局がその犯罪を重大でないものと認めるときは、逮捕をし又は犯罪人引渡しをすること拒絶する権利を有する。

3 この条の規定は、裁判管轄権の問題に関しては、当該締約国の刑事法の規定を害するものではない。

4 この条のいかなる規定も、この条に掲げる犯罪を締約国の国内法に従つて定義し、訴追し、及び処罰するといふ原則に影響を及ぼすものではない。

第三十七条 押収及び没収  
第三十六条に掲げる犯罪の実行にあつて用い、又は用いようとした薬品、物質及び装置は、押収し、及び没収することができる。

第三十八条 薬品の中毒者に対する措置  
1 締約国は、薬品の中毒者の治療、保護及び更生のための便益の供与に特別の考慮を払わなければならない。

2 いずれかの締約国に重大な薬品の中毒の問題がある場合においてその財源が許すときは、当該締約国は、薬品の中毒者に対する効果的な措置のために十分な施設を設けることが望ましい。

第三十九条 この条約が要求する措置より厳重な国内統制措置の適用  
この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定め

る措置より精細な又は厳重な統制措置を執ること特に、附表IIに掲げる製剤又は附表IIIに掲げる薬品に対し、附表Iに掲げる薬品に適用されるすべての統制措置又はこれらのうち公衆の健康及び福祉を保護するために必要であり又は望ましいと認められる統制措置を適用するものと定めることを妨げられないものとする。

第四十条 この条約の用語並びに署名、批准及び加入の手続  
1 この条約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本文をひとしく正文とし、国際連合加盟国、国際司法裁判所規程の当事国であり又は国際連合の専門機関の加盟国である国際連合の非加盟国その他理事会が締約国となるよう招請する国による署名のため、千九百六十一年八月一日まで開放しておく。

2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、事務総長に寄託するものとする。

3 この条約は、千九百六十一年八月一日後は、1に規定する国による加入のため開放しておく。加入書は、事務総長に寄託するものとする。

第四十一条 効力発生  
1 この条約は、四十番目に寄託される批准書又は加入書が第四十条

の規定に従つて寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 前記の四十番目の批准書又は加入書の寄託の日の後に批准書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その国の批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十二条 適用領域

この条約は、いずれかの締約国が国際関係について責任を有するすべての非本土領域に、それらの領域の事前の同意が当該締約国若しくは当該領域の憲法により又は慣行上必要とされる場合を除くほか、適用する。非本土領域の事前の同意が必要とされる場合には、当該締約国は、できる限り短い期間内に当該領域の必要な同意を得るよう努力しななければならない。その同意を得た場合には、その旨を事務総長に通告するものとする。この条約は、事務総長がその通告を受領した日から、その通告に掲げる領域に適用する。非本土領域の事前の同意が必要とされない場合には、当該締約国は、署名、批准又は加入の際に、この条約を適用する非本土領域を宣言するものとする。

第四十三条 第十九条、第二十条、第二十一条及び第三十一条の規定の適用上の領域

第十九条、第二十条、第二十一条及び第三十一条の規定の適用上の領域

1 締約国は、第十九条、第二十条、第二十一条及び第三十一条の規定の適用上その一の領域を二以上の領域に分割し、又は二以上の領域を単一の領域に統合することを事務総長に通告することができる。

2 二以上の締約国は、それらの締約国の間に関税同盟を設立した結果それらの締約国が第十九条、第二十条、第二十一条及び第三十一条の規定の適用上単一の領域を形成することを事務総長に通告することができる。

3 1及び2の規定に基づく通告は、その通告が行なわれた年の翌年の一月一日に効力を生ずる。

第四十四条 従前の国際条約の終了

1 この条約の規定は、効力を生じたときは、締約国間において次の条約の規定を終了させ、かつ、これらに代わるものとする。

- (a) 千九百二十二年一月二十三日にヘーグで署名された国際あへん条約
- (b) 千九百二十五年二月十一日にジュネーブで署名されたあへん煙膏の製造、国内取引及び使用に関する協定
- (c) 千九百二十五年二月十九日にジュネーブで署名された国際あへん条約

(d) 千九百三十一年七月十三日にジュネーブで署名された麻薬の製造制限及び分配取締に関する条約

(e) 千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで署名された極東におけるあへん吸食管理に関する協定

(f) 千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された千九百三十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年七月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーブで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで、並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーブで締結された麻薬に関する協定、条約及び議定書を改正する議定書。ただし、千九百三十六年六月二十六日の条約に関する部分を除く。

(g) (f)に掲げる千九百四十六年の議定書によつて改正された(a)から(e)までに掲げる条約及び協定

(h) 千九百四十八年十一月十九日にパリで署名された千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の条約の範圍外の薬品を国際統制の下に置く議定書

(i) 千九百五十三年六月二十三日にニュー・ヨークで署名されたけしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書(効力を生じた場合)

2 この条約が効力を生じたときは、千九百三十六年六月二十六日にジュネーブで署名された危険薬品の不正取引の防止のための条約第九条の規定は、同条約の締約国で同時にこの条約の締約国であるもの間を終了し、この条約の第三十六条(b)の規定がこれに代わるものとする。ただし、これらの締約国は、事務総長にあてた通告により前記の第九条の規定を引き続き有効とすることができる。

第四十五条 経過規定

1 第九条に定める統制委員会の任務は、この条約の効力発生の日(第四十一条1)から、それぞれの任務の性質に応じ、暫定的に、第四十四条(c)に掲げる条約(改正後のもの)の第六章の規定に基づいて構成された常設中央委員会及び第四十四条(d)に掲げる条約(改正後のもの)の第二章の規定に基づいて構成された監督機関が行なう。

2 理事会は、第九条の統制委員会がその任務の遂行を開始する日を定める。この日以後、統制委員会は、第四十四条に掲げる条約の締約国でこの条約の締約国でないものに関し、1に規定する常設中央委員会及び監督機関の任務を行なうものとする。

第四十六条 廃棄

1 締約国は、この条約の効力発生の日(第四十一条1)から二年の間が満了した後は、自国のために、又は自国が国際関係について責任を有する領域で第四十二条の規定に従つて与えた同意を撤回したもののために、事務総長に文書を寄託することによつてこの条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、事務総長がいずれの年においても七月一日以前にその文書を受領したときは翌年の七月一日に効力を生じ、七月一日後にその文書を受領したときは翌年の七月一日以前に受領したものと同等に効力を生ずる。

3 この条約は、1の規定に従つて行なわれる廃棄の結果第四十一条1に定める効力発生のための条件が存在しなくなつたときは、終了する。

第四十七条 改正

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改

昭和三十一年六月十六日 衆議院会議録第三十六号(その二) 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めるの件

昭和三十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めの件

一一八八

正案の本文及びその理由は、事務局長に通告するものとし、事務局長は、これを締約国及び理事会に通知する。理事会は、次のいずれかのことを決定することができる。

(a) 改正案を審議するため、国際連合憲章第六十二条4の規定に従つて会議を招集すること。

(b) 締約国に対し、改正案を受諾するかどうかを照会し、及びその提案についての意見を理事会に提出するよう求めること。

2 (b)の規定に基づいて配布した改正案に対してその配布の後十八箇月以内にいずれの締約国からも反対がなかつたときは、その改正案は、直ちに効力を生ずる。改正案に対していずれかの締約国から反対があつたときは、理事会は、締約国から受領した意見を考慮して、その改正案を審議するための会議を招集するかどうかを決定することができる。

第四十八条 紛争

1 この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国間に紛争を生じたときは、それらの締約国は、交渉、調査、仲介、調停、仲裁、地域的機関への依頼、司法上の手続その他それらの締約国が選ぶ平和的手段によつて紛争を解決するため、協議しなければならない。

2 前記の方法によつて解決することができない紛争は、決定のために国際司法裁判所に付託するものとする。

第四十九条 過渡的留保

1 締約国は、署名、批准又は加入の際に、自国のいずれかの領域において、次の事項を暫定的に許す権利を確保することができる。

(a) あへんの医療に準ずる場合における使用

(b) あへんの吸食

(c) コカ葉の咀嚼

(d) 大麻、大麻樹脂並びに大麻のエキス及びチンキの医療以外の目的のための使用

(e) (a)から(d)までに規定する薬品の(a)から(d)までに掲げる使用のための生産、製造及び取引

2 1の規定に基づく留保は、次の制限に従うものとする。

(a) 1に掲げる行為は、留保の対象である領域において慣習的なものであり、かつ、千九百六十一年一月一日に許されていた限りにおいてのみ許される。

(b) 1に規定する薬品の1に掲げる使用のための輸出を非締約国又は第四十二条の規定に基づいてこの条約が適用される領域以外の領域に対して行なうことは、許されない。

(c) あへんの吸食は、千九百六十四年一月一日において権限のある当局によつて登録されている者にのみ許される。

(d) あへんの医療に準ずる場合における使用は、第四十一条1に定めるこの条約の効力発生の日から十五年以内に廃止しなければならない。

(e) コカ葉の咀嚼は、第四十一条1に定めるこの条約の効力発生の日から二十五年以内に禁止しなければならない。

(f) 大麻の医療上及び學術上の目的以外の目的のための使用は、できる限りすみやかに、いかなる場合にも第四十一条1に定めるこの条約の効力発生の日から二十五年以内に、廃止しなければならない。

(g) 1に規定する薬品の1に掲げる使用のための生産、製造及び取引は、そのような使用の減少に応じて減少させ、最終的には廃止しなければならない。

3 1の規定に基づいて留保を行なう締約国は、次のことを行なわなければならない。

(a) 第十八条1(a)の規定に従つて事務局長に提出する年次報告中に、1に掲げる使用、生産、製造又は取引の廃止の方向に向かつて前年中に遂げられた進展についての記述を含めること。

(b) 留保の対象であるそれぞれの行為につき、統制委員会に対し、統制委員会が定める方法による見積り(第十九条)及び統計報告(第二十条)を提出すること。

4 (a) 統制委員会又は事務局長は、1の規定に基づいて留保を行なう締約国が次のいずれかのことを行なわなければならないときは、当該締約国に対し、遅延を指摘した通告を送付し、その通告の受領の後三箇月の期間内に当該年次報告、見積り又は統計報告を提出するよう要請するものとする。

(i) 3(a)に規定する記述を含む年次報告を報告内容に係る年の終了後六箇月以内に提出すること。

(ii) 3(b)の見積りを第十二条1の規定に従つて統制委員会が定める提出期限の後三箇月以内に提出すること。

(iii) 3(b)の統計報告を第二十条2の規定に基づいて提出期限の後三箇月以内に提出すること。

(b) 締約国が前記の期間内に統制委員会又は事務局長の要請に従わないときは、1の規定に基づいて行なわれた当該留保は、効力を失うものとする。

5 留保を行なつた国は、いつでも、書面で通告することによつてその留保の全部又は一部を撤回することができる。

その留保の全部又は一部を撤回することができる。

第五十条 その他の留保

1 留保は、第四十九条又は2及び3の規定に従つて行なわれるものを除くほか、認められない。

2 いずれの国も、署名、批准又は加入の際に、この条約の規定に従つて留保を行なうことができる。

第十二条2及び3、第十三条2、第十四条1及び2、第三十一条1(b)並びに第四十八条

3 締約国となることを希望する国で2又は第四十九条の規定に従つて行なわれる留保以外の留保を認められることを希望するものは、その意向を事務局長に通告することができる。当該留保について事務局長が通知した日の後十二箇月の期間の満了までに、この期間の末日以前にこの条約を批准し又はこれに加入した国の三分の一が異議を申し出ないときは、その留保は、認められたものとする。ただし、留保に対して異議を申し出た国は、留保を行なつた国に対し、この条約に基づく法的義務で当該留保によつて影響を受けるものを負うことを要しないものと解される。

4 留保を行なつた国は、いつでも、書面で通告することによつてその留保の全部又は一部を撤回することができる。



昭和三十一年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めるの件

セイロンのために

チャードのために

J・シャルロ

批准を条件として

チリのために

D・シュヴァイツァー

批准を条件として

中国のために

魏学仁

コロンビアのために

コンゴ(ブラザヴィル)のために

E・ダテ

コンゴ(レオポルドヴィル)のために

ジュルヴェ・P・パヒジ

千九百六十一年四月二十

八日

コスタ・リカのために

G・オルティス・マルティン

キューバのために

サイプラスのために

チュッコソロヴァキアのために

第十二条2及び3、第十三条

2、第十四条1及び2並びに第

三十一条1(b)の規定に關する留

保を附して署名。留保の本文

は、別紙のとおりである。

ドクトル ズデネック・

チュルニーク

千九百六十一年七月三十一日

留保の本文(別紙)

チュッコソロ

ヴァキア社会主

義共和国政府

は、千九百六十

一年の麻薬に關

する単一条約第

四十条に定める

手続により同条

約の締結とな

る可能性を奪わ

れたに關して

は、同条約第十

二条2及び3、

第十三条2、第

十四条1及び2

並びに第三十一

条1(b)の規定の

拘束を受けな

い。

ダホメのために

ルイ・イグナシオリピント

デンマークのために

A・ヘッセルンド・イェンセン

ドミニカ共和国のために

エクアドルのために

エル・サルヴァドルのために

M・ラファエル・ウルキア

エティオピアのために

ドイツ連邦共和国のために

マラヤ連邦のために

フィンランドのために

ヘンリク・プロムステット

フランスのために

ガボンのために

ガーナのために

アレックス・サッキイ

政府の承認を条件として

ギリシャのために

グアテマラのために

ギニアのために

ハイティのために

エルネスト・ジャンソルイ

千九百六十一年四月三日

ヴァチカンのために

ジュイムズ・H・グリフィス

批准を条件として

ホンデュラスのために

ハンガリーのために

第十二条2及び3、第十三

条2、第十四条1及び2、第三

十一条1(b)並びに第四十八条2

の規定に關する留保(千九百六

十一年七月三十一日付文書第一

三九号参照)を附して

レーリント・タマーシ

千九百六十一年七月三十一日

留保の本文(別紙)

ハンガリー

人民共和国政

府は、第四十

八条2の規定

を、決定のた

めに国際司法

裁判所に付託

されるいかな

る紛争につい

てもそれぞれ

の場合におい

てすべての紛

争当事国の同

意が必要であ

る旨の留保を

附して、受諾

する。

2 ハンガリー

人民共和国政

府は、千九百

六十一年の麻

薬に關する單

一条約第四十

条の規定によ

り同条約の締

約国となる可

能性を奪われ

たに關して

は、第十二条

2及び3、第

十三条2、第

十四条1及び

二並びに第

十一条1(b)の

規定の拘束を

受けると考え

インドのために

B・N・バナージ

批准並びに第四十九条1

(a)、(b)、(d)及び(e)に定める

留保を条件として。インド

政府は、第四十二条第二段

の規定に従い、シッキムに

対するこの条約の適用につ

いてのシッキムの同意を以

てる限り短い期間内に得る

ように努力する。

インドネシアのために

批准並びに第四十八条2の規

定に關する留保並びに第四十

条及び第四十二条の規定に關する

留保を別紙の声明に従つて行な

う意図の宣言を条件として

S・ウィルヨプラノト

千九百六十一年七月

二十八日

声明の本文(別

紙)

1 インドネシ

ア政府は、第四十条1の規定に關し、この条約の締約國になることを希望する國に對してそれを許さない現行の方式に同意しない。

2 インドネシ

ア政府は、第四十二条の規定に關し、非本土領域に對するこの条約の適用を妨げることがある現行の方式に同意しない。

3 インドネシ

ア政府は、第四十八条2の規定に關し、同条1の条項によつて解決することができない紛争の國際司法裁判所への強制付託を定めるこ

の規定の拘束を受けることを考へない。イン

ドネシア政府は、決定のために國際司法裁判所に付託されるいかなる紛争についてもそれぞれの場合においてすべての紛争当事國の同意が必要であるとの立場をとる。

イランのために

将来の批准を条件として

ドクトル

アザラクシ

イラクのために

アドナン・パチャーチ

批准を条件として

アイルランドのために

イスラエルのために

イタリヤのために

批准を条件として

G・オルトーナ

千九百六十一年四月

四日

象牙海岸のために

日本國のために

ジョルダンのために

批准を条件として

J・ジョーリイ

クウェイトのために

ラオスのために

レバノンのために

批准を条件として

ジョルジュ・ハキム

リベリアのために

批准を条件として

アーチバルド・ジョンソ

リビアのために

リヒテンシュタインのために

ルクセンブルグのために

マダガスカルのために

アンドリアマハロ

マリのために

モーリタニアのために

メキシコのために

モナコのために

モロッコのために

ネパールのために

オランダのために

オランダとスリナムとオランダ領アンティユとの公法上の平等の關係に照らして、この条約の第四十二条の「非本土」の語は、スリナム及びオランダ領アンティユに關する限り、本来の意味を失い、したがつて、「非ヨーロッパ」を意味するものと解されるものとする。

J・ポルダーマン

千九百六十一年七月三十

一日

ニュー・ジブラントのために

D・P・ケネディ

R・W・シャープ

ニカラグアのために

ルイス・マヌエル・デバイレ

ニジュールのために

ナイジェリアのために

アルハジ・ムハマッド

ノールウェーのために

批准を条件として

シーヴェルト・A・ニールセン

パキスタンのために

M・アスラム

パナマのために

セサル・A・キンテーロ

パラグアイのために

ミゲル・ソラノ・ロベス

ベルギーのために

政府の承認を条件とし、かつ、第四十九条2(b)及び4(b)の規定に關する留保を附して

M・F・マウルトゥア

フィリピンのために

F・A・デルガド

ポーランドのために

第十二条2及び3、第十三条2、第十四条1及び2並びに第三十一条1(b)の規定に關する留保を附して。留保の本文は、別紙のとおりである。

B・レヴァンドフスキ

千九百六十一年七月

三十一日

留保の本文(別紙)

ポーランド人

民共和国政府

は、千九百六十

一年の麻薬に關

する単一条約に

参加する機会を

奪われた國に關

しては、同条約

第十二条2及び

3、第十三条2、

第十四条1及び

2並びに第三十

一条1(b)の規定

昭和三十一年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 千九百六十一年の麻薬に關する単一条約の締結について承認を求めるの件

昭和三十一年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めるの件

一一九二

の拘束を受ける  
と考へない。

ポーランド人

民共和国政府

は、前記の規定に

含まれる義務を

同条約の他の規

定により同条約

に加入する機会

を奪われる国に

課することは承

認し難いと考へ

る。

ポルトガルのために

ルイス・ソアレス・デ・オリ

ヴェイラ

政府の承認を条件として

大韓民国のために

文徳周

ヴァイェトナム共和国のために

ルーマニアのために

サン・マリノのために

サウディ・アラビアのために

セネガルのために

ソマリアのために

スペインのために

スーダンのために

スウェーデンのために

アグダ・レッセル

千九百六十一年四月三日

スイスのために

ミハエル・フォン・シュンク

千九百六十一年四月二十

日

タイのために

トイゴののために

テュニジアのために

アヤリ

トルコのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義

共和国のために

第十二条2及び3、第十三条

2、第十四条1及び2並びに第

三十一条1(b)の規定に関する留

保を附して。留保の本文は、別

紙のとおりである。

ルカ・キジャ

千九百六十一年七月

三十一日

留保の本文(別

紙)

ウクライナ・

ソヴィエト社会

主義共和国政府

は、麻薬に關す

る単一条約第四

十条に定める手

続により同条約

の締結国になる

可能性を奪われ

た国に關して

は、同条約第十

二条2及び3、

第十三条2、第

十四条1及び2

並びに第三十一

条1(b)の規定の

拘束を受けると

考へない。

南アフリカ連邦のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦の

ために

第十二条2及び3、第十三条

2、第十四条1及び2並びに第

三十一条1(b)の規定に関する留

保を附して。留保の本文は、別

紙のとおりである。

ブラトン・モロゾフ

千九百六十一年七月

三十一日

留保の本文(別

紙)

ソヴィエト社

会主義共和国連

邦政府は、麻薬

に關する単一条

約第四十条に定

める手続により

同条約の締結国

になる可能性を

奪われた国に關

しては、同条約

第十二条2及び

3、第十三条

2、第十四条1

及び2並びに第

三十一条1(b)の

規定の拘束を受

けると考へな

い。

アラブ連合共和国のために

批准を条件として

ドクトル アミン・イズ

マイル

グレート・ブリテン及び北部アイ

ランド連合王国のために

パトリック・デイリン

アメリカ合衆国のために

上ヴォルタのために

ウルグアイのために

ヴェネズエラのために

ラファエル・ダリオ・ベル

テイ

政府の承認を条件として

イエメンのために

ユーゴスラヴィアのために

ドラガン・ニコリッチ

附表

附表1

アセチルメサドール(三)アセト

キシ―六―ジメチルアミノ―四・

四―ジフェニル(ブタン)

アリルプロジン(三)アリル―

一―メチル―四―フェニル―四―ブ

ロピオンオキシペリジン)

アルファアセチルメサドール(ア

ルファ)―三―アセトキシ―六―ジメ

チルアミノ―四・四―ジフェニル(

ブタン)

アルファアプロジン(アルファ―

三―エチル―一―メチル―四―フェ

ニル―四―プロピオンオキシペリ

ジン)

アルファアサドール(アルファ―

六―ジメチルアミノ―四・四―ジフ

エニル―三―ヘタノール)

アルファプロジン(アルファ―

一・三―ジメチル―四―フェニル―

四―プロピオンオキシペリジン)

アニレリジン(一)パラ―アミノ

フェネチル―四―フェニルペリジ

ン―四―カルボン酸エチルエステ

ル)

ベンゼチジン(一)二―ベンジル

オキシエチル)―四―フェニルペ

リジン―四―カルボン酸エチルエ

ステル)

ベンジルモルヒネ(三ーベンジルモルヒネ)  
 ベーターセチルメサドール(ベーター三ーアセトキシ六ージメチルアミノ四ー四ージフェニル(プター三ー)  
 ベーターメブロジン(ベーター三ーエチル一ーメチル一四ーフェニル一四ープロピオンオキシビペリジン)  
 ベーターメサドール(ベーター六ージメチルアミノ一四ー四ージフェニル一三ー(プターノール)  
 ベータープロジン(ベーター一三ージメチル一四ーフェニル一四ープロピオンオキシビペリジン)  
 大麻、大麻樹脂並びに大麻のエキス及びチンキ  
 クロニタゼン(二ーパラクロルベンジル一ージエチルアミノエチル一五ーニトロペンズイミダゾール)  
 ユカ葉  
 ユカイン(ベンゾイルエクゴニン)のメチルエステル  
 けしがらの濃厚物(けしがらのアルカロイドを濃厚化する工程により得られる物質で取引に供されるもの)  
 デソモルヒネ(ジヒドロデオキシモルヒネ)  
 デキストロモラミド(+)一四一(二ーメチル一四一オキソ一三ー

三ージフェニル一四一(二ーピロリジン)「ブチル」モルフォリン)  
 ジアンプロミド(エヌ一(二ー)メチルフェネチルアミノ)「プロピル」プロピオンアニリド)  
 ジエチルチアンブテン(三ージエチルアミノ一ー一ージ一(二ー)チエニル)一ーブテン)  
 ジヒドロモルヒネ  
 ジメノキサドール(二ージメチルアミノエチル一ーエトキシ一ー一ージフェニルアセテート)  
 ジメフェブタノール(六ージメチルアミノ一四ー四ージフェニル一三ー(プターノール)  
 ジメチルチアンブテン(三ージメチルアミノ一ー一ージ一(二ー)チエニル)一ーブテン)  
 ジオキサフェチルブチレート(エチル四ーモルフォリノ一ニ一ニ一ジフェニルブチレート)  
 ジフェノキシレート(二一(三ー)シアノ一三ー三ージフェニルプロピル)一四一フェニルビペリジン一四一カルボン酸エチルエステル)  
 ジピパノン(四一四一ジフェニル一六一ビペリジン一三一(プターノール)  
 エクゴニン並びにそのエステル及び誘導体でエクゴニン及びユカインに転換しうるもの  
 エチルメチルチアンブテン(三ーエチルメチルアミノ一ー一ージ一(二ー)チエニル)一ーブテン)

エトニタゼン(一ージエチルアミノエチル一ニ一パラ一エトキシベンジル一五ーニトロペンズイミダゾール)  
 エトキシセリジン(二一(二一)二一ヒドロキシエトキシ)エチル一四一フェニルビペリジン一四一カルボン酸エチルエステル)  
 フレチジン(二一(二一)テトラヒドロフルフリルオキシエチル)一四一フェニルビペリジン一四一カルボン酸エチルエステル)  
 ヘロイン(ジアセチルモルヒネ)  
 ヒドロコドン(ジヒドロコデイノン)  
 ヒドロモルヒノール(十四一ヒドロキシジヒドロモルヒネ)  
 ヒドロモルフォオン(ジヒドロモルヒノン)  
 ヒドロキシベチジン(四一メターヒドロキシフェニル一ーメチルビペリジン一四一カルボン酸エチルエステル)  
 イソメサドン(六ージメチルアミノ一五ーメチル一四一四一ジフェニル一三一(ヘキサノン)  
 ケトベミドン(四一メターヒドロキシフェニル一ーメチル一四一プロピオニルビペリジン)  
 レボメソルファン(注)(+)一三ーメトキシ一エヌ一メチルモルヒナ

レボモラミド(+)一四一(二一)メチル一四一オキソ一三ー三ージフェニル一四一(二一)ピロリジン)「ブチル」モルフォリン)  
 レボフェナシルモルファン(+)一三ーヒドロキシ一エヌ一フェナシルモルヒナ)  
 レボルファンノール(注)(+)一三ーヒドロキシ一エヌ一メチルモルヒナ)  
 メタゾシン(二一)ヒドロキシ一ニ一五一ノトリメチル一六一七ーベンゾモルファン)  
 メサドン(六ージメチルアミノ一四一四一ジフェニル一三一(プターノール)  
 メチルデソルフィン(六一)メチル一デルタ六ーデオキシモルヒネ)  
 メチルジヒドロモルヒネ(六一)メチルジヒドロモルヒネ)  
 一ーメチル一四一フェニルビペリジン一四一カルボン酸  
 メトボン(五一)メチルジヒドロモルヒノン)  
 モルフェリジン(二一)二一モルフォリノエチル)一四一フェニルビペリジン一四一カルボン酸エチルエステル)  
 モルヒネ  
 モルヒネメソプロミドその他の五価窒素モルヒネ誘導体  
 モルヒネ一エヌ一オキシド

ミロフィン(ミリスチルベンジルモルヒネ)  
 ニコモルヒネ(三一六一)ジニコチルモルヒネ)  
 ノルレボルファンノール(+)一三ーヒドロキシモルヒナ)  
 ノルメサドン(六一)ジメチルアミノ一四一四一ジフェニル一三一(ヘキサノン)  
 ノルモルヒネ(デメチルモルヒネ)あへん  
 オキシコドン(十四一ヒドロキシジヒドロコデイノン)  
 オキシモルフォオン(十四一ヒドロキシジヒドロモルヒノン)  
 ペチジン(二一)メチル一四一フェニルビペリジン一四一カルボン酸エチルエステル)  
 フェナドキソン(六一)モルフォリノ一四一四一ジフェニル一三一(プターノール)  
 フェナンプロミド(エヌ一(二一)メチル一ニ一)ビペリジノエチル)プロピオンアニリド)  
 フェナゾシン(二一)ヒドロキシ一五一九一)ジメチル一ニ一フェネチル一六一七一)ベンゾモルファン)  
 フェノモルファン(三一)ヒドロキシ一エヌ一フェチルモルヒナ)  
 フェノペリジン(二一)三一)ヒドロキシ一三一)フェニルプロピル)一

昭和三十九年六月十六日 衆議院会議録第三十六号(その二) 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めるの件

昭和三十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二)

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めるとの件 建設省設置法の一部を改正する法律案

一一九四

四―フェニルペリジジン―四―カルボン酸エチルエステル)

ビミノジン(四―フェニル―(二―フェニルアミノプロピル)ピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル)

プロヘパタジン(一・三―ジメチル―四―フェニル―四―プロピオンオキシアザシクロヘプタン)

プロペリジン(一―メチル―四―フェニルペリジジン―四―カルボン酸イソプロピルエステル)

ラセモソルファン(四―三―メトキシ―エヌ―メチルモルヒナン)

ラセモラミド(四―四―二―メチル―四―オキソ―三・三―ジフェニル―四―(一―ピロリジニル)ブチル)モルフォリン)

ラセモソルファン(四―三―ヒドロキシ―エヌ―メチルモルヒナン)

テパコン(アセチルジヒドロコデイン)

テバイン

トリメペリジン(一・二・五―トリメチル―四―フェニル―四―プロピオンオキシペリジン)

そのエステル及びエーテル(他の附表に掲げるものを除く。)

この附表Iに掲げる薬品の塩類(前記のエステル、エーテル及び異性体の塩類を含む。)が存在しうるときはその塩類

注 デキストロメソソルファン(四―三―メトキシ―エヌ―メチルモルヒナン)及びデキストロソルファン(四―三―ヒドロキシ―エヌ―メチルモルヒナン)は、特にこの附表Iから除く。

附表II

アセチルジヒドロコデイン

コデイン(三―メチルモルヒネ)

デキストロプロボキシフェン(四―四―ジメチルアミノ―三―メチル―一・二―ジフェニル―二―プロピオンオキシブタン)

ジヒドロコデイン

エチルモルヒネ(三―エチルモルヒネ)

ノルコデイン(エヌ―デメチルコデイン)

フォルコジン(モルフォリニルエチルモルヒネ)

この附表IIに掲げる薬品の異性体が特定の化学名の下に存在しうるときはその異性体(特に除外されるものを除く。)

この附表IIに掲げる薬品の塩類(前記の異性体の塩類を含む。)が存在しうるときはその塩類

附表III

1 アセチルジヒドロコデイン、コデイン、デキストロプロボキシフェン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ、ノルコデイン及びフォルコジンのそれぞれの製剤であつて、次の条件を満たすもの

(a) 濫用の危険が全く又はほとんどないような態様で他の一又は二以上の成分と複合しており、かつ、容易に用いうる手段により又は公衆の健康に危険をもたらすような取量で薬品を回収することができないこと。

(b) 一回の用量につき百ミリグラム以下の薬品を含有し、又は、分割されていない製剤については、濃度二・五パーセント以下であること。

2 コカイン塩基として計算して〇・一パーセント以下のコカインを含有するコカイン製剤及び無水モルヒネ塩基として計算して〇・二パーセント以下のモルヒネを含有するあへん製剤又はモルヒネ製剤であつて、濫用の危険が全く又はほとんどないような態様で他の一又は二以上の成分と複合しており、かつ、容易に用いうる手段により又は公衆の健康に危険をもたらすような取量で薬品を回収することができないもの

3 用量ごとに分割されたジフェノキシレートの固体の製剤であつて、一回の用量につき、塩基として計算して二・五ミリグラム以下のジフェノキシレート及び二十五ミクログラム以上の硫酸アトロピンを含有するもの

4 複方アヘントコン散

あへん末十パーセント、トコン末十パーセント及び薬品を含有しない他の粉末成分八十パーセントの割合でこれらをよく混和したものの

5 この附表IIIに掲げるいずれかの処方適合する製剤及びこれらの製剤と薬品を含有しない物との混合物

附表IV

大麻及び大麻樹脂

デソモルヒネ(ジヒドロデオキシモルヒネ)

ヘロイン(ジアセチルモルヒネ)

ケトペミドン(四―メターヒドロキシフェニル―一―メチル―四―プロピオニルペリジン)

この附表IVに掲げる薬品の塩類が存在しうるときはその塩類

建設省設置法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和三十九年一月二十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十四号中「海岸堤防」を「海岸」に、「助成」を「助成及び監督」に改める。

第四条第四項及び第七項中「及び地区」を、「地区及び街区」に改める。

第六条中「建設研究所」を「建設大学校」に改める。

第九条の二(見出しを含む。)中「建設研究所」を「建設大学校」に改め、同条第一項中「第一号の二」を「第一号の三」に改める。

第十二条各号を次のように改める。

一 国土計画及び地方計画に関する調査及び立案のための業務に關すること。

二 建設業者の登録に關すること。

三 建設業の発達及び改善の助長並びに建設業者の監督に關すること。

四 不動産鑑定士試験並びに特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験の実施に關すること。

事務並びに不動産鑑定士、不動産鑑定士補及び不動産鑑定業者の登録及び監督に關すること。  
 五 都市計画及び都市計画事業の決定の案の作成その他当該決定に關する事務に關すること。  
 六 都市計画事業その他都市施設に關する事業の実施、助成及び監督に關すること(助成に關する事務には、補助金等の配分に關する事務を含む。以下次号から第十七号までに規定する助成に關する事務について同じ。)  
 七 土地区画整理事業の実施、助成及び監督に關すること。  
 八 河川、水流及び水面の利用、改良、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に關すること。  
 九 砂防工事その他の砂防に關する管理の実施、助成及び監督に關すること。  
 十 地すべり防止工事その他の地すべりの防止及びほた山の崩壊防止に關する管理の実施、助成及び監督に關すること。  
 十一 海岸保全施設に關する工事その他の海岸の保全に關する管理の実施、助成及び監督に關すること。  
 十二 洪水予報及び水防警報の実施並びに水防に關する助成及び監督に關すること。

十三 道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に關すること。  
 十四 河川、道路、砂防設備及び海岸の災害復旧事業の実施、助成及び監督に關すること。  
 十五 公営住宅及び共同施設の建設、補修、管理及び処分の助成及び監督に關すること。  
 十六 住宅地区改良事業並びに改良住宅の管理及び処分の助成及び監督に關すること。  
 十七 防災建築街区造成事業の助成及び監督に關すること。  
 十八 防災建築街区造成組合に關すること。  
 十九 市町村の区域ごとの公営住宅建設三箇年計画に關すること。  
 二十 建築主事の資格検定及び一級建築士試験の実施に關する事務に關すること。  
 二十一 一級建築士の免許に關すること。  
 二十二 国費の支弁に關する建築物の管轄及びその附帯施設の建設に關すること。  
 二十三 関係国家机关に対して官公庁施設の建設等に關する法律の施行に關して必要な報告又は資料の提出を求めると並びに国家机关の建築物及びその附帯

施設の保全に關する実地についての指導に關すること。  
 二十四 水資源開発公団法第二十四条の規定による特定施設の操作に關する指揮に關すること。  
 二十五 道路整備特別措置法に基づく工事の検査に關すること。  
 二十六 建設工用機械の貸付けに關すること。  
 二十七 道路の交通量の調査その他所管行政の実施のため必要な調査に關すること。  
 二十八 所管行政に關する監察事務に關すること。  
 二十九 公共団体等の委託に基づき、建設工事、建設工事の設計及び建設工事の工事管理並びに建設工用機械の修理及び運搬を行ふこと。  
 三十 前号に掲げるもののほか、委託に基づき、建設省の所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事及び建設省の所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事を行ふこと。  
 三十一 委託に基づき、他の事務に支障のない範囲内で、建設省の行なう管轄工事に使用する建築資材について特別な試験を行ふこと。  
 第十三条第二項を次のように改める。

2 北陸地方建設局及び四国地方建設局においては、前条の規定にかかわらず、同条第二十二号、第二十三号及び第三十一号に掲げる事務並びに同条第二十九号及び第三十号に掲げる事務のうち管轄工事に係る事務は、分掌しないものとする。  
 第十三条第三項中「第一号の三及び第二号の三に掲げる事務並びに同条第二号及び第二号の二に掲げる事務」を「第二十二号、第二十三号及び第三十一号に掲げる事務並びに同条第二十九号及び第三十号に掲げる事務」に改め、同条第四項中「工事を」を「工事、維持その他の管理」に改める。  
 第十四条第一項中「左の五部及び一室」を「次の六部」に、「河川部」を「計画管理部」に改め、「企画室」を削り、同項ただし書を次のように改める。  
 ただし、北陸地方建設局及び四国地方建設局には用地部及び管轄部を、中国地方建設局には用地部を置かない。  
 第二十二条を次のように改める。  
 第二十一条に規定する事項のほか、昭和四十年三月三十一日までの間に限り、建設大臣の諮問に依りて公共用地の取得に伴う公共補

償の基準に關する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べることができると。  
 附則  
 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条、第四条、第六条、第九條の二、第十四条第一項ただし書及び第二十二條の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。  
 理由  
 地域の特性に応じた総合的な建設行政の実施を促進し、かつ、建設省の所管行政の合理的運営を図るため、地方建設局の分掌事務の範囲を拡大するとともに、中部地方建設局に用地部を置き、建設研究所を建設大学校に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。  
 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に關する法律案  
 右の内閣提出案は本院において可決した。  
 よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 建設省設置法の一部を改正する法律案 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に關する法律案 一一九五

昭和三十一年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案

昭和三十一年五月十三日  
衆議院議長 重宗 雄三  
衆議院議長船田中殿

大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、大規模な公有水面の埋立て(干拓を含む。以下同じ)により生ずる土地に係る区域をもつてあらたに村を設置する場合の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の特例を定めるとともに、当該村の組織及び運営に係る地方自治法その他の法律の特例を定めるものとする。

(村の設置の特例)

第二条 大規模な公有水面の埋立てが行なわれる場合において、当該埋立てによりあらたに生ずる土地に係る区域をもつて村を設置することが適当であると認めるときは、内閣は、関係普通地方公共団体の意見をきいて、あらたに村を設置することができる。

2 前項の意見については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。  
3 自治大臣は、第一項の規定による処分があつたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。  
(設置選挙の特例)

第三条 新村(前条第一項の規定による処分により設置された村をいう。以下同じ)の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙に関する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「地方自治法第七條第六項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日」とあるのは、「自治大臣が指定する日」と読み替へるものとする。

(職務執行者)

第四条 新村の設置があつたときは、都道府県知事は、都道府県の議会の同意を得て、当該都道府県の吏員で市町村長の被選挙権を有する者のうちから、新村の長の職務を行なう者(以下「職務執行者」という。)を定めなければならない。

2 職務執行者は、新村の長が最初に選挙され、就任する時まで、この法律に定めるもののほか、新村の長及び収入役の権限に属するすべての職務を行なう。  
3 職務執行者の任期は、二年とする。

4 都道府県知事は、職務執行者が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は職務執行者に職務上の義務違反その他職務執行者たるに適しない非行があるとき、その任期中においてこれを解職することができる。

5 地方自治法第百四十二条及び第百四十五条の規定は、職務執行者に準用する。この場合において、同法第百四十五条中「当該普通地方公共団体の議会の議長(又は「議会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(職員)

6 職務執行者は、市町村長の被選挙権を有しなくなつたとき、又は前項において準用する地方自治法第百四十二条の規定に該当するときは、その職を失う。この場合において、同条の規定に該当するかどうかは、都道府県知事が決定しなければならない。

第五条 職務執行者の補助機関たる常勤の職員は、都道府県知事の補助機関たる職員のうちから、当該都道府県知事の同意を得て、職務執行者がこれを命ずる。  
2 職務執行者は、その権限に属する事務の一部を前項の職員に委任

し、又はこれをして臨時に代理させることができる。  
3 職務執行者は、第一項の職員を指揮監督する。  
(条例の特例)

第六条 新村は、新村の設置による議会の議員の一般選挙が行なわれ、当該議会が成立するまでの間においては、地方自治法第九十六条の規定にかかわらず、当該議会の議決に代えて都道府県知事の承認を得て、条例を設け、又は改廃することができる。

2 都道府県知事は、前項の承認をしようとする場合において、当該条例が地方税の賦課徴収、分担金若しくは使用料の徴収又は行政事務の処理に関する条例であるときは、あらかじめ、当該都道府県の議会の同意を得なければならない。

3 新村の長は、新村の設置後最初に招集された議会の会議において、第一項の規定による条例の制定について、その承認を求めなければならない。  
(議決事項の特例)

第七条 職務執行者は、新村の設置による議会の議員の一般選挙が行なわれ、当該議会が成立するまでの間においては、その事務を管理し、及び執行する場合において地方自治法その他の法令により議会

の議決を要することとされているときは、これらの法令の規定にかかわらず、当該議決に代えて都道府県知事の承認を得なければならない。  
(委員会等の特例)

第八条 新村には、地方自治法第百八十一条の選挙管理委員会及び同法第百九十五条の監査委員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二条の教育委員会、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条の公平委員会、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条の農業委員会並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百二十三条の固定資産評価審査委員会は、これらの規定にかかわらず、選挙管理委員会については新村の議会において最初に選挙管理委員会が選挙されるまでの間、監査委員、教育委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会については新村の議会の同意を得てこれらの委員が最初に選任されるまでの間、農業委員会については新村の設置による長の選挙が行なわれ、新村の長が就任するまでの間、これを置かないものとする。

2 前項の規定により選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、公平委員会及び農業委員会が置かれないうちにおいては、新村の選挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び公平委員会の事務については都道府県の選挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び人事委員会が、新村の農業委員会の事務については職務執行者が管理し、又は執行するものとする。

(議会の議員、長及び委員の任期の特例)

第九條 第三條の規定により読み替えて適用される公職選挙法第三十三條第三項の規定に基づいて自治大臣が指定した日(以下「指定日」といふ)から起算して四年を経過した日の前日までの間において選挙され、又は選任される新村の議会の議員、長、選挙管理委員、監査委員及び農業委員会の選挙による委員の任期は、地方自治法第九十三條第一項、第四百四條第一項、第四百八十三條第一項本文及び第九百九十七條本文並びに農業委員会等に関する法律第十五條第一項本文の規定にかかわらず、二年とする。

2 指定日から起算して四年を経過した日の前日までの間において選任される新村の教育委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員

会の委員の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五條第一項本文及び附則第八條、地方公務員法第九條第十項本文及び附則第五項並びに地方税法第四百二十三條第六項及び第四百二十四條第一項の規定にかかわらず、二年とし、指定日から起算して四年を経過した日以後最初に選任されるこれらの委員の任期については、当該選任される委員を新村の最初の教育委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の委員とみなして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第八條、地方公務員法附則第五項及び地方税法第四百二十四條第一項の規定をそれぞれ適用する。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
(施行期日)  
2 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。  
第四條第一項第十四号の七の次に次の一号を加える。  
十四の八 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第

号)の施行に関する事務を行なうこと。  
第十條第五号の五の次に次の一号を加える。  
五の六 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の施行に關すること。

東海北陸自動車道建設法案(瀬戸山三男君外十八名提出)に関する報告書  
一 議案の要旨及び目的  
本案は、東海地方と北陸地方との交通の迅速化を図り、相互間の産業経済等の関係を一層緊密にし、かつ、關係地域の開發を強力に推進するため、全国的な自動車交通網の必要部分を構成するものとして、起点を一宮市、終点を砺波市附近とし、主たる經過地を関市附近及び岐阜県大野郡莊川村附近とする路線を基準とする幹線自動車道を建設しようとするものである。

昭和三十九年六月十二日  
建設委員長 丹羽喬四郎  
衆議院議長船田中殿  
首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の要旨及び目的  
現行法において、東京都区部、武蔵野市及び三鷹市を工業等制限区域と定め、既成市街地への産業及び人口の過度集中の防止に努めているが、依然として人口集中はやまず、更に都市の過大化による種々の弊害が現行の制限区域の周辺にも及びつつある現状にかんがみ、本改正案により工業等制限区域を周辺地区にも拡大して、産業及び人口の集中を直接抑制しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

昭和三十九年六月十二日  
建設委員長 丹羽喬四郎  
衆議院議長船田中殿  
近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の要旨及び目的  
本案は、近畿圏整備法第十五條の規定に基づき制定する法律で、同法第二条の既成都市区域のう

1 工業等制限区域は、既成市街地のうち政令で定める区域(東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、横浜市、川崎市、及び川口市の区域の一部)とすること。  
2 制限施設の許可権者は、都県知事又は政令指定都市の市長とするものとし、許可又は不許可の処分をするには、あらかじめ首都圏整備委員会その他の関係

行政機関の長の承認を得るものとする。  
この場合において、政令指定都市の市長は、知事を経由して、首都圏整備委員会の委員長に承認を求め、知事はすみやかに意見を附して進達するものとする。  
3 首都圏整備審議会の委員に指定都市の市長及び議会の議長を加えること。  
二 議案の可決理由  
本案は、首都圏の既成市街地の実情にかんがみ、東京都の区域外の既成市街地についても産業及び人口の過度の集中を抑制する必要があるため、工業等制限区域の指定を行なおうとするもので、その措置は、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。  
右報告する。  
昭和三十九年六月十二日  
建設委員長 丹羽喬四郎  
衆議院議長船田中殿

昭和三十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案 議案に関する報告書 一一九七

ち、一定の区域を工場制限区域として定め、この制限区域内においては、人口の増大の原因となる大規模な工場、学校の新設及び増設を制限し、これらの区域への産業及び人口の過度の集中を防止しよ

1 制限の対象となる施設は、人口増大の原因となる工場(工場の種類に従つて千平方メートル以上で政令で定める面積以上)、大学、高等専門学校(いずれも千五百平方メートル以上)、及び各種学校(八百平方メートル以上)とすること。

2 制限区域は、既成都市区域のうち政令で定める区域(京都市、大阪市、堺市、布施市、守口市、神戸市、尼崎市及び西宮市に属する区域の一部)とすること。

3 許可権者の許可を受け、次の許可基準に適合するものには、例外的に制限施設の新増設を認めるものとする。

- (イ) 工場等制限区域内における人口の増大をもたらすこととならないと認められるとき。
(ロ) 工場等制限区域内における住民又は他の事業者が、その生活上又は事業経営上現に受けており、又は将来受けるべ

き著しい不便が排除されたと認められるとき。

(ハ) 工場等制限区域外において申請者が当該申請に係る事業を經營することが著しく困難であると認められるとき。
(ニ) その他政令で定める場合に該当するとき。

4 制限施設の許可権者は、府県知事又は政令指定都市の市長とし、許可又は不許可の処分をするには、あらかじめ、近畿圏整備長官及び関係行政機関の長の承認を得るものとする。この場合において、政令指定都市の市長は、知事を経由して、近畿圏整備長官の承認を求め、知事はすみやかに意見を附して進達するものとする。

5 その他経過措置、許可申請手續、許可の承認、違反に対する措置、立入検査、国の設置する制限施設に関する特例等について所要の規定を設けることとする。

二 議案の可決理由

本案は、近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中を防止するため、大規模な工場、大学その他人口の増大をもたらす原因となる施設の新設及び増設を制限しようとするもので、その措置は、有効適切なものと認め、これ

を可決すべきものと議決した次第である。
昭和三十一年六月十二日
建設委員長 丹羽喬四郎
衆議院議長船田中殿

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、近畿圏整備法第十三条の規定に基づき制定する法律であり、近郊整備区域を計画的に市街地として整備し、また、都市開発区域を工業都市、その他の都市として発展させるため、必要な事項について規定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 近郊整備区域又は都市開発区域の建設計画の作成主体には、関係府県知事が当たり、内閣総理大臣の承認を得て設定せられるものとする。
2 近郊整備区域における工業市街地の整備及び都市開発区域における工業都市としての開発を図るため、工業団地造成事業を施行することができることとする。

3 工業団地造成事業の都市計画決定は、建設大臣が都市計画法の定める手続きによつて行なうものとし、又その施行者は、地方公共団体又は日本住宅公団で建設大臣にその施行を申し出たものとする。

4 工業団地造成事業の施行を確保するための措置として、土地の測量及び調査については、必要限度の立入りを許し、施行区域内の土地建物等については、先買い権及び取用権を設けるものとする。
5 施行者は、工業団地造成事業に関する事業計画及び造成敷地等の処分管理計画を定め、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出ることとする。

6 造成工場敷地の譲受人は公募するものとし、その事業に必要な土地の提供者又は制限施設の移設者等を優先するものとする。
7 近郊整備区域又は都市開発区域の建設計画を達成するため、国及び地方公共団体は必要な施設の整備の促進に努めること、国有財産の売却代金等の延納を認めること、鉄軌道を敷設する者等に対して、国は資金のあつ

せんに努めること等の規定を設けること。

8 都市開発区域への工業の立地を促進するため、地方税の不均一課税に伴う地方財源の補てん措置を講ずるものとする。
二 議案の可決理由
本案は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の作成、工業団地造成事業の施行等に関し必要な事項を定め、近郊整備区域の計画的な市街地としての整備及び都市開発区域の工業都市その他の都市としての開発を図ろうとするもので、その措置は、妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。
昭和三十一年六月十二日
建設委員長 丹羽喬四郎
衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の運営に当たり、次の諸点について特段の考慮を払うべきである。

一 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)における近畿圏の区域の決定をはじめ、政令に委ねられている事項の制定及び近郊整備区域、都市開発区域の指定を早急に行なうこと。

二 近畿圏区域内の総合的計画は、近畿圏区域内の全域にわたる均衡ある整備及び開発を図るものとし、その計画の基本方針並びに基本計画は、適切かつ明瞭なもので、早急に策定されなければならないものとする。

三 田は、近畿圏区域内における都市の整備開発事業及び工業団地造成事業等を円滑に実施するため、その財源の裏づけ確保に努め、地方債の増、金融のあつせん等について適切な措置を講ずること。

四 近郊整備区域、都市開発区域及び工業団地造成に関する計画並びに建設の実施に当たっては、公害の防止対策について万全の措置を講じなければならないものとする。

右決議する。

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
 本案は、千九百六十年の海上に

おける人命の安全のための国際条約の発効に備えて、船舶局の無線設備、運用等に関する条件を条約の規定に適合するよう改めるとともに、建築基準法の改正に伴つて予想される高層建築物等の建築により、マイクロ波重要無線通信の電波伝搬に障害が生ずることを防止するため、所要の措置を定めようとするものであつて、その要点は次の通りである。

1 条約関係

- (一) 義務船舶局(郵政省令で定める漁船の船舶局を除く)の無線設備の設置場所について、外部からの雑音のないこと、安全な高い位置にあること、ほか、水又は温度の影響により無線設備の機能に障害を生ずるおそれのないこととする。
- (二) 第三種局乙の船舶の範囲について、下限を三百トンとする。
- (三) 国際航海に従事する千六百トン未満三百トン以上の非旅客船(条約の適用を受けない漁船を除く)の船舶局について、聴守義務時間を一日二十四時間とすること。

- 2 建築物関係
- (一) 郵政大臣は、八百九十メガサイクル以上の周波数の電波

による固定地点間の重要無線通信の電波伝搬路直下における幅二百メートル以内の区域について、電波監理審議会に諮問のうえ、伝搬障害防止区域の指定をすることができるとすること。

(二) 伝搬障害防止区域内において地表からの高さ三十一メートルをこえる高層建築物等を建築する者は、あらかじめ、その位置、高さ、高さ三十一メートルをこえる部分の形状等の工事計画を届け出て、当該部分の建築が重要無線通信の障害原因となるかどうかにつき、郵政大臣の通知を受けるものとし、障害原因となる場合には、関係の無線局の免許人も同様通知を受けるものとする。

こと。なお、建築主がこの届出をしない場合には、郵政大臣は、期限を定めて、届け出るべきことを命じなければならないものとする。

(三) 重要無線通信の障害原因となる旨の通知を受けた建築主及び関係の無線局の免許人は、相互に、相手方に対し、電波伝搬路の変更その他障害を防止するための措置に関し協議すべき旨を求め、協議がと

ける場合においては、障害のおそれが除去されない限り、二年間(公衆通信の障害原因となるものについては、三年間)は、障害原因となる部分の工事をしてはならないものとする。

(四) 郵政大臣は、届出をしないで高層建築物等の高さ三十一メートルをこえる部分の工事が行なわれ又はその見込みが確実であるときは、建築主に対し、当該部分の工事の停止を命ずることができるとすること。

二 議案の可決理由

新条約の趣旨及びマイクロ波重要無線通信路確保の必要に照らし、本案の措置は適当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十九年六月十二日  
 通信委員長 加藤常太郎  
 衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
 一九六〇年海上人命安全条約は、船舶無線電信局の聴守体制を強化す

るよう規定していることにかんがみ、政府は必要な船舶通信士の確保に遺憾のないよう適切な措置を講ずること。

右決議する。

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求め、本件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

麻薬の国際統制に関しては、現在九条約が存在しているが、これらの諸条約は、相互に重複して複雑な体系を構成しているため、麻薬の統一的な国際統制にあつて不便であるので、国際連合は、経済社会理事会の麻薬委員会にこれら諸条約の単一化につき検討を行なわせていたところ、草案を得たので、一九六一年一月二十四日よりニュー・ヨークにおいて、わが国を含む七十四箇国の参加のもとに国際連合会議が開催され、審議の結果、同年三月三十日に本条約が採択されたので国際連合加盟国、国際司法裁判所の当事国、国際連合の専門機関の加盟国である国際連合の非加盟国その他経済社会理事会が締結国となるよう招請する国による署名のため同年八月一日まで開放されたが、わが国は同年七月二十六日に署名を行なつた。

本条約は、麻薬の医療上の使用が現状においては、なほ、不可欠である一方、麻薬の中毒が個人及び社会に重大な害悪を及ぼすことを認め、麻薬の濫用を防止し、その使用を医療上及び学術上の目的にのみ制限するために所要の国際協力及び国際統制を行なうことを目的としたもので、締約国は麻薬の生産、取引及び使用等を医療上及び学術上の目的にのみ制限するために必要な立法上及び行政上の措置をとること。麻薬の国際統制に

関する任務は国際連合経済社会理事会の麻薬委員会及び新設される国際麻薬統制委員会に委託すること。締約国は、麻薬の原料植物であるけし、コカ樹及び大麻の栽培について統制措置をとり、また、国营企業によつて行なわれる場合をのぞき、薬品の取引等は免許制度の下に置かなければならないこと。各締約国は、その憲法上の制限に従うことを条件として、本条約に違反する栽培、薬品の生産、販売、仲介等いかなる行為も、それが故意に行なわれたときは処罰すべき犯罪となること。並びに重大な犯罪に対しては拘禁刑その他相当の処罰が行なわれることを確保するための措置をとること。締約国は、麻薬の中毒者の治療、保護及び厚生のために特別の措置をとること。及び本条約が発効したときに現行の麻薬関係諸条約はその効力を終了し、本条約がそれに代わるものとする等について規定している。

なお、本条約は、四十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生じ、前記の四十番目の批准書又は加入書の寄託の日の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その国の批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生じ、また、効力発生の日から二年の期間が満了した後、国際連合事務総長に文書を寄託することによつて本条約を廃棄できることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

麻薬に関する現行諸条約に代わり、多数国の参加が期待される本条約が発効することにより、麻薬の国際統制が一層普遍化することは、わが国も大きな利益を受けることになり、また、わが国が麻薬についての取締まりを一層効果的に行なうためには、本条約に基づく国際協力を確保することが必要

であるので、本条約を締結することは適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

事務についても事務の性格に応じ、できる限り多くを地方建設局に実施させることとするともに、計画管理部を新設し、企画室を廃止する。

昭和三十九年六月十二日  
外務委員長 白井 莊一  
衆議院議長船田中殿

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、近年の経済成長に伴い、産業の基盤となる各種公共施設の整備あるいは住宅及び生活環境施設の充実に対する要請の増大に対処する目的をもつて、河川、道路、住宅等公共投資の中核をなすべき事業についての施策をより的確に実施するため、これに即応する行政の執行体制を確立しようとするもので、その主な点は次のとおりである。

1 地域の特性に応じた総合的な建設行政の実施を促進し、広域行政の推進に資するとともに、所管行政の運営の合理化を図るため、現在地方建設局は主として河川、道路等の直轄事業を実施しているのであるが、今後は都市計画、住宅関係をも含めた一般行政事務並びに補助金関係

2 中部地方における直轄事業量の増大に対処するため、中部地方建設局に用地部を設置する。

3 国、地方公共団体等を通じて建設関係職員等の「人づくり」を一段と積極的に推進するため、建設関係職員の養成訓練を行なつてきた建設研修所を建設大学校に改称するとともに組織、施設、教育内容等の充実を図ることとする。

4 公共用地の円滑かつ適正な取得を促進するため、昭和四十年三月三十一日までの間に限り、公共用地審議会に公共補償の基準に関する重要事項を調査審議させることとする。

なお、施行期日は、1については公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日、2、3及び4については昭和三十九年四月一日としている。

二 議案の修正議決理由

本案は、地域の特性に応じた総合的な建設行政の実施を促進し、かつ、建設省の所管行政の合理的運営を図るため、おおむね妥当な措置と認めるが、砂防事業及び地すべり防止対策事業等に関する国の施策について一貫性を確保するため、地方建設局の分掌する事務のうち「砂防工事及び地すべり防止工事等に関する助成及び監督に關すること」を削除することとし、また施行期日のうち、昭和三十九年四月一日はすでにその日を経過しているので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約二千七百三十九万円が、昭和三十九年度一般会計歳出予算に計上されている。

昭和三十九年六月十二日

内閣委員長 徳安 實藏

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第十二条各号を次のように改める。

一 国土計画及び地方計画に關する調査及び立案のための業務に關すること。

二 建設業者の登録に關すること。

三 建設業の発達及び改善の助長並びに建設業者の監督に關すること。

- 四 不動産鑑定士試験並びに特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験の実施に関する事務並びに不動産鑑定士、不動産鑑定士補及び不動産鑑定業者の登録及び監督に関すること。
- 五 都市計画及び都市計画事業の決定の案の作成その他当該決定に関する事務に関すること。
- 六 都市計画事業その他都市施設に関する事業の実施、助成及び監督に関すること(助成に関する事務には、補助金等の配分に関する事務を含む。以下次号〇〇、第八号及び第十一号〇〇から第十七号までに規定する助成に関する事務について同じ。)
- 七 土地区画整理事業の実施、助成及び監督に関すること。
- 八 河川、水流及び水面の利用、改良、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に関すること。
- 九 砂防工事その他の砂防に関する管理の実施、助成及び監督に関すること。
- 十 地すべり防止工事その他の地すべりの防止及びほた山の崩壊防止に関する管理の実施、助成及び監督に関すること。
- 十一 海岸保全施設に関する工事その他の海岸の保全に関する管

- 理の実施、助成及び監督に関すること。
- 十二 洪水予報及び水防警報の実施並びに水防に関する助成及び監督に関すること。
- 十三 道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に関すること。
- 十四 河川、道路、砂防設備及び海岸の災害復旧事業の実施、助成及び監督に関すること。
- 十五 公営住宅及び共同施設の建設、補修、管理及び処分の助成及び監督に関すること。
- 十六 住宅地区改良事業並びに改良住宅の管理及び処分の助成及び監督に関すること。
- 十七 防災建築街区造成事業の助成及び監督に関すること。
- 十八 防災建築街区造成組合に関すること。
- 十九 市町村の区域ごとの公営住宅建設三箇年計画に関すること。
- 二十 建築主事の資格検定及び一級建築士試験の実施に関する事務に関すること。
- 二十一 一級建築士の免許に関すること。
- 二十二 国費の支弁に属する建築物の管轄及びその附帯施設の建設に関すること。

- 二十三 関係国家机关に対して官公庁施設の建設等に関する法律の施行に關して必要な報告又は資料の提出を求めると並びに国家机关の建築物及びその附帯施設の保全に関する実地についての指導に関すること。
- 二十四 水資源開発公団法第二十条の規定による特定施設の操作に関する指揮に関すること。
- 二十五 道路整備特別措置法に基づく工事の検査に関すること。
- 二十六 建設工用機械の貸付けに関すること。
- 二十七 道路の交通量の調査その他所管行政の実施のため必要な調査に関すること。
- 二十八 所管行政に関する監察事務に関すること。
- 二十九 公共団体等の委託に基づき、建設工事、建設工事の設計及び建設工事の工事管理並びに建設工用機械の修理及び運転を行なうこと。
- 三十 前号に掲げるもののほか、委託に基づき、建設省の所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事及び建設省の所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事を行なうこと。
- 三十一 委託に基づき、他の事務に支障のない範囲内で、建設省

の行なり管轄工事に使用する建築資材について特別な試験を行なうこと。

附則

この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条、第四条、第六条、第九条の二、第十四条第一項ただし書及び第二十二條の改正規定は、公布の日昭和三十一年四月一日から施行する。

大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法の特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

- 一 議案の要旨及び目的  
本案は、大規模な公有水面の埋立てによつて生じた土地に、新村を設置する場合の手續き並びに新村の組織及び運営に關し、經過的な地方自治法等の特例を定めようとするものであつて、その要旨は次の通りである。
- 1 新村設置の処分は、内閣が關係普通地方公共団体の意見をきいて行なうことができるものとすること。
- 2 新村の設置による設置選挙は、自治大臣の指定する日以後

において行なうものとする。

3 設置選挙が行なわれるまでの間における新村の組織及び運営について次の特例を定めるものとする。

(1) 村長の職務を執行すべき者として、職務執行者を都道府県知事が都道府県の吏員のうちから、都道府県の議会の同意を得て定めること。

(2) 議会の議決すべき事項の執行は都道府県知事の承認を要することとし、特に住民の権利義務上重要なものについては、さらに都道府県の議会の同意を要するものとする。

(3) 行政委員会等の事務は、原則として、都道府県の行政委員会等が管理し、又は執行するものとする。

(4) 新村の設置選挙後も一定期間に限り、議会の議員及び長並びに行政委員会の委員等の任期を短縮するものとする。

二 議案の可決理由

大規模な公有水面の埋立てが行なわれる場合においての新村の設置及び当該村の組織及び運営を合理的に行なうとする本案の趣旨は、妥当なものと認め、全会一致を

昭和三十九年六月十六日 衆議院會議録第三十六号(その二) 議案に関する報告書

もつて可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十九年六月十二日

地方行政 森田重次郎  
委員長

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、地方自治の本旨に基づき、新村の設置選挙をできる限り速やかに行なうものとし、新村の議会が成立するまでの間においても、条例の制定その他議会の議決事項の決定にあつては、公聴会の開催又は住民組織の代表者の意見を聴取するなど住民の意思が十分反映されるよう配慮すべきである。  
右決議する。

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月二十一日

定価 一部 十五円  
(ただし良質紙は二十円)  
(送料とも)  
発行所 東京都港区赤坂奥町二番地  
大蔵省印刷局 電話 東京五二  
官 課代代代